

墨田区基本計画(案)

2026(令和8)年度 — 2035(令和17)年度

令和8年4月

企画経営室政策担当

目次

第1部 計画の基本的な考え方	3
第1章 計画の意義	4
I 計画策定の目的と視点	4
II 計画の特徴・性格	4
III 計画の期間	5
IV 計画の位置づけ	6
V 計画の構成	6
VI 基本計画と行政評価の連動	6
第2章 計画の前提・背景	8
I 新たな社会の潮流	8
II 人口の現状と将来推計	12
III まちづくりの方向性	18
第2部 “夢” 実現プロジェクト	21
「“夢” 実現プロジェクト」とは	22
“夢” 実現プロジェクト1 こどもの声を大切にして、みんなの笑顔があふれるまちをつくれます！	24
“夢” 実現プロジェクト2 誰もが安心して、心地よく過ごせる地域力日本一のまちをつくれます！	26
“夢” 実現プロジェクト3 多彩な魅力が重なりあう、人々を惹きつけるまちをつくれます！	28
シティプロモーション戦略	30
第3部 計画の内容	33
基本計画施策体系	34
基本目標Ⅰ 豊かな感性が磨かれる	39
基本目標Ⅱ あたたかいおせっかいがめぐる	75
基本目標Ⅲ 安全で心地よい暮らしがある	115
第4部 計画推進に向けた区政運営	159
I 持続可能な行財政運営	160
II 公共施設等整備の考え方	163
III 財政計画	168
IV 基本計画とSDGs	171

第 1 部

計画の基本的な考え方

第1章 計画の意義

I 計画策定の目的と視点

1 計画策定の目的

墨田区では、2025(令和7)年9月に区議会の議決を経て、持続可能なまちづくりの実現に向け、将来における区のあるべき姿と進むべき方向について、基本的な指針となる、新しい「墨田区基本構想」を策定しました。

この「墨田区基本構想」に描かれた2035(令和17)年の将来のまちの姿、「人がつながり夢をカタチに 墨田区」を区民、事業者、区の協働によって実現するため、2026(令和8)年度から10年間を見据えた具体的な施策や取り組み内容を示す最上位の総合計画として、新たな「墨田区基本計画」を策定しました。

2 計画策定の視点

この計画は、次の視点を踏まえ策定しました。

- (1) 基本構想に掲げるまちの将来像を実現するための政策・施策を体系的に示します。
- (2) 今後の社会潮流や、将来的な行政需要を可能な限り想定するとともに、時代の変化に柔軟に対応できるようにします。
- (3) 協治(ガバナンス)の推進を図るため、策定過程において積極的に区民参加の機会を設け、区民の視点を意識します。
- (4) 行財政改革・行政情報化や、ファシリティマネジメント、総合的人事戦略等の考え方に基づき、計画推進にあたっての考え方を取りまとめます。

II 計画の特徴・性格

1 基本構想に掲げる「まちづくりの基本理念」を基軸とした基本計画

基本構想に掲げるまちづくりの基本理念を基軸として、一人ひとりの違いを尊重しながら、「人」を中心に考えること、課題解決に向けて、本区の基盤である地域力「つながり」を活かすこと、それぞれの地域の持つ特性「まちの個性」をより良く磨き続けることを大切に、基本計画を推進していきます。



2 行政評価システム(施策の達成をはかる指標)を組み込んだ基本計画

施策の成果や達成度をはかる具体的目標(指標)について、PDCAマネジメント・サイクルにおけるチェック機能として行政評価制度を導入し、公表することで、常に効果的・効率的な行政施策を選択し、適切な経営判断が可能となる計画とします。

3 「“夢”実現プロジェクト」を掲げた基本計画

異なる分野の政策・施策を横断的に関連づけ、計画期間中に重点的に推進するリーディングプロジェクトを「“夢”実現プロジェクト」として掲げ、相乗的な効果が発揮できる計画とします。

4 今後の公共施設等の整備を示した基本計画

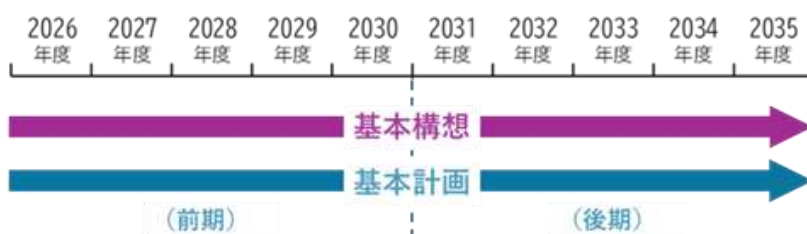
「墨田区公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえたうえで、今後、計画的に展開していくべき主要な公共施設等の整備事業を掲げた計画とします。

5 SDGsを踏まえた基本計画

それぞれの施策とSDGsの17の目標との関係性を明確にし、SDGsの目標を踏まえた区政運営を推進するための計画とします。

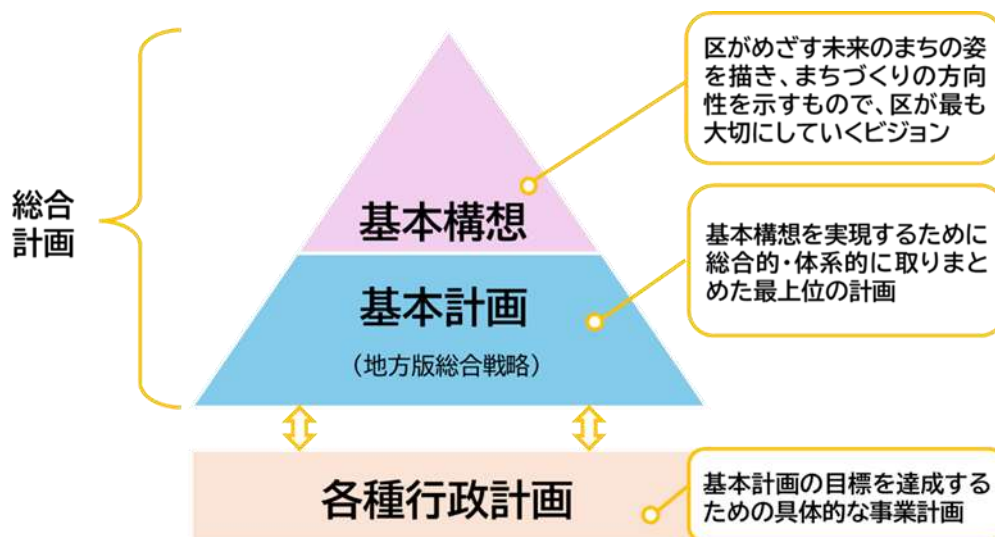
Ⅲ 計画の期間

この基本計画は、2026(令和8)年度を初年度として、2035(令和17)年度までの10か年を計画期間とします。なお、計画期間の5年目にあたる2030(令和12)年度までを前期、後半の5か年を後期とし、原則として前期終了時点で計画を見直し、改定を行います。



IV 計画の位置づけ

本区の総合計画は、基本構想と基本計画で構成し、基本計画の目標を達成するための具体的な事業計画として各種行政計画を位置づけています。また、目的や内容を踏まえ、本基本計画を、「まち・ひと・しごと創生法」(平成26年法律第136号)第10条に基づく地方版総合戦略として位置づけることとします。



V 計画の構成

この基本計画は、全4部構成で以下の内容を記載しています。

第1部「計画の基本的な考え方」では、計画の意義と計画の前提・背景として、社会変化の潮流や区政の課題、区の人口に関する状況等を示しています。

第2部「“夢”実現プロジェクト」では、本区がめざすまちの実現に向けて、基本計画全体をけん引するリーディングプロジェクトを示しています。

第3部「計画の内容」では、基本構想で掲げた3つの基本目標ごとに、政策・施策の内容を示しています。

第4部「計画の推進に向けた区政運営」では、政策・施策を着実に推進するため、社会の変化に柔軟に対応できる行政運営と、安定した財政基盤を確立するための方針を示しています。

VI 基本計画と行政評価の連動

基本計画に掲げた目標が達成できているかどうかを EBPM(Evidence-Based Policy Making)の考え方を取り入れ、根拠に基づいた効果検証、評価を行います。

1 評価の視点

行政評価制度では、以下の視点を取り入れ評価を行います。

(1)必要性・妥当性

区民ニーズに即した事業が実施されているか、真に区が実施すべき事業なのかといった視点で評価を行います。

(2)有効性・適格性

事業予算に見あった効果があるのか、事業の手段や対象は目的に合致しているのかという視点で評価を行います。

(3)効率性・経済性

事業を実施する工程やコストに改善の余地がないか、地域社会や住民等に波及する効果があるかといった視点で評価を行います。

2 指標の設定

行政評価制度では、施策を実施した結果、区民の生活や暮らしがどれくらいよくなったのかをはかる必要があり、そのために2種類の指標を設定します。

設定する指標		概念
成果指標(アウトカム)	目的に対する指標	区民生活等がどのように改善・向上したか
活動指標(アウトプット)	手段に対する指標	区が何をどれだけ実施したか

本計画では、行政活動を評価するモノサシとして、すべての施策に「施策の達成をはかる指標」を設定しています。この指標は、「成果指標(アウトカム)」を基本としていますが、その設定が困難な場合は、「活動指標(アウトプット)」で代替しています。

■行政評価における PDCA マネジメント・サイクルのイメージ



第2章 計画の前提・背景

I 新たな社会の潮流

1 人口動態と少子高齢化

日本の人口は、合計特殊出生率が人口置換水準(人口が均衡する水準)を長期的に下回っていることから、2008(平成20)年の1億2,808万人をピークに減少に転じて以降、一貫して減少傾向が続いています。

近年、少子化の進行は一層深刻さを増しており、出生数は10年間で約3割以上という急激なペースで減少し、2024(令和6)年には68.6万人となり70万人を下回っています。出生数の減少は、将来の地域・社会の担い手の減少、労働力の減少につながり、現役世代の負担増加や行政サービスの水準の低下などの悪影響が懸念されます。このため、雇用の場の確保や子育てと仕事を両立できる環境整備、子育て家庭の多様な支援ニーズへの対応など、こどもを産み育てたいと感じられるような環境の充実が求められています。

また、人口規模が大きい、いわゆる団塊ジュニア世代が2040(令和22)年には65歳以上となることから、今後、高齢人口の比率はますます高まっていくと予想されます。このため、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、地域で高齢者を支え、見守る体制の確立が重要です。

2 地域コミュニティの変化

少子化や共働き世帯の増加による地域での生活時間の減少、プライバシーへの意識の高まりによる住民同士の交流機会の減少など、ライフスタイルや価値観の多様化を背景として、地域コミュニティにおける人間関係の希薄化が懸念されています。また、担い手の確保難や高齢化により、町会・自治会をはじめとする地域団体の組織・活動の維持が困難となるなど、地域コミュニティの活力低下が課題となっています。

一方、地震や風水害といった自然災害や、特殊詐欺や侵入盗等の犯罪への危機意識の高まりなど、地域住民同士の見守りや助けあいの重要性がこれまで以上に高まっています。また、単身世帯の増加傾向が見られるなかで、社会的な孤独・孤立の状況にある、支援が必要な人々の増加が見込まれ、地域コミュニティによる共助のしくみの充実が求められています。

こうしたなかで、人々のライフスタイルの変化に対応し、担い手の負担を軽減しつつ、より効果的、効率的な活動を可能とするとともに、多様な主体の参画を促進するため、地域コミュニティの活動にデジタル技術を活用し、関係者間の連絡・調整の効率化や情報発信、参加機会の充実などを図ることが期待されています。

3 経済と雇用の状況

日本の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、さまざまな活動に制限が加えられたことにより需要に一定の影響がありました。2023(令和5)年以降、社会経済活動は概ね正常化したとみられています。関税措置など、米国の通商政策の影響による景気の減速懸念もあるものの、今後しばらく、日本の経済は安定した成長を維持するものと見込まれています。

一方、人口減少と少子高齢化に伴う労働力不足の進行や、働き方改革の推進に伴う時間外労働抑制などにより、労働力の不足が一層高まる懸念があります。また、さまざまな技術の進展を事業活動に活かすには、新たな知識、能力を有する人材が求められ、企業の採用環境は厳しさを増すと予想され、人材確保に伴う賃金の上昇が企業の大きな課題となる可能性が高くなっています。加えて、近年では、こうした人件費面の要因のほか、外国為替市場における円安と、それに伴う輸入価格の上昇を背景とした物価上昇が続いており、調達コストの負担増による企業収益への悪影響が懸念されています。

不安定な国際情勢に伴う外的な要因による課題を克服し、AI等の新技術を取り入れながら産業構造の転換を図り、安定的な経済成長を実現するためには、価格転嫁・取引適正化の徹底や、中小企業等の稼ぐ力の強化につながる生産性向上の支援など、持続的・構造的賃上げに向けた環境を整えていくことや、付加価値を生み出し、国際競争力を高める新しい産業の創出に取り組むことなどが重要となっています。

4 グローバル化への対応

日本への外国人観光客の来訪者数は長期的に増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に大幅に減少したものの、2023(令和5)年に再び増加に転じており、2025(令和7)年には約4,268万人と過去最高を記録しています。こうしたインバウンド観光需要は各地域の経済活性化に寄与している一方、人気のエリアへの過度な集中や、一部の観光客の問題行動などによる生活環境への影響も指摘されており、地域の実情に応じて、住民の生活環境との調和のとれた観光振興を進めることが求められています。

また、人口減少により日本人の労働力人口が長期的に継続して減少することが見込まれることから、その対応策として外国人労働力の受け入れが広がり、地域の住民として共に暮らす外国人が増加しています。これにより、行政サービスなど社会におけるさまざまな場面において、多言語対応などの配慮を行うとともに、外国人と日本人がお互いの文化や価値観、習慣などの個性を理解、尊重し、共生していくことができる地域社会づくりを進めることが必要となっています。

今後はこれまで以上に経済活動、社会活動のグローバル化が進展すると見込まれることから、国際理解、多文化共生にかかる教育・人材育成、幅広い世代の人々や企業、団体等への啓発や情報提供の充実が求められます。

5 自然環境と持続可能な循環型社会

近年、地球規模では気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの危機に直面しています。環境は人類の存続のための基盤であり、これ以上の悪化は人類の生存そのものが脅かされる事態となります。

こうした危機に対応するため、「第六次環境基本計画」では、環境保全を通じた「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り、環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の構築をめざすこととされました。

自然と文化・産業を活かした持続的な地域づくり等を推進するなかで、各地域の自然が有する価値を再認識し、人と自然のつながりの再構築を図ることも重要です。

地域脱炭素の推進や循環経済への移行など、環境課題と経済・社会的課題の同時解決に向けた取り組みを推進し、地域コミュニティの再生、雇用の創出、地場産業の振興や高齢化への対応、生態系保全等の地域課題の解決につなげていくことが求められています。

6 大規模災害への対応

2011(平成23)年に発生した東日本大震災をはじめとした大規模地震や、気候変動などの影響で近年頻発化・激甚化する風水害、降灰による首都圏への影響も想定される富士山の噴火など、大規模自然災害の発生リスクが高まっています。

2025(令和7)年に施行された「災害対策基本法等の一部を改正する法律」では、令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、宅地の耐震化の推進など、インフラ復旧・復興の迅速化等が盛り込まれました。

都市の強靱化を進めるためには、不燃化・耐震化の取り組みや水害対策、通信設備の強化など、予防・減災に向けた取り組みを推進していくことに加え、人口が集積する東京の特性を踏まえつつ、マンション防災等の推進や、消防団、町会・自治会等の活動の充実・強化によって、住民の自助・共助を底上げし、災害対処能力を強化していくことも重要です。

また、近年では、女性やこどものほか、高齢者、障がい者等の要配慮者の視点に配慮した防災対策に取り組むことや、フェーズフリーの考え方を取り入れていくこと、レジリエンス確保の観点から、デジタル技術などを活用し、予防、応急、復旧・復興のフェーズごとの防災対策の実効性を一層強化することなどが求められています。

また、2020(令和2)年に発生した新型コロナウイルス感染症は、見えない災害と呼ばれ、社会のあり方を変化させるほど大きな影響を及ぼしました。自然災害と感染症の同時発生による複合災害も懸念されており、災害時医療体制の構築を含め、新興感染症への備えを充実させていく必要があります。

7 デジタル技術の進展

デジタル技術が社会に浸透し、SNS等のプラットフォームやクラウドサービス等を含め、社会生活や企業活動等に欠かせない「社会基盤」としてのデジタル領域が拡大しています。日常生活でも、コミュニケーションや情報収集、買い物など、あらゆる場面でデジタルが活用されています。

企業の事業活動においては、自律的に作業を行うAIエージェントの導入による業務効率化が進んでおり、今後、自動運転をはじめとするAIロボティクス等の技術が更に浸透・実装されていくことで、労働力不足の解消や、生産性の向上、競争力の強化による経済活性化などが期待されています。

また、国は2025(令和7)年6月に「地方創生2.0基本構想」を閣議決定し、AI・デジタルなどの新技術の徹底活用と社会実装を掲げており、地域住民が安全かつ快適な生活環境を享受できる持続可能な地域社会の形成や、地域経済の持続的な成長と競争力の強化につなげていくこととしています。

一方で、AIの利用によるリスク(不適切、一貫性のない出力、倫理的・法的に問題のある出力、AIシステムへの攻撃など)も懸念されています。地方公共団体においても、デジタル技術の活用が進んでいますが、協治(ガバナンス)の観点から、これらリスクへの対応や適切な運用が求められています。

8 公共施設等の総合的な管理運用

日本の多くのインフラは高度経済成長期に集中的に整備されており、今後、更新等が必要になる施設が同時期に急増することが懸念されています。道路、橋、河川等の著しい劣化や損傷は、災害時に被害を拡大させる恐れがあります。

インフラが担う「国民の安全・安心の確保」「持続可能な地域社会の形成」「経済成長の実現」という役割を下支えするため、これまでに整備したインフラがその機能を将来にわたって適切に発揮できるよう、予防保全といった「持続可能なインフラメンテナンス」を行うことが求められています。

特に、近年は自然災害が激甚化・頻発化しており、平時から適切かつ効果的に維持管理を行う意義はますます大きくなっています。地方公共団体における技術系職員に限られるなかで、包括管理の実施や公民連携による取り組み、デジタル技術の社会実装等、負担を軽減しつつ、的確に公共施設等のメンテナンスを実施する体制を構築していくことも求められています。

また、地方公共団体においては、今後の人口減少等により、財政状況や公共施設の利用需要の変化が予想されることを踏まえ、公共施設の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現することが必要とされています。

Ⅱ 人口の現状と将来推計

1 人口の動向

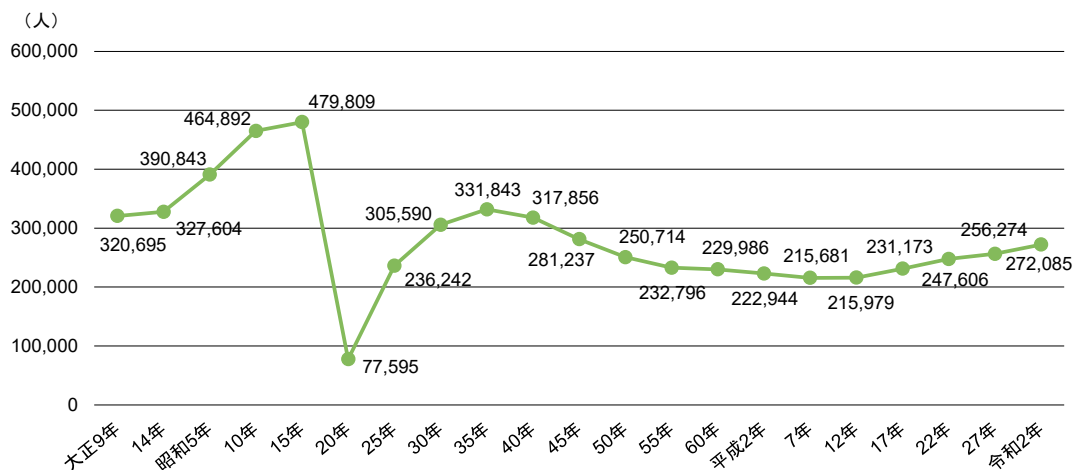
(1) 人口の推移

■1995(平成7)年以降増加傾向にあり、2020(令和2)年には27.2万人

国勢調査による墨田区の人口は1995(平成7)年まで減少傾向にありましたが、その後、都心回帰が進んだことにより上昇に転じ、交通の利便性向上等、住宅地としての魅力の向上により、増加傾向が続き、2020(令和2)年には27.2万人となっています。

また、住民基本台帳による人口では2026(令和8)年1月1日時点で288,833人となっており、うち外国人は17,806人となっています。

図表 1 墨田区の人口の推移(国勢調査) (外国人を含む)



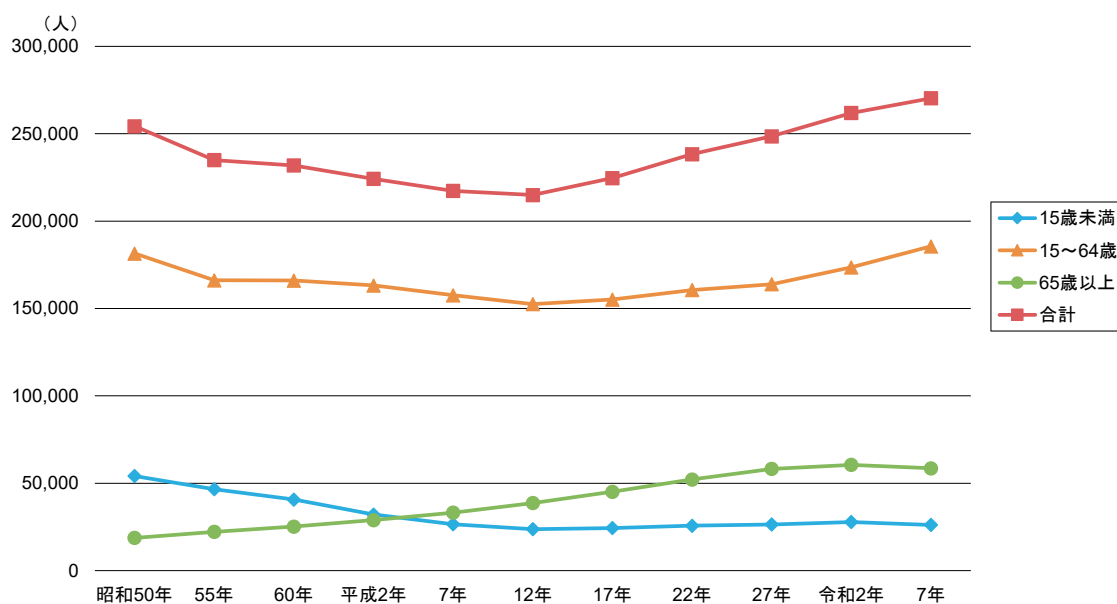
(2) 年齢構成

■高齢化の進行と急激な少子化、合計特殊出生率は1.00を下回る

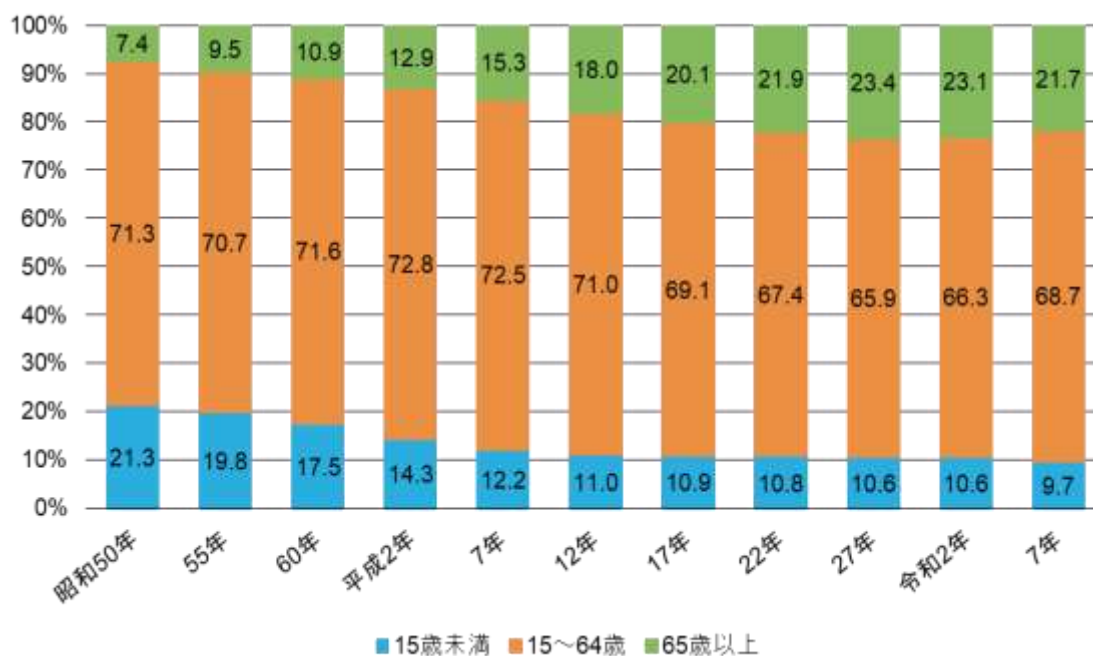
年齢3区分別の人口構成の変化をみると、年少人口(0~14歳)比率が1975(昭和50)年の21.3%から2025(令和7)年には、若年層の流入による生産年齢人口比率の増加に伴い、9.7%と半分以下の割合まで低下しています。高齢者人口(65歳以上)比率は同期間中に7.4%から21.7%へと上昇しており、直近では比率は減少しているものの、引き続き高齢化が進んでいます。

また、本区の合計特殊出生率(女性が一生の間に生むこどもの数)は、母数となる世代の流入も相まって、2024(令和6)年時点で0.94と1を下回っており、全国平均の1.15と比較して低水準にあります。

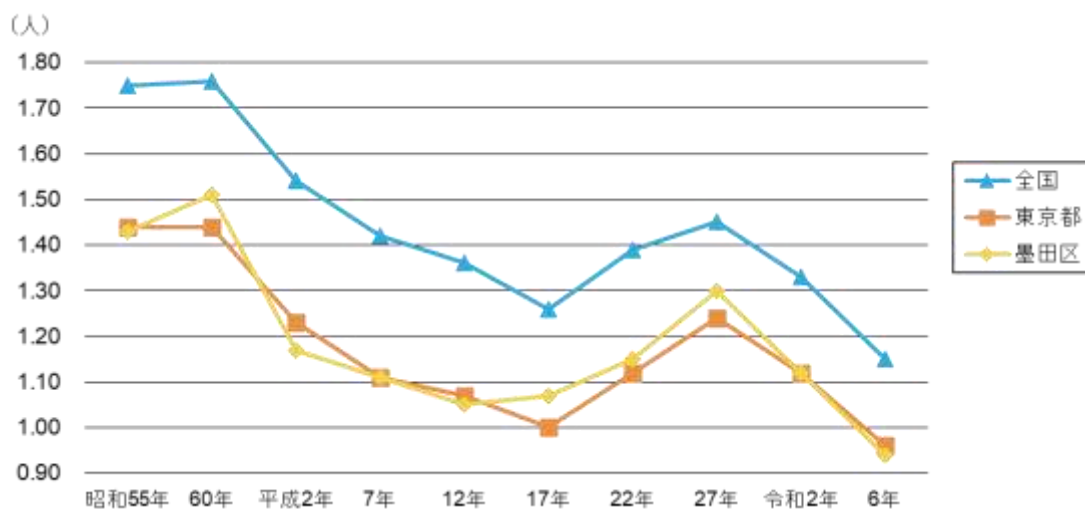
図表 2 年齢3区分の推移(住民基本台帳) (日本人のみ)



図表 3 年齢3区分の推移(割合)(住民基本台帳) (日本人のみ)



図表 4 合計特殊出生率の推移(人口動態統計) (外国人を含む)

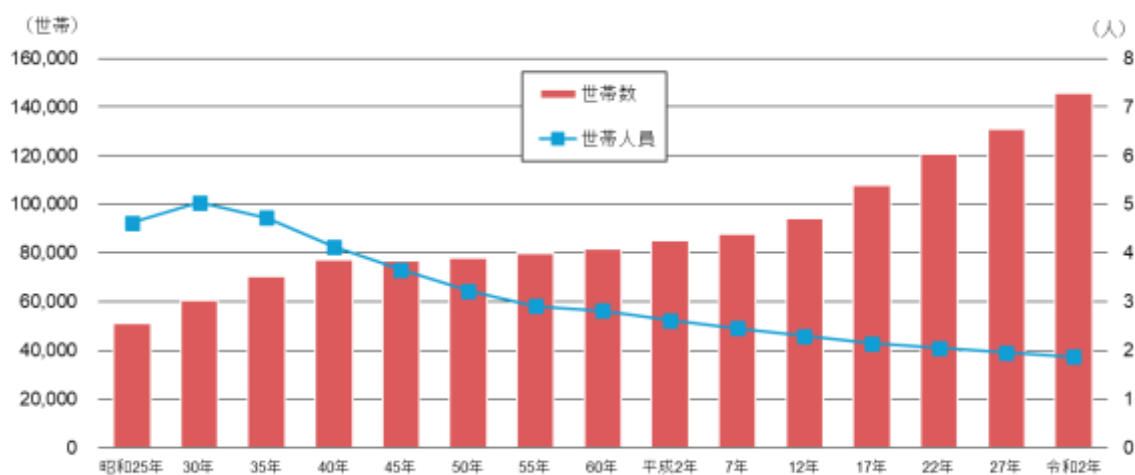


(3)世帯の推移

■世帯数の増加傾向、世帯人員の減少傾向が長期的に継続

本区の世帯数は、2020(令和2)年国勢調査によると145,768世帯であり、戦後ほぼ一貫して増加傾向が続いています。一方で、核家族化の進行や若年単身世帯の流入、出生率の低下などにより、世帯規模(世帯あたり人員)の縮小が進んでおり、2015(平成27)年には一般世帯で1.94人と初めて2人を切り、2020(令和2)年は1.85人となっています。

図表 5 世帯数、世帯人員の推移(国勢調査) (外国人を含む)

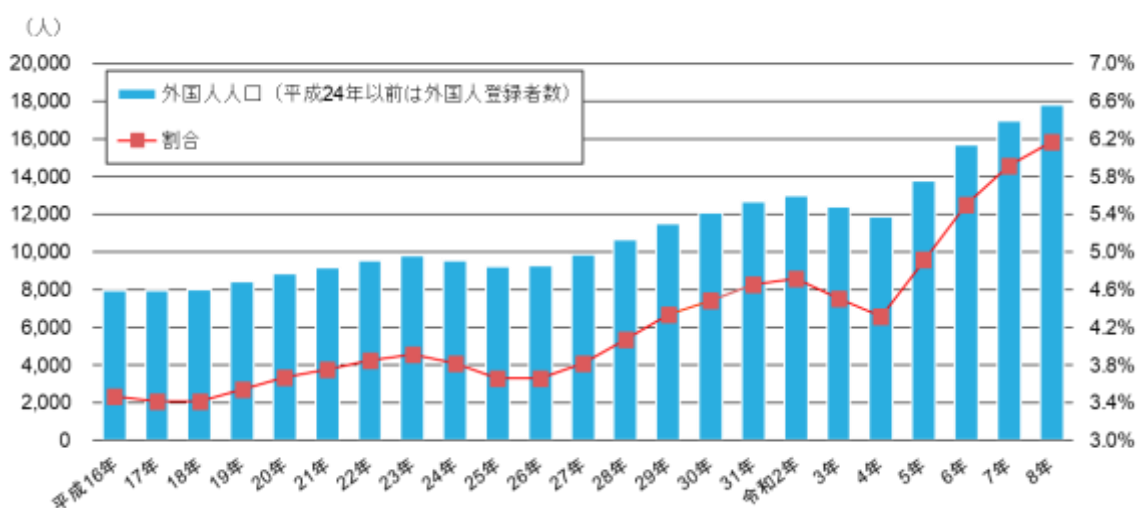


(4)外国人

■新型コロナウイルス感染症の拡大により一時減少したが再び増加傾向

本区の人口のうち、外国人人口の推移をみると、2026(令和8)年1月1日現在17,806人で全人口に占める外国人の割合は6.2%となっています。外国人人口は2014(平成26)年以降増加傾向にありましたが、2021(令和3)年に新型コロナウイルス感染症の拡大により減少に転じました。しかし、翌年まで減少が続いたあと2023(令和5)年には再び増加に転じ、その後は増加傾向が続いています。これにより、2026(令和8)年現在の外国人人口は2016(平成28)年から10年間で約1.67倍に増加しています。

図表 6 外国人人口とその割合の推移(住民基本台帳、外国人登録者数)



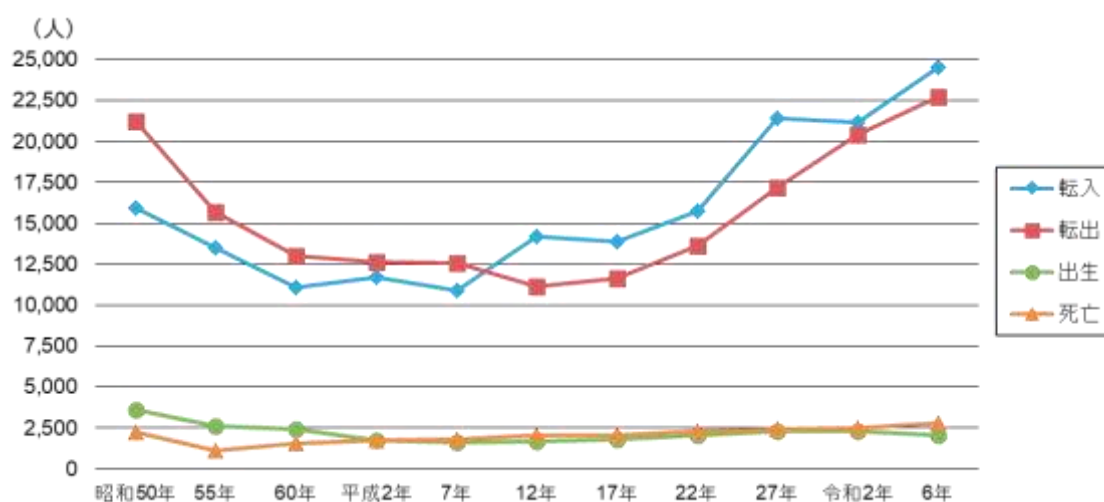
(5)人口動態

■自然増減はわずかなマイナス、社会増減は転入超過傾向

1998(平成10)年以降、転入が転出を上回る「社会増」が一貫して続いています。一方、少子高齢化の進行により、自然増減は死亡が出生を上回る「自然減」が継続しています。

このような状況のなかで、「社会増」が「自然減」を大きく上回る規模となる傾向が続いていることが、近年の本区の人口増加の要因であると考えられます。

図表 7 移動人口の推移(住民基本台帳人口移動報告、人口動態統計)



2 将来人口の予測

(1)基本的な考え方

全国的に人口減少が進むなかで、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による人口増加傾向の鈍化はあったものの、本区の総人口は増加を続けています。人口増加の背景には、交通利便性の高さや住宅供給量の増加、住環境の魅力の充実といった理由が挙げられるほか、都心部と比べ家賃が抑えられていることも一つの理由と考えられ、2025(令和7)年4月1日の住民基本台帳人口は287,766人となっています。

他方で、年齢層に着目すると、若い単身世帯や外国人を中心に人口増加傾向が続いていますが、小さな子どもをもつファミリー層は転出傾向にあり、年少人口の減少は今後も続くことが見込まれています。加えて、高齢化は全国的な動向と同様に進むことが想定され、人口増加は続くものの、少子高齢化の進行も見込まれます。

(2)人口ビジョン(2025(令和7)年3月策定)における人口の将来展望

本区の人口は、年少人口は減少が続き、生産年齢人口は一時的に増加しますが、長期的には減少する見込みであり、他方で、高齢者人口は増加していく見込みとなっています。

本区が、さまざまな世代が関わりあう活気あふれたまちであり続けるためには、安心して子どもを産み育てられるとともに、子育てと仕事を無理なく両立できる環境を整備し、子育て世代が「住みたい、住み続けたいまち」をつくる必要があります。

また、生産年齢人口にとって重要な要素となる雇用や就労に関しては、本区の「ものづくりのまち」としての特徴を生かしつつ、新たな時代に対応した産業の創出、支援の充実を図り、持続的に発展する地域産業づくりが求められています。

さらに、老年人口、なかでも後期高齢者が増加する見込みであることから、高齢者を見守り、

支える環境の充実も重要となります。

こうした取り組みにより、本区の人口動向の見通しに的確に対応した、すべての世代にとって魅力のある生活環境の整備を進めます。

(3) 将来推計人口

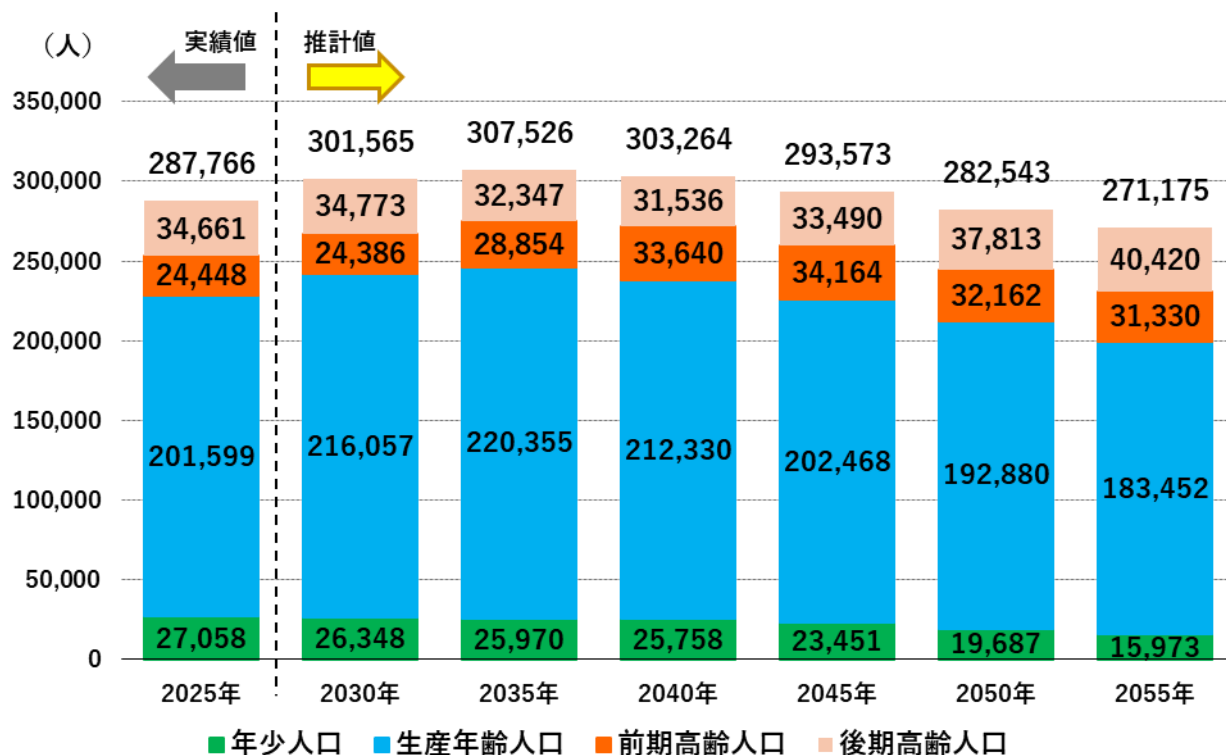
本区の総人口は増加し、2035(令和17)年に307,000人超でピークを迎える見込みです。その後は減少に転じ、2050(令和32)年に2025(令和7)年の人口を下回り、2055(令和37)年には約271,000人まで減少する見込みです。

年齢3区分別にみると、年少人口は2050(令和32)年には2万人を下回る見込みです。

生産年齢人口は一時的に増加しますが、2035(令和17)年に約220,000人でピークを迎え、2050(令和32)年には2025(令和7)年の生産年齢人口を下回る見込みです。

老年人口は一貫して増加を続け、2055(令和37)年には約72,000人となる見込みです。

図表 8 人口推計結果



※各年4月1日時点

Ⅲ まちづくりの方向性

1 まちの成り立ちとこれまでの取り組み

墨田区は、江戸時代に開拓が進み、南部地域が武家屋敷を中心とした市街地となる一方で、隅田川一帯は絶好の遊覧の地として、多くの文人墨客の訪れるところとなりました。明治以降は近代産業集積の地として成長してきましたが、震災・戦災等により甚大な被害を受けるなど、度重なる災害に見舞われました。その度、支えあい、助けあいながら復興に取り組み、今日のまちの基盤となる人と人とのつながりが育まれてきました。

その後、高度経済成長期を経て、鉄道網の充実、道路網の整備が進み、その進捗にあわせて、区内各所ではそれぞれの地域の沿革を踏まえた都市機能の集積、まちの成熟・発展が見られました。さらに近年では、2012(平成24)年に東京スカイツリー[®]が開業したことに伴い、観光交流の拠点として、数多くの来街者を迎えるまちへと変貌を遂げました。

その一方で、区では、狭い道路や住宅が密集した状況などを踏まえ、震災対策を主要課題として掲げ、燃えない・壊れないまちづくりを推進してきました。このような継続した取り組みにより、不燃領域率や耐震化率の改善、細街路の拡幅など、着実に防災機能の向上が図られてきています。

2 取り巻く環境の変化

まちづくりの方向性を検討するにあたっては、社会を取り巻く環境の変化にも目を向ける必要があります。

「Ⅱ人口の現状と将来推計」で示したとおり、本区は、長期的には人口減少に転じ、人口構成も変化していくことが見込まれていますが、他方で、地下鉄8号線(有楽町線)の延伸による臨海部とのアクセス性の向上や、羽田空港・成田空港の機能強化により、来街者の更なる増加が予測されます。今後は、住民の生活環境の更なる向上を図りながら、来街者にも利便性が高く、にぎわいと活力にあふれる魅力的なまちづくりを進めるという視点が求められます。

加えて、災害対策の強化も重要です。国が2025(令和7)年に公表した首都直下地震の被害想定では、30年以内の発生確率が約70%とされているほか、気候変動の進行により、河川の氾濫や集中豪雨による都市型水害など、これまでの想定を超える風水害の発生なども懸念されており、ソフト・ハード両面から速やかに対策を進めていく必要があります。

また、技術の進展に伴い、3D都市モデルに基づくシミュレーションの実施、インフラの維持管理や被災状況の確認等におけるドローンの活用、新たなモビリティの運用や自動運転技術の実装に向けた実証など、全国各地で地域課題の解決に向けた取り組みが行われています。社会のさまざまな分野で人手不足が予想される中では、こうした新しい技術をまちづくりに活用していくことが重要となっています。

3 今後の展望(求められる視点)

今後の人口減少局面においても、多彩な人が集まる、安全で住みやすく、にぎわいのあるまちをめざしていくためには、交流が活発に生まれること、移動が快適であること、居心地がよい環境があること、災害対策が充実していることなど、時代の潮流を捉えながら、すみだの“夢”をかなえるまちづくりに取り組んでいくことが大切です。

具体的には、次のような未来のまちの姿が描かれます。

- 空港アクセスを活かした国際的で魅力的な交流拠点として、インバウンドの受け入れとともに、ビジネス交流なども生まれる、東京の玄関口となっているまち
- 誰もが歩きやすいウォーカブルな環境であるとともに、次世代モビリティなどの新しい交通手段も活用しながら、自由に移動・回遊を楽しめるまち
- 水、みどりや花などの自然に親しむことができ、地域全体に一体感のある美しいまちなみが保全された、環境や景観に配慮されているまち
- 密集市街地の改善や不燃化・耐震化が進むとともに、水害への対策が整うなど、あらゆる災害への備えが充実し、安全や安心を実感できるまち

まちづくりは長い時間を必要としますが、従来の取り組みに加え、デジタル等の新しい技術の積極的な導入も視野に、さまざまな手法を活用しながら、限られた資源の中にあっても、着実に取り組んでいかなければなりません。区民と将来のまちのビジョンを共有しながら、めざすべき魅力的な都市環境を整えていくことが求められます。

第 2 部

“夢”実現プロジェクト

■ 「夢」実現プロジェクトとは

墨田区基本構想では、2035(令和17)年に向けて、本区のめざす姿を、「人がつながり 夢をカタチに 墨田区」と定め、このまちで生きる一人ひとりが、夢や希望を持って未来へ進むことができ、挑戦する人をみんなで支え、応援することや、すみだに関わるすべての人が、温もりを感じられる「人と人とのつながり」に支えられ、笑顔で過ごせることなどを、まちの姿として描いています。

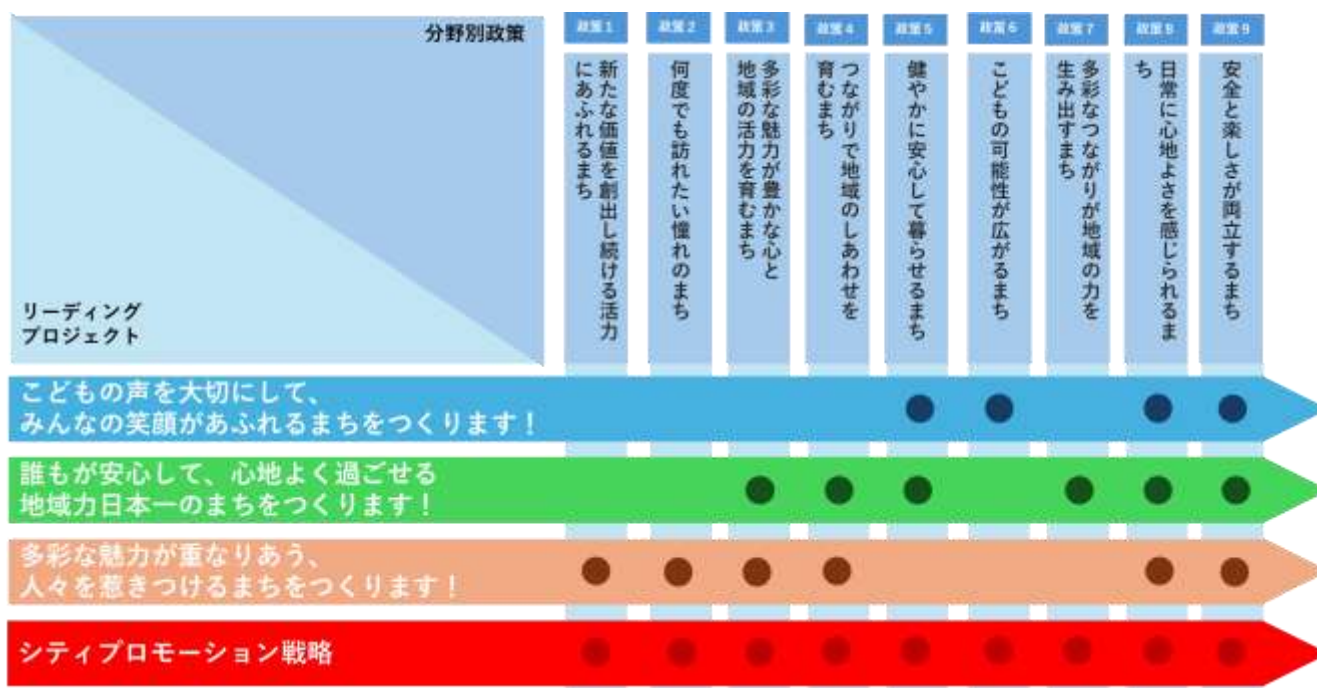
「夢」実現プロジェクトとは、基本構想に描くまちを実現していくため、墨田区基本計画全体をけん引するプロジェクト事業のことです。

すみだの未来を見据えた「まちづくり」とそれを担う「ひとづくり」を軸に、さまざまな分野の施策を横断的に関連づけ、相乗的な効果を発揮できるように、基本計画の施策体系とは別に設定しました。

「夢」実現プロジェクトは、「暮らし続けたいまち・働き続けたいまち・訪れたいまち」の実現に向けた3つの推進プロジェクトと、それらを更に発展させていくための「シティプロモーション戦略」から構成されています。

区民や事業者、地域で活動するさまざまな団体等と行政が力を結集して、それぞれの役割を果たすことにより、「人がつながり 夢をカタチに 墨田区」というすみだの“夢”が実現したまちをめざします。

■ 「夢」実現プロジェクトと分野別政策の相関図



■“夢”実現プロジェクトのイメージ

「暮らし続けたい・働き続けたい・訪れたいまち」の実現

■ “夢”実現プロジェクト1

こどもの声を大切にして、みんなの笑顔があふれるまちをつくります！

【将来像】

子育て世帯のニーズに応える適切で切れ目ない子育て支援環境が整備され、家庭だけでなく、地域社会も一緒になってこどもの育ちを支えていくことで、自分らしさを大切にしながら、安心してこどもを産み育てられるまちになっています。

また、こどもの権利が守られ、意見が尊重されるとともに、こどもたちが安心して学び、遊べる環境が整うことで、元気で楽しそうな声が広がり、こどもも大人も笑顔があふれるまちになっています。

さらに、個別最適な学びと協働的な学びが一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」が実現するなかで、すみだのこどもたちは、伝統を大切にしながら、新しい発想で地域の課題に取り組むとともに、多様性を尊重し、世代を超えた交流を促進しながら、インクルーシブな地域社会、持続可能な未来を創造できる人になっています。

【背景】

本区の人口は、若い単身世帯を中心に人口増加傾向が続く一方で、小さなこどもをもつファミリー層は転出傾向にあります。日本全体で少子高齢化が一層進行していくなかで、今後もさまざまな世代が関わりあう活気あふれたまちであり続けるためには、安心してこどもを産み育てられるとともに、「このまちでこどもを育てたい」と感じられる環境を整備し、子育て世帯が「住み続けたいまち」をつくる必要があります。

また、共働き世帯の増加や、それに伴う地域とのつながりの希薄化、スマートフォンやSNSの普及に伴うトラブルの発生など、こども・子育て・教育を取り巻く環境は複雑化しており、配慮が必要なこどもや家庭への適切な支援、安全・安心な保育・教育環境の整備、こどもが安心して過ごせる居場所づくりなど、支援ニーズは一層高まっています。

すべてのこどもが希望にあふれ健やかに育つことができるよう、こどもの声を大切にしながら、地域全体で取り組んでいくことが求められています。

【推進していくプロジェクト】

1 こどもの健やかな成長を支える環境づくり

子育てしやすいまちの実現に向けて、家庭の状況に応じて必要な支援がきめ細かく届くよう、妊娠期からの切れ目ない支援の充実を図るとともに、児童相談体制を強化するなど、すみだ保健子育て支援総合センターを拠点として、こどもを安心して産み育てられる環境づくりを推進します。

また、発達に配慮を必要とするこどもの増加傾向がみられており、保育と療育の更なる連携強化や、インクルーシブな保育機能の整備など、保護者の不安に寄り添い、負担を軽減する取り組みを進めています。

きます。

【主な取り組み】

- 産後ケア事業【施策5-1】
- 5歳児健康相談の充実【施策5-1】
- 東駒形保育園等複合施設整備事業【施策6-1】
- 子育て支援サービスの充実【施策6-1】
- こども家庭センター一体的支援事業【施策6-2】

2 未来を切り拓く力を育てるひとづくり

こどもたち自身が将来に対して、夢や希望を持ち、目標に向かって挑戦していけるよう、心身の健全な成長を支えるとともに、自己有用感と自己肯定感の醸成や、認知能力と非認知能力の一体的な育成など、学力の向上に向けた取り組みや、安全・安心で快適性に配慮した学校施設の整備を進めます。

また、家庭の状況に左右されることなく、児童・生徒本人の特性に応じて、こどもたち一人ひとりが未来を切り拓く力を身に付けていけるよう、多様な学びの場の確保などを含め、必要な支援を充実させていきます。

【主な取り組み】

- 「こどもまんなかすみだ」推進事業【施策6-1】
- こどもの学習・生活支援事業【施策6-2】
- 学力向上推進事業【施策6-3】
- 教育相談推進事業【施策6-3】
- 学校改築・改修事業【施策6-3】

3 安心して子育てができるまちづくり

こどもを安心して遊ばせることができるこどもの居場所づくり、交流が生まれ、憩いの場となる公園などの整備や、安全に移動できる道路環境の整備等、子育て世帯が地域のなかで安心して住み続けられる住環境づくりを進めます。

【主な取り組み】

- 児童館魅力アップ事業【施策6-1】
- 放課後子ども教室推進事業【施策6-3】
- 隅田公園再整備事業【施策8-1】
- 新住宅マスタープラン推進事業【施策9-3】
- 道路バリアフリー等整備事業【施策9-4】

■ “夢”実現プロジェクト2

誰もが安心して、心地よく過ごせる地域力日本一のまちをつくります！

【将来像】

地震や風水害など、大規模な災害が発生しても、区民のいのちが守られる、安全で安心なまちづくりが進んでいます。また、さまざまな活動を支えるしくみがあることで、ゆるやかなつながりが生まれ、困ったときに相談しやすく、災害の際には一丸となって助けあえる地域となり、誰もが自分らしく、安心して暮らしています。

健康づくりや趣味の活動、環境配慮の取り組みなど、多様な担い手による主体的な活動が活発なコミュニティが育まれることで、地域のなかで、互いのことを思いやりながら、生きがいを持って、いきいきと生活を送ることができる「地域力日本一」のまちになっています。

【背景】

2025(令和7)年の国の発表によると、マグニチュード7程度の首都直下地震の発生確率は、30年間で70%とされていることに加え、近年、気候変動に伴う突発的な豪雨や大規模な台風など、風水害の危険性が高まっており、区民のいのちと暮らしを守る備えの強化や、早期に復旧・復興できるまちづくりが求められています。

また、災害時に助けあえるよう、普段から地域のなかで関係性をつくることが重要ですが、世帯構成や働き方の変化、生活様式の多様化などにより、地域コミュニティのあり方にさまざまな変化が生じています。

多様化する地域課題に対応するため、地域コミュニティを強化・充実させ、地域力を高めていくことで、誰もが心地よく、安心して暮らし続けられるまちづくりを進めていく必要があります。

【推進していくプロジェクト】

1 災害に強い安全・安心なまちづくり

いざという時に相互に助けあえる地域づくりに取り組み、住民同士の連携の環境づくりや関係機関と連携した健康危機管理体制の整備など、自助・共助・公助の連携による、災害対応力を高めるとともに、建築物の不燃化や耐震化等を促進し、ソフト・ハード両面からの安全・安心なまちづくりを進めます。また、気候変動などの状況を踏まえ、環境との共生を意識して、「ゼロカーボンシティすみだ」の実現に向けた取り組みを進めていきます。

【主な取り組み】

- 災害時医療救護活動の体制整備事業【施策5-2】
- 要配慮者支援事業【施策7-2】
- 気温上昇に適応するまちづくりの推進【施策8-2】
- 不燃化促進事業・耐震化促進事業【施策9-2】

- 鐘ヶ淵地区まちづくり事業【施策9-2】
- 空き家等対策事業【施策9-2】

2 誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり

支援を必要とする人が気軽に相談できる環境をつくとともに、関係者が連携して対応していくためのしくみを整備します。あわせて、すべての人が自分にあった形で健康的な生活を送れるよう、主体的な健康づくりを支えるための取り組みを進めるほか、在宅で医療や介護、障害福祉サービス等を受けられる環境づくりや入所施設の整備など、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けられるまちづくりを推進します。

【主な取り組み】

- 包括的支援体制整備事業(重層的支援体制整備事業)【施策4-1】
- 在宅医療・介護連携推進事業【施策4-2】
- 介護人材確保対策事業【施策4-2】
- 介護予防普及啓発事業【施策4-2】
- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業【施策4-3】
- 医療連携推進事業【施策5-2】

3 思いやりと支えあいのコミュニティづくり

多様な主体による協働を支援することで、活動の担い手の確保・育成に取り組むとともに、活発な交流が生まれる公園づくりや新たなスポーツ施設の整備を行うなど、多彩なコミュニティによる持続可能な地域づくりを推進し、地域力の更なる向上を図ります。

また、外国人も含め、誰もが心地よく過ごしながら、ともに社会の担い手として、穏やかに暮らせる地域社会を実現するため、相手のことを尊重し、一人ひとりの違いを認めあえるまちづくりを進めます。

【主な取り組み】

- 第二体育館整備事業【施策3-2】
- 地域福祉活動の支援事業【施策4-1】
- 老人クラブ運営支援事業【施策4-2】
- 地域力育成・支援事業【施策7-1】
- 人権普及啓発事業【施策7-3】
- まちが輝く公園づくり事業【施策8-1】

■ “夢”実現プロジェクト3

多彩な魅力が重なりあう、人々を惹きつけるまちをつくります！

【将来像】

すみだならではの発展を遂げてきた産業や文化が、その魅力を更に高め続けていけるよう、時代の変化に対応しながら、新しい挑戦ができる環境が整っています。既存事業者も新規創業者も、業種を超えた共創に取り組み、また、働く人たち自身も、自分にあった働き方で、能力を発揮しながら充実した生活を送っています。

ものづくり、歴史、伝統、音楽、文化など、すみだの特徴が自然に溶けあうように連携し、新たな魅力となることで、多くの人々の心を惹きつけ、さまざまな分野ですみだに関わる人(=関係人口)が増え続けています。多様な交流が広がり、刺激しあいながら、次の挑戦が生まれていく、活力と魅力にあふれたまちになっています。

【背景】

近代産業の発祥地の一つであり、さまざまな業種が集積する本区においても、近年では事業者数の減少が進み、区内工場数は最盛期の4分の1を下回っています。産業を取り巻く環境が変化するなかで、区内中小企業は構造的な人手不足をはじめ、複合的な課題に直面しており、生産性の向上など働きやすい環境づくりや、このまちで働きたいと感じてもらえる魅力づくりが求められています。

また、多彩な人が集まるまちづくりを進めていくためには、本区の特徴である「ものづくり」を活かした観光と産業を結びつけ、江戸から続く歴史や、すみだトリフォニーホールに象徴される音楽文化なども含め、それぞれの個性を磨き上げながら、相乗効果を生み出す取り組みが必要です。

同時に、区民の生活環境を守りつつ、東京の玄関口として、多くの人々を迎え入れることができる、にぎわいや利便性に富んだ、魅力的な交流拠点づくりを進めていくことが重要になっています。

1 誰もが挑戦できる環境づくり

区内産業の持続的な発展に向け、スタートアップ等と区内事業者の共創の推進や異業種間の交流の促進、人材の確保・育成を含む経営の支援、商業の活性化に取り組みます。

また、多様な働き方への支援を行うとともに、年齢、性別、障害の有無等に関わらず、誰もが自分らしく活躍できる環境づくりを進めます。

【主な取り組み】

- すみだビジネスサポートセンター【施策1-1】
- 人材確保・定着支援事業【施策1-1】
- ハードウェアスタートアップ拠点構想の推進【施策1-2】
- 公益財団法人墨田区シルバー人材センター運営支援事業【施策4-2】
- 障害者就労支援事業【施策4-3】

2 ものづくり・歴史・文化を活かした誘客のしくみづくり

「ものづくり」の歴史や、江戸から続く文化、区内に点在する美術館や博物館など、すみだならではの多彩な地域資源について、関係団体等と協力しながら、さまざまなテーマに沿って連携させ、積極的な情報発信に取り組むことで、それぞれの特徴を活かした相乗効果を創出し、まち全体の魅力を更に高めていくとともに、そうした区の特徴を活かして、会議や学会などのMICEの誘致に取り組みます。

【主な取り組み】

- ものづくりプロモーション推進事業【施策1-2】
- 観光地域づくり法人(DMO)への支援事業【施策2-1】
- 区の魅力発信事業【施策2-2】
- MICE推進事業【施策2-2】
- すみだ北斎美術館事業【施策3-1】
- すみだトリフォニーホール大規模改修事業【施策3-1】

3 まち歩きが楽しく交流が生まれるまちづくり

交通結節点であり、交流の拠点となる駅周辺のまちづくりの推進を図るほか、高架下空間の活用、快適な歩行者空間の整備や、持続可能な交通ネットワークの構築など、回遊性が高くウォーカブルな環境整備に取り組めます。また、本区の特徴の一つである豊かな水辺を活かしたまちなみの整備など、区内の至るところで「すみだらしさ」にふれることのできるまちづくりを進めます。

【主な取り組み】

- 観光案内所等の運営事業【施策2-1】
- 江東内部河川憩い空間創出事業【施策8-1】
- 押上・とうきょうスカイツリー駅周辺整備事業【施策9-1】
- 錦糸町駅周辺整備事業【施策9-1】
- 地域公共交通計画推進事業【施策9-4】

シティプロモーション戦略

地域全体のコミュニケーションを豊かにし、多様な主体が力をあわせ、共に支えあい、「すみだの夢」を実現していきます！

■ 将来像

すみだの魅力は、「人と人とのつながりの強さ」です。

多様な主体が協働し、話しあい、行動することで、つながりの輪が広がり、人々とまちの活力を高めていきます。

そして、すみだの地域力は更に向上し、多様な主体と区と一緒にまちの魅力を育む「すみだの夢」の実現に近づいていきます。

■ シティプロモーションの目的

地域全体のコミュニケーションを活発にし、
持続的に「すみだプライド(※)」を醸成していくこと

※すみだプライド＝「シビックプライド×スタッフプライド」

区民(シビック)と職員(スタッフ)がひとつになり育てていく、地域への愛着と誇りのこと

墨田区のシティプロモーションは、地域における情報の受発信を活発化させることで、人と人とのつながりの創出や地域におけるコミュニケーションの基盤づくりをめざし取り組んでいます。

そして、区民の地域に対する愛着や誇り(シビックプライド)と、職員としての誇りと広報マインド(スタッフプライド)という二つの“誇り”を育み、区民・地域団体・事業者・大学・区などの多様な主体が共に支えあう「共創型シティプロモーション」を推進していきます。

こうした「人」が主役のシティプロモーションによって、「暮らし続けたい・働き続けたい・訪れたいまち」の実現に向けた取り組みを効果的に展開していきます。

■ 取り組みの方向性

1 区民の声や活動を把握し、情報発信の「質と量」を高める

地域を更に深く知り、より積極的につながることで、地域に関わる多様な人の想いや地域で起こるさまざまな活動を把握していくとともに、地域情報の収集・発掘に努めます。

そのうえで、区民目線に立った情報発信の「質と量」の更なる向上をめざし、職員の広報マインドとスタッフプライドの醸成等について、広報広聴の観点から全庁で取り組みます。

2 人と人をつなぎ、まちの魅力の伝えあいの好循環を創出する

持続可能なシティプロモーションの展開をめざして、区に関わる人の「やりたい」、「チャレンジしたい」という想いを応援していくとともに、主体的に活動ができる環境を整備していきます。

そして、人と人をつなぎ、まちの魅力の伝えあいの好循環を地域全体へと波及させていくことによって、更なるシビックプライドの醸成を図ります。

3 公民学の連携により新しい魅力を創出する

大学のもつ多様な知見と専門的な分析能力を積極的に活用し、地域課題の解決に向けて、デザインによる行動変容、eスポーツを含むデジタル技術を活用したプロジェクトの推進、ポケットファームによるつながりや生きがいの創出など多様な取り組みを進めるとともに、地域と大学の交流を通じて新たなにぎわいを創出し、大学のあるまちづくりを推進していきます。

さらに、区のさまざまな取り組みに対し、大学、高校等の教育機関の学生や生徒等が参加しやすい環境づくりを行い、若者ならではの視点や発想で課題を発見し、解決できるまちをめざします。

第 3 部

計画の内容

■ 基本計画施策体系

豊かな感性が磨かれる 基本目標Ⅰ

政策1 新たな価値を創出し続ける活力にあふれるまち

施策1-1 企業の社会経済環境への対応力の向上を支援し、区内産業の持続可能な成長を促進する

施策1-2 伝統と革新、魅力ある商業空間が共存する未来へ続く産業のまちをつくる

政策2 何度でも訪れたい憧れのまち

施策2-1 区内の観光資源やさまざまな活動を連携させ、受容性に富んだまちをつくる

施策2-2 すみだの魅力を広く発信し、訪れたいまちをつくる

政策3 多彩な魅力が豊かな心と地域の活力を育むまち

施策3-1 郷土の歴史・文化を継承し、文化芸術の力で地域をつなぎ、未来をつくる

施策3-2 誰もがスポーツに親しむための環境を整備する

施策3-3 生涯にわたり学びができる場を提供し、学習の成果を活かすしくみをつくる

あたたかいおせっかいがめぐる 基本目標Ⅱ

政策4 つながりで地域のしあわせを育むまち

施策4-1 地域で支えあう福祉の充実と、サービスの向上を図る

施策4-2 高齢者が生きがいを持って社会参加をし、住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるよう支援する

施策4-3 障害のある人が地域の中で輝いて生きるしくみをつくる

政策5 健やかに安心して暮らせるまち

施策5-1 ライフコースにあわせた健やかな暮らしを支えるしくみをつくる

施策5-2 安全・安心な保健・医療体制を確立する

政策6 こどもの可能性が広がるまち

- 施策6-1 必要な子育て支援サービスを適切に利用でき、こどもの健やかな育ちを支える環境をつくる
- 施策6-2 こどもと親がともに安心して暮らせるまちをつくる
- 施策6-3 意欲をもって学び、協働的に課題解決ができる確かな学力を育む

政策7 多彩なつながりが地域の力を生み出すまち

- 施策7-1 地域の多様なコミュニティを支え育む
- 施策7-2 防災力・防犯力の高い安全・安心なまちをつくる
- 施策7-3 多様性を認めあい、平和で人権が尊重される共生社会をつくる

政策8 日常に心地よさを感じられるまち

- 施策8-1 魅力的で緑豊かな公園や水辺など、さまざまな世代が交流できるにぎわいや憩いの空間をつくる
- 施策8-2 ゼロカーボンシティすみだの実現をめざし、環境にやさしいまちをつくる

政策9 安全と楽しさが両立するまち

- 施策9-1 地域ごとの特色を活かした魅力あるまちを形成する
- 施策9-2 災害に強い安全なまちづくりを進める
- 施策9-3 多様な世帯が自分らしくいきいきと暮らせる住環境を形成する
- 施策9-4 誰もが安全・快適に楽しく移動でき、めぐりたくなるまちづくりを進める

施策ページの見方

基本目標

墨田区基本構想に定めるまちづくりの基本目標です。

政策

基本目標を実現するためのみちすじです。

施策

政策をどのような手段で実現していくかを示します。

2035年のすみだ

施策の推進によって2035年のすみだの姿がどのようになっているかを示します。

基本目標1 豊かな個性が活かされる

政策1 新たな価値を創出し続ける活力にあふれるまち

施策1-1 企業の社会経済環境への対応力向上を支援し、区内産業の持続可能な成長を促進する

2035年のすみだ

- 時代の変化を捉え、新たな経営課題に適応しながら、前向きに挑戦し続ける区内事業者が層増加しています。
- 宇/や交流を通じて、地域産業を支える中核人材が多方面で輩出され、区内産業の活性化が更に進んでいます。
- 区内中小企業で、誰もが個々の能力・適応に応じて、働きがいを持って仕事ができる職場環境が整備され、多様な働き方を選択できています。

施策の達成をはかる指標

指標名	現状値	中間目標 (2030(令和12年))	最終目標 (2035(令和17年))
すみだビジネスサポートセンターにおける相談対応件数累計	4,476件 (2024(令和6年))	30,000件	52,000件
フロンティアすみだ塾修了生累計	222名 (2024(令和6年))	282名	332名
人材確保支援事業を活用した企業が人材を採用した割合	22.7% (2024(令和6年))	30%	30%

関連するSDGsのゴール



関連するSDGsのゴール

本施策に関連するSDGsのゴールをアイコンで示します。

施策の達成をはかる指標

施策を講じた結果、区民の暮らしやまちの姿はどのようになるかというモノサシ(成果指標)を設定し、施策の達成度をはかります。

基本目標1 豊かな個性が活かされる

政策1 新たな価値を創出し続ける活力にあふれるまち

現状と課題

現状

●国は、中小企業支援施策に関する基本方針の中で、構造改革による人手不足や、原材料費の高騰等の課題に対応し、持続的な成長・向上を実現するため、「供給側の強化の推進」「生産性向上」「省力化投資」が特に重要とし、労務費を含む供給側の増進や省力化投資等の生産性向上への支援に加え、賃上げの後押し、事業継続MSAの推進等を通じ、中小企業の競争力を高めていくとしています。

●東京都は、中小企業振興ビジョンの中で、(1)持続可能性のある経営を推進、(2)イノベーション創出や海外展開による力強い成長、(3)世界有数の企業や、都市へと展開、(4)小規模企業の活躍による地域力の向上、(5)多様な人材が中小企業で活躍、を「5つの目標(バキダ)」としています。

●国や都の方針等も踏まえ、区では、すみだビジネスサポートセンターによる付帯支援、フロンティアすみだ塾による地域ネットワークの構築などを通じて企業の課題対応力の強化を図るとともに、生産性向上やデジタル化の推進、省力化による企業経営の改善を後押しするなど、区内中小企業の持続可能性を高めていくための支援に取り組んでいます。

●人手不足に対して、適切な人材の活用が必要であり、積極的な働き方が進んでいます。区は、区内中小企業がより働きやすい職場環境づくりの取組みを支援しています。また、マッチング集会の開催や情報発信を通じて採用力の向上を図り、人材確保を促進しています。

課題

●構造改革による人手不足や、賃上げに伴う供給側など、区内中小企業が抱える経営課題は山積しており、それらの課題に迅速に対応するための人材育成や、事業者自身の生産性や競争力の向上を通じて、経営の持続可能性の向上をさらに実現していく必要があります。

●全国に中小企業経営者の高齢化と後継者不足は深刻であり、本区のものづくり企業も減少の一途をたどっています。商業による雇用や技術の継承を促し、現代文官等を候補とした成長を促すべく、効果的な事業継承支援について検討していく必要があります。

●子育て中の人や高齢者など多様な人材が活躍できる働きやすい職場環境づくりを促進するとともに、区内中小企業が自社の強みや魅力を明確にし、効果的に発信するなど、採用力の向上を図る必要があります。

現状と課題

「2035年のすみだ」を実現するために、現状や今後の課題を示し、なぜこの施策を講じるのかを明らかにします。

施策の目標達成のために区が 取り組むこと

「2035年のすみだ」を実現するために
区がどのようなことに取り組んでいくか
方向性を示します。

基本目標1 豊かな感性が磨かれる

政策1 新たな価値を創出し続ける活力にあふれるまち

施策の目標達成のために区が取り組むこと

- 1 区内中小企業の経営改善や事業展開の支援
経営の持続可能性を高めていくため、区内中小企業の経営改善や稼ぐ力の向上、事業者間連携、新たな事業展開などを支援します。
- 2 区内産業の担い手となる人材の育成
区内産業を維持、発展させていくため、新たな経営課題に対応できる人材や意欲の高い後継者・若手経営者等の育成を支援します。
- 3 働きやすい職場環境づくりの支援
区民が個々の能力や適性に応じて働きがいをもって仕事ができ、区内事業者が必要な人材を確保し、持続的な発展につながるよう、職場環境の改善に対する効果的な支援事業を実施します。また、就労を希望する方と区内事業者をつなぐ支援に取り組めます。

区民、事業者、地域団体等が取り組むこと

区民

本区の産業について理解を深めるとともに、消費者としても製品開発への気づきを与えるなど、区内事業者を積極的に応援します。

事業者、地域団体等

経営課題に前向きに取り組む、地域と産業の活性化のために、行政や事業者同士との連携を深めていきます。

主な事業

区の取り組みとして実施する具体的な事業を抽出し、主な事業として概要を示します。※事業名の網掛けは「主要な公共施設等整備事業」。

基本目標1 豊かな感性が磨かれる

政策1 新たな価値を創出し続ける活力にあふれるまち

主な事業

すみだビジネスサポートセンター

区内中小企業及び新規創業者の経営改善や稼ぐ力の向上、新たな事業展開などを後押しするため、総合的な相談窓口として伴走支援する取り組みを推進します。

フロンティアすみだ塾事業

区内中小企業の後継者や若手経営者が、区内産業の次代を担う意欲の高い人材へ成長するためのきっかけづくりの場となるよう、時代の変化に対応しながら私塾形式のビジネススクールを開催します。

事業承継支援事業

区内産業の持続的発展に向けて、区内中小企業における事業承継の気運醸成を図っていくとともに、関係機関等と連携し、事業承継に係る取り組みを多角的に支援します。

人材確保・定着支援事業

区内中小企業の働きやすい職場環境づくりを促進するとともに、合同企業説明会の開催やウェブサイト等において区内中小企業で働く魅力の発信により、マッチング機会を創出します。また、ハローワーク墨田と連携し、個々の特性に応じた働き方の選別につながるよう支援します。

商工業融資あっせん事業

区内中小企業が、金融機関から低利の融資を利用できるよう、取扱金融機関に融資をあっせんすることにより、区内中小企業の経営の安定と発展を図ります。

関連計画

- ◆ 産業と観光の将来構想～あえる！～

区民、事業者、地域団体等が 取り組むこと

施策の目標を協働で実現するために、
区民、事業者、地域団体等が担う役割を示
します。

関連計画

施策に関連する個別計画等を示します。
※計画名は本計画策定時点の名称。

基本目標 I

豊かな感性が磨かれる

—将来の姿—

豊かな感性が磨かれる、時代の変化、その時々ニーズを捉え、関わる人々の心を成長させるまち。歴史や伝統を大切にしながらも、組織を超えて、分野を超えて、人と人とのつながりの中で、新しい価値を創り、まちの魅力を高める挑戦が広がるまちになっています。

すみだで働く人たちは、自分らしく働ける環境で、日々の仕事に働きがいを感じています。子どもも高齢者も、障害の有無にかかわらず、誰もが笑顔でスポーツに親しみ、文化・芸術を楽しんでいます。まちのそこかしこに、気軽につながれる場がある、仲間がいる、すみだがにぎわいと活力であふれ、そんな魅力に惹きつけられた多くの人がまちを訪れています。

政策1	新たな価値を創出し続ける活力にあふれるまち
政策2	何度でも訪れたい憧れのまち
政策3	多彩な魅力が豊かな心と地域の活力を育むまち

政策1 新たな価値を創出し続ける活力にあふれるまち

2035年のすみだ

- 時代の变化を捉えながら、産業構造の転換、技術の革新、DX等に適応し、その一歩先を行くことで、産業集積のアップデートが実現し、区内の産業は活性化しています。
- 既存事業者も新規創業者も、誰もが挑戦できる環境になっています。
- 産業集積のアップデートが実現し、伝統と革新、魅力空間が共存する未来へ続く産業のまちになっています。
- 地域の産業と商業が連携し、区内外へ地域の製品やサービスの価値を効果的に発信しています。
- 子育て中の人や高齢者、障害の有無や性別等に関わらず、一人ひとりが自身の特性にあわせて働き方を選択でき、自分の能力を十分に発揮しています。

政策の体系

施策1-1 企業の社会経済環境への対応力向上を支援し、区内産業の持続可能な成長を促進する

- 1 区内中小企業の経営改善や事業展開の支援
- 2 区内産業の担い手となる人材の育成
- 3 働きやすい職場環境づくりの支援

施策1-2 伝統と革新、魅力ある商業空間が共存する未来へ続く産業のまちをつくる

- 1 新たな産業の創出
- 2 区内産業のイメージ及び価値の向上
- 3 商店街及び商業空間の魅力アップ

区の現在の状況

- 本区は近代産業の発祥地の一つであり、さまざまな業種が集積する「産業のまち」「ものづくりのまち」です。
中小企業振興は区民生活の向上や地域の活性化に大きな関わりがあることから、区は、1979（昭和54）年に「墨田区中小企業振興基本条例」を制定し、区内中小企業の振興を推進する基本方針を明らかにし、全国の先駆けとなるさまざまな事業を展開してきました。
- 廃業等による事業所数の減少、あるいは深刻な人手不足といった厳しい環境に直面するなか、区内中小企業には、先端技術の導入や活用、DXの推進等により、経営課題への高い対応力が求められています。
- 区では、区内中小企業の後継者を中心としたネットワークの形成や、デザイナーやクリエイター、スタートアップなどの集積、地域の発意による事業展開といった、区内産業の盛り上げにつながる動きの活性化を図っています。
- 地域の産業と商業が連携し、すみだモダン推進事業や商店街支援事業等を通じて、区内外へ地域の産品やサービスの価値を効果的に発信しています。
- 社会全体で人手不足が深刻化するなか、中小企業は大手企業と比べて給与や福利厚生面で不利な立場にあり、人材確保に苦戦しています。一方で、働きがいに対する価値観は多様化しており、個人の能力や適性に合わせた柔軟な働き方を提供することが、企業には求められています。

解決すべき課題

- 今後も、本区に根づいた「産業のまち」「ものづくりのまち」を守り続けていくためには、物価高や賃上げ、人手不足への対応といった区内中小企業が抱える課題解決に向けて、積極的に取り組んでいく必要があります。
区内中小企業は経営者の高齢化や後継者不足、DXへの対応など複合的な課題に直面しています。新たな産業創出のしくみづくり、若手人材の確保・育成、DX支援などを通じて、持続可能なビジネスモデルへの転換を図っていくことが急務となっています。
- 中小企業における先端技術の導入や活用、DXの推進には、資金面や人材面での制約が大きく、いまだ遅れがみられます。また、既存技術と新技術を融合させた新たな価値創造の取り組みを更に促進していく必要があります。
- SUMIDA INNOVATION CORE(SIC)を拠点として、スタートアップと区内ものづくり企業との共創を生み、双方の成長と新産業の創出を図ることで、「産業集積のアップデート」を推進していく必要があります。
- 地域内での経済循環の促進が課題となっており、地域の産業と地域の商業の更なる連携強化を図り、新たな商品やサービスの開発、販路拡大を進めるとともに、区民の区内産品に対する認知度や愛着を高める取り組みが求められています。
- ワークライフバランスを意識した柔軟な働き方、年齢や性別等を問わず多様な人材が個々の能力を十分に発揮できる職場環境づくりを促進していく必要があります。

施策1-1 企業の社会経済環境への対応力向上を支援し、区内産業の持続可能な成長を促進する

2035年のすみだ

- 時代の变化を捉え、新たな経営課題に適応しながら、前向きに挑戦し続ける区内事業者が一層増加しています。
- 学びや交流を通じて、地域産業を支える中核人材が多方面で輩出され、区内産業の活性化が更に進んでいます。
- 区内中小企業で、誰もが個々の能力・適正に応じて、働きがいを持って仕事ができる職場環境が整備され、多様な働き方を選択できています。

施策の達成をはかる指標

指標名	現状値	中間目標 (2030(令和12)年)	最終目標 (2035(令和17)年)
すみだビジネスサポートセンターにおける相談対応件数累計数	4,476 件 (2024(令和6)年)	30,000 件	52,000 件
フロンティアすみだ塾修了生累計数	222 名 (2024(令和6)年)	282 名	332 名
人材確保支援事業を活用した企業が人材を採用した割合	22.7% (2024(令和6)年)	30%	30%

関連するSDGs
のゴール



現状と課題

現状

- 国は、中小企業支援施策に関する基本方針の中で、構造的な人手不足や、原材料費の高騰等の諸課題に対応し、持続的な成長・賃上げを実現するためには、「価格転嫁の強力な推進」「生産性向上」「省力化投資」が特に重要とし、労務費を含む価格転嫁の徹底や省力化投資等の生産性向上への支援に加え、賃上げの後押し、事業承継・M&Aの推進等を通じ、中小企業の稼ぐ力を高めていくとしています。
- 東京都は、中小企業振興ビジョンの中で、(1)持続可能性のある経営を実現、(2)イノベーション創出や海外展開による力強い成長、(3)世界有数の起業しやすい都市へと発展、(4)小規模企業の活躍等による地域力の向上、(5)多様な人材が中小企業で活躍、を「5つのめざすべき姿」としています。
- 国や都の方針等も踏まえ、区では、すみだビジネスサポートセンターによる伴走支援、フロンティアすみだ塾による地域ネットワークの構築などを通じて企業の課題対応力の強化を図るとともに、生産性向上やデジタル化の推進、省力化による企業体質の改善を後押しするなど、区内中小企業の持続可能性を高めていくための支援に取り組んでいます。
- 人手不足に対して、幅広い人材の活躍が必要であり、柔軟な働き方が普及しています。区は、区内中小企業が行う働きやすい職場環境づくりの取り組みを支援しています。また、マッチング機会の創出や情報発信を通じて採用力の向上を図り、人材確保を促進しています。

課題

- 構造的な人手不足や、賃上げに伴う価格転嫁など、区内中小企業が抱える経営課題は山積しており、それらの課題に適確に対応していくための人材育成や、事業者自身の生産性や稼ぐ力の底上げを通じて、経営の持続可能性の向上を更に後押ししていく必要があります。
- 全国的に中小企業経営者の高齢化と後継者不足は深刻であり、本区のものづくり企業も減少の一途をたどっています。廃業による雇用や技術の喪失を防ぎ、世代交代等を契機とした成長を促すべく、効果的な事業承継支援について検討していく必要があります。
- 子育て中の人や高齢者など多様な人材が活躍できる働きやすい職場環境づくりを促進するとともに、区内中小企業が自社の強みや魅力を明確にし、効果的に発信するなど、採用力の向上を図る必要があります。

施策の目標達成のために区が取り組むこと

1 区内中小企業の経営改善や事業展開の支援

経営の持続可能性を高めしていくため、区内中小企業の経営改善や稼ぐ力の向上、事業者間連携、新たな事業展開などを支援します。

2 区内産業の担い手となる人材の育成

区内産業を維持、発展させていくため、新たな経営課題に適応できる人材や意欲の高い後継者・若手経営者等の育成を支援します。

3 働きやすい職場環境づくりの支援

区民が個々の能力や適性に応じて働きがいをもって仕事ができ、区内事業者が必要な人材を確保し、持続的な発展につながるよう、職場環境の改善に対する効果的な支援事業を実施します。また、就労を希望する方と区内事業者をつなぐ支援に取り組めます。

区民、事業者、地域団体等が取り組むこと

■区民

本区の産業について理解を深めるとともに、消費者としても製品開発への気づきを与えるなど、区内事業者を積極的に応援します。

■事業者、地域団体等

経営課題に前向きに取り組み、地域と産業の活性化のために、行政や事業者同士との連携を深めていきます。

主な事業

すみだビジネスサポートセンター

区内中小企業及び新規創業者の経営改善や稼ぐ力の向上、新たな事業展開などを後押しするため、総合的な相談窓口として伴走支援する取り組みを推進します。

フロンティアすみだ塾事業

区内中小企業の後継者や若手経営者が、区内産業の次代を担う意識の高い人材へ成長するためのきっかけづくりの場となるよう、時代の変化に対応しながら私塾形式のビジネススクールを開催します。

事業承継支援事業

区内産業の持続的発展に向けて、区内中小企業における事業承継の気運醸成を図っていくとともに、関係機関等と連携し、事業承継にかかる取り組みを多角的に支援します。

人材確保・定着支援事業

区内中小企業の働きやすい職場環境づくりを促進するとともに、合同企業説明会の開催やウェブサイト等において区内中小企業で働く魅力の発信により、マッチング機会を創出します。また、ハローワーク墨田と連携し、個々の特性に応じた働き方の選択につながるよう支援します。

商工業融資あっせん事業

区内中小企業が、金融機関から低利の融資を利用できるよう、取扱金融機関に融資をあっせんすることにより、区内中小企業の経営の安定と発展を図ります。

関連計画

- ◆ 産業と観光の将来構想～あえる！～

施策1-2 伝統と革新、魅力ある商業空間が共存する未来へ続く産業のまちをつくる

2035年のすみだ

- 多種多様な製造業を中心とした既存の産業集積は、共創を通じて、ものづくりを起点とした幅広い業種による新しい産業集積へのアップデートが実現しています。
- 区内産業や製品の魅力が効果的に発信されることにより、「ものづくりのまち」であることに区民が誇りを持ち、すみだのファンが増えています。
- 消費者ニーズをとらえた魅力ある個店が集まり、地域の商店街を中心とした特色ある商業空間が形成され、多くの区民や来街者でにぎわっています。

施策の達成をはかる指標

指標名	現状値	中間目標 (2030(令和12)年)	最終目標 (2035(令和17)年)
共創事例創出数累計	66件 (2024(令和6)年)	330件	580件
区が「ものづくりのまち」であることを実感し、誇りに思う区民の割合	64.3% (2024(令和6)年)	70%	75%
個店及び商業空間の魅力アップのための年間取り組み数	445件 (2024(令和6)年)	450件	470件

関連するSDGs
のゴール



現状と課題

現状

- 本区は、職住近接を特徴とする「ものづくりのまち」として発展してきましたが、現在、製造業の事業所数は減少し、多種多様な製造業を中心とした産業集積が薄れつつあります。
- 「産業集積のアップデート」とは、これまでの製造業を中心とした産業集積を、ものづくりを起点とした幅広い業種による新しい産業集積の形にしていくものです。まちの個性を継承しつつ、既存事業者の維持・発展(減らさない取り組み)と同時に、新たな産業を創出すること(増やす取り組み)で、既存の産業集積のアップデートをめざしています。
- 区内産業や製品の魅力について、国内外の幅広い層に効果的なプロモーションを行うことで、「ものづくりのまち すみだ」の認知度向上をめざしています。
- 本区の中小小売店は、高齢化、後継者不在、店舗の老朽化等により、厳しい状況にあり、減少傾向にあります。また、店舗数の減少に伴い、かつてのにぎわいを失いつつある商店街があり、区内商店街数も減少傾向にあります。

課題

- これまで脈々と受け継がれてきた「ものづくりのまち」を継承・発展させることが、区民生活や地域力の向上につながることから、既存の産業集積をアップデートする必要があります。
- SICを拠点に、スタートアップと区内事業者等との共創を通じて、新たな産業を創出する必要があります。
- 事業者の積極的・横断的な取り組みを促すとともに、区と事業者が一体となって「ものづくりのまち すみだ」をブランディングしていく姿が国内外で一層認知されるような効果的な施策の展開が求められています。
- 商店街及び個店に対する継続的な支援を実施するとともに、高齢化、後継者対策として、担い手の育成支援等を行う必要があります。

施策の目標達成のために区が取り組むこと

1 新たな産業の創出

「ハードウェアスタートアップ拠点構想」のもと、SICを拠点に、区内産業の新たな担い手となるスタートアップ等を迎え入れ、区内事業者や大学等との共創を通じて、新たな産業を創出していきます。

2 区内産業のイメージ及び価値の向上

「ものづくり」を軸とした地域のブランディングを实践するほか、事業者が自身の背景にある歴史・文化・技術を伝えていく取り組みや、事業者同士が連携して行うプロモーション活動を支援します。

3 商店街及び商業空間の魅力アップ

地域特性を活かした商業振興策として、商店街への支援を充実させるとともに、消費者ニーズをとらえた魅力ある個店づくりを継続的に支援し、効果的な情報発信を行うことで、にぎわいある商業空間づくりを推進していきます。

区民、事業者、地域団体等が取り組むこと

■区民

区民は、区内産業に関心を持ち、区内産品を積極的に購入します。

■事業者、地域団体等

区内事業者は、社会や技術の変化への対応に必要な事業改革を、積極的に行います。

主な事業

ハードウェアスタートアップ拠点構想の推進

「産業集積のアップデート」の実現に向け、スタートアップと区内事業者等との共創を通じて、ものづくり企業の付加価値向上、区内産業の基盤強化及び区民生活への還元等(新たな価値の創出)につながる価値を生みだしていきます。そのため、SICを核として、東墨田ラボ、SUMIDA TECNET LABO(STL)及び区内大学等と連携を促進します。

すみだ3M運動推進事業

すみだの産業や歴史に関する製品・道具等を展示する「小さな博物館」、工房と店舗の機能を備えた「工房ショップ」、付加価値の高い製品をつくる職人である「マイスター」を認定することで、地域や次世代への継承を図るとともに、「ものづくりのまち すみだ」を積極的にPRし、産業を活性化させていきます。

ものづくりプロモーション推進事業

意欲的に活動する事業者同士が連携して行う「ものづくりのまち すみだ」のプロモーション活動への支援を進めます。また、SNSの普及を意識した効果的な情報発信に取り組み、「ものづくりのまち すみだ」の更なる認知度向上を図ります。

すみだモダン推進事業

すみだモダンとしてふさわしい事業者の商品・活動をブランド認証し、効果的なプロモーションを実施することで、「ものづくりのまち すみだ」としてのブランド力向上を図ります。また、台湾デザイン研究院・千葉大学等との連携による国内外の販路拡大に向けた取り組みを進め、経済活動を活性化させていきます。

商店街支援事業

商店街及び墨田区商店街振興組合連合会・墨田区商店街連合会を支援し、商店街の振興・組織強化、人材育成、加盟店の増加を図り、商店街の活性化を図ります。また、個々の商店街に加盟する個店等の魅力を高めるための支援を継続することで、魅力的な商業空間づくりに寄与します。

関連計画

- ◆ 産業と観光の将来構想～あえる！～

政策2 何度でも訪れたい憧れのまち

2035年のすみだ

- 国内外から多くの人がすみだを訪れることで、地域の経済が活性化し、新しいつながりが生まれ続けています。
- 区内で暮らす人、働く人たちのすみだへの愛着と誇りが高まるとともに、受容性に富んだまちとなっています。
- 誰もが一度は訪れてみたい、一度来た人はまた来たい、そして、いつかは住んでみたい、憧れのまちとなっています。

政策の体系

施策2-1 区内の観光資源やさまざまな活動を連携させ、受容性に富んだまちをつくる

- 1 観光地域づくり法人(DMO)との連携
- 2 観光拠点・資源や地域のさまざまな活動の連携
- 3 観光客の回遊性向上
- 4 観光案内所等の運営
- 5 外国人観光客受入整備

施策2-2 すみだの魅力を広く発信し、訪れたいまちをつくる

- 1 多様な主体と連携した情報発信
- 2 インバウンド向け情報発信

区の現在の状況

- 本区は、隅田川の花火や大相撲等をはじめとする江戸を起源とする伝統文化に加え、東京スカイツリー®の開業を契機とした、多くの新しい文化観光拠点を有する、多彩な観光資源に恵まれたまちです。
- 近年、国では、2023(令和5)年に「観光立国推進基本計画(第4次)」を策定し、「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客促進」の3つをキーワードに、持続可能な観光地域づくり、インバウンド回復、国内交流拡大の3つの取り組みを推進してきました。
- 東京都では、2024(令和6)年に「東京都観光産業振興実行プラン 2024-2026」を策定し、復活した観光需要の積極的な取り込み、観光における持続可能性の確保、観光産業の基盤の強靱化を基本方針として取り組んでいます。
- 本区においては、2022(令和4年)に策定した「産業と観光の将来構想」に基づき、観光施策を推進してきました。
- インバウンドを含めた観光客が復調するなかで、区民が安心して生活できる環境が守られるよう、地域住民と観光客との共生が求められています。

解決すべき課題

- 本区の観光を振興していくためには、地域の理解を基礎としながら、連綿と受け継がれてきた歴史や文化をはじめとした、生活に根づいた当たり前の地域の日常を観光資源として磨き上げ、観光誘客を行っていく必要があります。
- 継続して本区をPRしていくとともに、持続可能な観光を実現するため、区民、地域、事業者との連携を深め、来街者が繰り返し訪れ、すみだの良さを体感し、いつかは住んでみたいと感じてもらえるような観光まちづくりを推進していくことが重要です。
- 本区の強みである「ものづくり」の産業集積を活かした「人」の交流や、来街者からは非日常と感じられる「地域の日常」を再認識し、積極的に発信することで、シビックプライドのさらなる醸成につなげていくことが重要です。
- 増加するインバウンドや多様化する観光需要への対応など、観光客の受入体制の強化が求められています。また、観光客と住民が交流できる基盤づくりを推進し、区をあげて国内外からの来街者を迎える必要があります。
- 一般社団法人墨田区観光協会と適切な役割分担のもと、お互いを受容し尊重しあえるまち「国際文化観光都市すみだ」の実現に取り組んでいく必要があります。

施策2-1 区内の観光資源やさまざまな活動を連携させ、受容性に富んだまちをつくる

2035年のすみだ

- 区内に点在する観光拠点・資源や地域のさまざまな活動を連携させることにより、まちとしての魅力が高まっています。
- 多様性を受け入れ、地域と来街者との間でさまざまな交流が生まれる受容性に富んだ「国際文化観光都市」となっています

施策の達成をはかる指標

指標名(単位)	現状値	中間目標 (2030(令和12)年)	最終目標 (2035(令和17)年)
観光消費額	集計中	集計後算出	集計後算出
観光客の受入意向が積極的である区民の割合	56.1% (2024(令和6)年)	65.0%	70.0%

関連するSDGs
のゴール



現状と課題

現状

- 本区では、「観光地域づくり法人(DMO)」である一般社団法人墨田区観光協会と協力し、豊かな水辺、葛飾北斎、相撲などの墨田区ならではの観光資源について、取り組みごとのテーマに応じて関連拠点や事業者間での連携を推進するとともに、回遊性の向上、観光の担い手の育成、観光客の受入整備など、観光振興に取り組んできました。
- 現在は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となっていたイベントは復活し、地域のにぎわいが戻っています。また、コロナ禍を経て本区を訪れる人は増加しており、今後も国内外を含めた観光客の増加が見込まれています。
- eスポーツやアニメなどが新たな観光資源として注目されており、本区に若者が集う機会や場が増えてきています。

課題

- 観光需要の高まりからますます役割が期待されるなか、一般社団法人墨田区観光協会が行う、観光資源や地域のさまざまな活動を連携する取り組みや観光の担い手の育成を支援し、より一層、観光振興に取り組むことが重要です。
- 地域の観光客への受入意識の醸成が引き続き求められます。また、増加する外国人観光客や多様化する観光需要への対応など、墨田区を訪れた観光客の受入体制の強化が求められています。
- eスポーツを区の観光資源として更に魅力を高めていくとともに、若者を含む来街者に対して、区内回遊性向上を目的とした情報発信の強化や、地域・企業と連携した、更なる地域のにぎわいの創出が求められています。

施策の目標達成のために区が取り組むこと

1 観光地域づくり法人(DMO)との連携

観光に関する情報のプラットフォーム、さまざまな活動の連携を促進するコーディネーターとなる存在であり、区の重要なパートナーです。観光地域づくり法人としての活動を支援しながら、緊密に連携し、観光振興を推進していきます。

2 観光拠点・資源や地域のさまざまな活動の連携

豊かな水辺、葛飾北斎、相撲などの墨田区ならではの観光資源について、取り組みごとのテーマに応じて関連拠点や事業者間での連携を推進し、本区のさらなる魅力の向上を図ります。また、区内大学・協定事業者等と連携し、eスポーツなど新たな観光資源のブランド化に向けた機運醸成を図ります。

3 観光客の回遊性向上

墨田区観光協会やまち歩きガイドなどの観光の担い手となる団体や人材と連携を図り、観光客の回遊性の向上に努めていきます。

4 観光案内所等の運営

各種観光案内冊子の配布や、外国人対応のできる人員、多言語パンフレットの配置など本区を訪れたさまざまな人が楽しめるような環境整備を進めていきます。

5 外国人観光客受入整備

外国人観光客の増加を見据え、受入整備などを行い来訪満足度を高めるとともに、地域住民と観光客が共生できる、持続的な観光の実現に向け取り組みます。

区民、事業者、地域団体等が取り組むこと

■区民

区民は、さまざまな団体の連携した取り組みを応援し、来街者をおもてなしの心をもって迎えるとともに、交流を行います。

■事業者

事業者は、観光地域づくり法人(DMO)である墨田区観光協会と連携し、業種・分野を超えた形で、地域のにぎわいの創出に取り組めます。

■地域団体等

墨田区観光協会は、地域の「稼ぐ力」を引きだすとともに地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協同しながら、観光地域づくりを実現します。

また、さまざまな地域の団体は、地域の活性化や観光振興を効果的に推進し、地域経済の向上及び活性化に寄与する活動を行う。

主な事業

観光地域づくり法人(DMO)への支援事業

地域活性化をけん引するコーディネーターである一般社団法人墨田区観光協会を支援することで「地域の稼ぐ力」を引きだし、民間の活動促進、交流による関係人口の増大、シビックプライドの醸成等を通じ、持続可能な観光振興を進めます。

水辺のにぎわい創出事業

水辺の公共空間等での地域や民間の発意による主体的な取り組みを支援し、利活用を促進するとともに、舟運とも連携しながら、水辺の継続的なにぎわいの創出、地域の活性化に取り組みます。

まち歩き観光促進事業

まち歩き観光を推進し、観光客の区内回遊促進を図るため、まち歩きガイドツアー事業の運営やガイドの管理養成を行うとともに、観光案内板の維持管理を行います。

観光案内所等の運営事業

本区を訪れる観光客に対して観光情報等を提供し、区内観光を便利で快適に楽しんでいただくため、観光案内所等の運営を行っていきます。

外国人観光客受入整備事業

外国語による飲食店の紹介や地域イベントへの参加促進、多様な文化をもつ外国人観光客との共生を促進するためのマナー啓発、宿泊事業者との連携など、外国人観光客の増加を踏まえた取り組みを実施していきます。

関連計画

- ◆ 産業と観光の将来構想～あえる！

基本目標1 豊かな感性が磨かれる

政策2 何度でも訪れたい憧れのまち

施策2-2 すみだの魅力を広く発信し、訪れたいまちをつくる

2035年のすみだ

- さまざまな手段を通じて、多様な主体からすみだの魅力が積極的に発信されています。
- 発信された情報に触れ、これまで以上に国内外から多くの人々が繰り返し訪れています。

施策の達成をはかる指標

指標名(単位)	現状値	中間目標 (2030(令和12)年)	最終目標 (2035(令和17)年)
墨田区を訪れる観光客数(外国人含む)	16,814 千人 (2023(令和5)年)	17,700 千人	18,700 千人
墨田区を人に勧めたい割合	80.0% (2025(令和7)年)	82.5%	85.0%

関連するSDGs
のゴール



現状と課題

現状

- 東京都では、2024(令和6)年に「PRIME観光都市・東京 東京都観光産業振興実行プラン2024-2026」に基づき、プロモーションの新たな展開として、戦略的な海外プロモーションの推進、デジタルマーケティングの強化、MICE関連支援などのビジネス交流の拡大を掲げ取り組んでいます。
- 本区は、フィルムコミッション事業による撮影の受入れやSNS等を活用した情報発信などにより、区内の観光資源・観光素材の情報を区内外の幅広い世代に向けて発信を行ってきました。
- 本区は、EAST TOKYO協議会(本区、台東区、江東区、東武タワースカイツリー株式会社)などの広域連携や在住外国人アンバサダーの任命、多言語プロモーション冊子の配布といったインバウンド向け事業により、本区の認知向上、観光誘客を図り、観光振興に取り組んできました。
- 本区はMICEを開催できる施設を多数有し、地域から誘致を求める声もあることから、MICEによる高い経済波及効果の創出のため、関連施設をPRするパンフレットを作成するなど、誘致に向けた取り組みを進めています。

課題

- すみだの魅力が多くの人に伝わるように、また、区民にも愛着を持ってもらい発信しやすくなるような、墨田区の地域資源(ものづくり、相撲、葛飾北斎など)の磨き上げと、都と連携して江戸文化の発信を含めたPRを行っていく必要があります。
- 繰り返し訪れてもらうためには、墨田区をPRするだけではなく、墨田区を好きになってもらうなどの取り組みが必要であることから、行政だけではなく、区民、事業者、一般社団法人墨田区観光協会とも連携し、区全体で観光振興に取り組んでいくことが求められます。
- MICE関連事業者への認知向上の取り組みが必要であるとともに、事務局の体制を整備していく必要があります。

施策の目標達成のために区が取り組むこと

1 多様な主体と連携した情報発信

区を訪れる人は今後も増加することが見込まれることから、地域資源の磨き上げと、都や多様な主体と連携したPRを行い、繰り返し訪れてもらうことができるしくみづくりに取り組みます。

2 インバウンド向け情報発信

増加する外国人観光客を見据えて、海外に向けて本区の魅力を発信し、観光誘客を行うとともに、区内の回遊性向上に取り組んでいきます。

区民、事業者、地域団体等が取り組むこと

■区民

区民は、一人ひとりが、まちの良さを知り、地域に関心を向け、その活動を外部へ向けて自ら発信していきます。

■事業者、地域団体等

観光関連事業者は、観光客のニーズに応じた商品やサービスの提供を行うとともに、行政、観光協会、他の事業者等と連携しながら、各自のプロモーションを実践します。

主な事業

区の魅力発信事業

フィルムコミッション(撮影支援)やSNS等を活用した情報発信などにより、区内の観光資源・観光素材の情報を区内外の幅広い世代に向けて効果的に発信・PRすることで、区の観光振興を図ります。

広域連携事業

EAST TOKYO協議会など他地域と連携し、効果的にプロモーション活動等を実施することで、本区を区内外へアピールし、観光客の誘致及び回遊性の向上を図ります。

MICE推進事業

特別感や地域特性を演出できる会場ユニークベニューを多く有する本区のMICE関連施設をPRし、MICEを誘致・開催することにより、観光促進、本区のブランド力向上など経済波及効果の創出に取り組みます。

インバウンド回遊促進事業

インバウンド向け多言語プロモーション冊子の海外配布や、さまざまな広報媒体を活用した情報発信などにより観光誘客を行うとともに、区内の回遊性向上に取り組みます。

関連計画

- ◆ 産業と観光の将来構想～あえる！～

政策3 多彩な魅力が豊かな心と地域の活力を育むまち

2035年のすみだ

- すみだの特色ある伝統文化が大切にされ、多くの担い手によって、文化・芸術の力が地域に活力とにぎわいをつくり、次世代に文化・芸術が保護・継承されています。
- 誰もが自身の興味・関心・状況にあわせたスポーツに親しみいきいきと暮らしています。
- 区民がさまざまな生涯学習活動に主体的に取り組み、生きがいのある生活を送っています。

政策の体系

施策3-1 郷土の歴史・文化を継承し、文化芸術の力で地域をつなぎ、未来をつくる

- 1 郷土の歴史・文化や文化財の継承・発展
- 2 郷土の歴史・文化や文化財の魅力発信
- 3 文化・芸術活動に必要な場の提供
- 4 地域の文化・芸術活動の支援

施策3-2 誰もがスポーツに親しむための環境を整備する

- 1 誰もが日常的にスポーツを楽しめる機会の創出
- 2 スポーツ施設の整備

施策3-3 生涯にわたり学びができる場を提供し、学習の成果を活かすしくみをつくる

- 1 多世代のニーズに対応した学びの機会や場の確保
- 2 図書館機能の充実
- 3 学習内容の地域への還元・共有

区の現在の状況

- 「墨田区文化財保護条例」に基づき、本区の歴史や伝統文化を将来にわたり継承、発展させるため、資料の収集・保存・展示を行っています。すみだ郷土文化資料館やすみだ北斎美術館など、多くの区民が本区の歴史や文化に触れることができる環境があります。
- 1988(昭和63)年3月の「墨田音楽都市構想」に基づき、音楽都市づくりに取り組んできました。また、区民の幅広い文化・芸術活動を支援するため、2012(平成24)年9月に「墨田区文化芸術振興基本条例」、翌年6月に「墨田区文化芸術の振興に関する基本指針」を策定し、文化・芸術活動に必要な場の提供、情報の収集・提供等を進めています。
- 区民にとってスポーツをより身近なものにするため、区民が自分の興味・関心・適正・状況にあったマイスポーツに出会うきっかけづくりや、スポーツ施設の整備を進めています。
- 資料の閲覧、講座への参加、同じ興味をもった仲間との交流などを通して、みずからの興味、関心などに沿った学習活動ができる場として、すみだ生涯学習センター及び区立図書館を運営しています。

解決すべき課題

- 地域の活性化に寄与するよう、文化・芸術施設の適切な維持管理を行うとともに、更なる文化振興に取り組む必要があります。
- 区民、観光客を含む多くの人に本区の魅力を身近に感じていただくため、歴史や文化・芸術をどのように発信するかが課題です。また、文化・芸術の活動を通して地域コミュニティのつながりが強いまちづくりを進める必要があります。
- 区民が自身にあったスポーツの楽しみ方を見つけられるしくみが必要です。また、ニーズを踏まえたスポーツ施設整備や場の創出を進めていく必要があります。
- すみだ生涯学習センター及び図書館などの生涯学習関連施設は、より区民の学習ニーズを踏まえた施設運営、講座などの事業展開を検討していく必要があります。

施策3-1 郷土の歴史・文化を継承し、文化・芸術の力で地域をつなぎ、未来をつくる

2035年のすみだ

- 区民がいつでも身近に文化・芸術に触れ、活動できる環境になることで、郷土に対する理解・愛着が深まっています。
- 文化財が大切に保護されるとともに、区民が本区の特徴ある伝統文化を継承・発展させています。
- 多くの担い手によって、文化・芸術の力が幅広い分野で活用されています。

施策の達成をはかる指標

指標名(単位)	現状値	中間目標 (2030(令和12)年)	最終目標 (2035(令和17)年)
「墨田区の歴史や文化を学んでいる」区民の割合	28.8% (2025(令和7)年)	34.0%	40.0%
「伝統文化が保護・継承されている」と思う区民の割合	78.9% (2025(令和7)年)	82.0%	85.0%
「過去1年間に文化・芸術活動に参加した」区民の割合	19.7% (2025(令和7)年)	25.0%	30.0%
区内アーティスト・文化・芸術団体及び施設の「すみだ文化芸術情報サイト」登録数	311件 (2024(令和6)年)	500件	700件

関連するSDGs
のゴール



現状と課題

現状

- 世界的に評価の高い葛飾北斎の生誕地である本区では、「すみだ北斎美術館」を2016(平成28)年11月に開館しました。作品や北斎とすみだの関わりを伝える企画展を定期的に開催し、来館者数も順調に伸びています。2026(令和8)年3月に150万人の来場者を記録しました。
- すみだ郷土文化資料館では、定期的な企画展や特集展示で来館者等の確保に努めているほか、資料の修復やデジタル化を進めています。また、資料館ボランティアが展示解説や学校との連携による体験学習指導を行い、すみだの歴史や伝統文化の継承の一翼を担っています。
- 区内に存する有形・無形文化財や埋蔵文化財の調査・登録・保存・活用に努めるとともに、これらの文化財の普及啓発のため、刊行物の発行、史跡説明板の設置、展示会等の事業を実施しています。
- 音楽文化振興の拠点となる、すみだトリフォニーホールでは、墨田区文化振興財団と連携して、鑑賞機会の提供や区民の文化・芸術活動の育成支援を行っています。また、同財団を通して、幅広い文化・芸術活動を支援するため、情報の発信や人材ネットワークの構築などに取り組んでいます。
- すみだトリフォニーホールや曳舟文化センターでは、区民に音楽や演劇、伝統芸能等の芸術鑑賞の機会や自主的な文化・芸術の場の提供と、文化・芸術の創造に資する事業を展開することで文化性豊かなまちづくりに寄与しています。
- 文化芸術の力を地域課題の解決や区の魅力向上につなげる取り組みとして、「すみだ五彩の芸術祭」を2026(令和8)年度に開催します。芸術祭を通じて、「すみだ」への誇りと愛着を育み、地域力の向上をめざします。

課題

- すみだ北斎美術館が、今後も発展的に運営していくため、美術館の今後を見据え、新たな来館者やリピーターを獲得するための仕掛けや地域との更なる連携が求められています。
- すみだ郷土文化資料館について、SNSなどの更なる活用や、図書館や観光関連部署などとの連携強化により来館者等の確保に努めていく必要があります。また、資料のデジタル化を進め、利用者のニーズに対応する形で観覧できるようにする必要があります。
- 多くの方が文化財を理解し、親しむ機会を充実させるため、文化財の公開・活用を積極的に推進することが求められています。
- 文化振興財団等と連携することで、文化・芸術の力を福祉・教育・観光といった区政のさまざまな分野に波及させることが求められています。また、地域の文化芸術活動に対してさまざまな支援を行う必要があります。
- 文化・芸術施設の老朽化に伴い適切な修繕・改修が必要となっています。
- 「すみだ五彩の芸術祭」の開催を契機として、文化芸術の取り組みを一過性に終わらせることなく、区民参加の拡大や担い手の育成、地域資源・既存事業との連携強化を進めることで区政のさまざまな分野に波及させることが求められます。

政策3 多彩な魅力が豊かな心と地域の活力を育むまち

施策の目標達成のために区が取り組むこと

1 郷土の歴史・文化や文化財の継承・発展

郷土の歴史や文化、文化財について、区民が理解し愛着をもち、将来へ継承・発展できるよう適切に保存するとともに、それらの普及啓発、学校教育への活用に取り組みます。

2 郷土の歴史・文化や文化財の魅力発信

調査、展示、各種事業を通じて、すみだに息づく歴史・文化や文化財の魅力発信に取り組みます。

3 文化・芸術活動に必要な場の提供

すみだトリフォニーホールや曳舟文化センターを核とした文化・芸術活動の場を提供し、新たな文化・芸術を育てます。

4 地域の文化・芸術活動の支援

文化振興財団等を通して、地域の文化・芸術活動の支援の強化を図ります。

区民、事業者、地域団体等が取り組むこと

■区民

郷土の歴史・文化、文化財について理解や愛着を深め、次世代への伝承の担い手となり、互いの文化・芸術活動を尊重しつつ、自発的な活動を通じて、文化芸術の活性化に取り組みます。

■事業者、地域団体等

郷土の歴史・文化に関するイベントを実施・協賛するとともに、区民等による文化・芸術活動を支援し、それらを発展させていきます。

政策3 多彩な魅力が豊かな心と地域の活力を育むまち

主な事業

すみだ郷土文化資料館事業

すみだの歴史や文化に関する資料の収集・保存、デジタル化を進めるとともに、地域に根差した展示や講座・講演会の開催、児童・生徒への郷土学習などを推進します。また、図書館や観光部署等と連携し郷土の歴史・文化の魅力発信に取り組みます。

文化財の保護、保存、普及及び活用事業

歴史的な文化財、埋蔵文化財や伝統工芸について調査・研究するとともに、刊行物の発行や展示を行うことで、保護、保存、普及を進めます。また、登録・指定文化財の史跡説明板の設置や文化財マップの作成等、観光振興にも活用します。

すみだ北斎美術館事業

本区で生まれた世界的絵師・葛飾北斎を区民の誇りとして顕彰する「すみだ北斎美術館」の管理運営を行い、区民が文化・芸術にふれる機会を創出するとともに、文化・産業・観光等の地域活性化に資する活動を展開します。

墨堤の桜再生・継承事業

江戸時代から桜の名所として親しまれてきた「墨堤の桜」について、高齢期を迎えた桜の植替え等を行い、墨堤の桜の歴史や風景を次の世代に継承していきます。

すみだ五彩の芸術祭「隅田川 森羅万象 墨に夢」(すみゆめプロジェクト)

区内全域を舞台に、すみだの文化や魅力を再発見・共有する機会を創出することを目的として、「すみだ五彩の芸術祭」を2026(令和8)年度に開催し、多様な主体の参画による文化芸術の取り組みを推進します。また、「隅田川 森羅万象 墨に夢(すみゆめプロジェクト)」では、葛飾北斎が生涯を過ごしたすみだの地で、多様な表現者がつながりながら地域を彩ることをめざし、区の重要な地域資源である「北斎」と「隅田川」を主なテーマとして多彩な企画や活動を展開します。

文化施設を軸とした音楽事業

区民に音楽を中心とするさまざまな芸術鑑賞の機会と自主的な文化・芸術活動の場として、すみだトリフォニーホールや曳舟文化センター等を提供し、新たな文化・芸術の創造に資する事業を展開することにより、文化性豊かなまちづくりに寄与します。

墨田区文化振興財団への支援

同財団の健全な運営と発展を図り、事務及び事業に関する経費の一部を補助することで、本区における文化・芸術の振興と時代を先取りした新たな文化・芸術を創造し、発信することで地域の文化・芸術活動の支援をします。

すみだトリフォニーホール大規模改修事業

すみだトリフォニーホールは2027(令和9)年度に開館30周年を迎えます。施設の老朽化が進んでいるため、耐震化等や施設の長寿命化を目的とした大規模な修繕・設備更新を行います。

関連計画

- ◆ 墨田区文化芸術の振興に関する基本指針

施策3-2 誰もがスポーツに親しむための環境を整備する

2035年のすみだ

- スポーツをする場が整備され、区民のスポーツに触れる機会が充実しています。
- こどもから高齢者まで、障害のある人もない人も、運動が得意な人も苦手な人も、誰もがスポーツに親しみ、地域での交流も促進されています。

施策の達成をはかる指標

指標名(単位)	現状値	中間目標 (2030(令和12)年)	最終目標 (2035(令和17)年)
「週に1回以上運動・スポーツをしている」成人区民の割合	66.7% (2024(令和6)年)	70.0%	70.0%以上
「いつでもスポーツを楽しむことができる環境が整備されている」と思う区民の割合	52.6% (2024(令和6)年)	60.0%	60.0%以上

関連するSDGs
のゴール



現状と課題

現状

- 国は、2022(令和4)年に、2026(令和8)年までの5年間を計画期間として「第3期スポーツ基本計画」を策定し、東京2020大会のスポーツ・レガシーの継承等を掲げています。
また、2025(令和7)年にスポーツ基本法が改正され、共生社会の実現に向け、人種や性別、年齢、障害の有無にかかわらずスポーツに親しめる環境の整備が基本理念として明記されました。
- 都は、2025(令和7)年に「東京都スポーツ総合計画」を策定し、スポーツの質にも目を向け、一人ひとりのウェルビーイングを高めることを理念に掲げ、スポーツ推進を図ることとしています。
- 本区では、2024(令和6)年に「墨田区スポーツ推進計画」を策定し、「誰もがスポーツを楽しみ、スポーツでつながるまちすみだ」を基本理念として、誰もが自身の興味・関心・適性・状況にあったマイスポーツを見つけ、気軽にスポーツに親しみ、楽しむことができる環境をめざします。
- 区民大会やニュースポーツ体験等の機会を通して、より多くの方がスポーツの楽しさを体験し、交流できるよう、各スポーツ振興施策を展開しています。
- 区民がスポーツ・運動を行う身近な場所である区立スポーツ施設を適正に維持管理しています。また、公園やコミュニティ施設をはじめ、スポーツ施設以外の身近な場所でも、体を動かせる機会や場の充実を進めています。

課題

- 運動やスポーツに関心がない方などに向けて、ニュースポーツ体験など体を動かす楽しさを感じることができる取り組みの充実や、スポーツ・運動にかかる情報の積極的な発信が必要です。
- 障害のある方が、目的に応じて安心してスポーツを楽しみ、自立や社会参画につながるよう、各種の支える活動を充実させ、スポーツに取り組むきっかけづくりが求められています。
- スポーツが盛んになるために必要なこととして、「墨田区スポーツ・運動に関するアンケート調査」では、きっかけづくりに次いで「スポーツ・運動を行う場所や施設の整備」が多く、実施環境の整備が重要視されています。
- 墨田区総合体育館をはじめスポーツ施設の稼働率は非常に高くなっており、区民ニーズを踏まえた新たな施設整備の検討のほか、既存施設の計画的な改修を進める必要があります。
- 時間やきっかけがないことがスポーツを行ううえでの支障となり得ることから、さまざまなライフスタイルに配慮して体を動かす機会を提供することが求められています。

施策の目標達成のために区が取り組むこと

1 誰もが日常的にスポーツを楽しめる機会の創出

ニュースポーツをはじめとした誰もが親しめる新たなスポーツを広め、地域のスポーツ関係団体と連携を図り、年齢・性別・障害の有無等に関わらず、スポーツを通じて人と人がつながる機会を創出し、更なる地域力の向上をめざします。

2 スポーツ施設の整備

スポーツ施設の適切な管理を行う一方、公園などの公共空間の有効活用や民間企業との連携を図り、区民が気軽に体を動かせる身近な場の確保に努めます。また、区民ニーズを踏まえ、都有地の活用なども含めて新たなスポーツ施設の整備を検討します。

区民、事業者、地域団体等が取り組むこと

■区民

自分の興味・関心・適性・状況にあったマイスポーツを見つけ、それぞれのスポーツライフを確立していきます。

■事業者

スポーツ施設の運営や事業の実施など、区民が安心・安全にスポーツを楽しめる機会を提供します。

■地域団体等

墨田区スポーツ協会やスポーツ推進委員、民間事業者等が連携を図り、誰もがスポーツに親しめる環境づくりに取り組みます。

主な事業

スポーツ大会等運営事業

日頃の練習の成果を発揮する機会となる区民スポーツ大会をはじめ、近隣区との交流大会等を開催し、競技力の向上をめざすとともに、参加者間の親睦を図る機会を提供します。

区民スポーツ教室事業

日常的な運動習慣の定着めざし、働き盛り・子育て世代をはじめ、スポーツに親しむ機会が少ない方でも気軽に参加できる運動教室を開催します。

ホームタウン・スポーツチーム応援事業

区をホームタウンとして活動するチームの応援事業として、ホームゲームへの区民招待をはじめ、アスリートと直接交流できる区内の学校訪問事業等を実施します。

レガシー活用事業

東京2020大会をはじめとした大規模な大会を契機に創出されたレガシーを活用し、障害の有無に関わらず誰もがスポーツを楽しめる機会の充実やスポーツボランティアの活用等、スポーツに親しめるきっかけづくりを提供します。

誰もが安心して利用できるスポーツ施設の効果的な運営

区立スポーツ施設を区民が身近でより快適にスポーツ・運動を行える場所とするため、区民ニーズを踏まえ、効率的な運営と計画的な整備を行います。また、総合体育館の現 PFI 事業期間が2029(令和11)年度に終了することから、今後の運営方法についても検討します。

第二体育館整備事業

区民がスポーツ・運動を身近な場所で行える機会を一層充実するため、区民ニーズを踏まえつつ、誰もが安心して利用できる体育館整備を検討します。

関連計画

◆ 墨田区スポーツ推進計画

施策3-3 生涯にわたり学びができる場を提供し、学習の成果を活かすしくみをつくる

2035年のすみだ

- さまざまな区民が、欲しい時に欲しい知識にすぐ接することができ、それぞれが学びたい内容を深く学ぶことができている。
- 区民が学習内容を地域に還元することによって、地域課題の解決に寄与していきます。

施策の達成をはかる指標

指標名(単位)	現状値	中間目標 (2030(令和12)年)	最終目標 (2035(令和17)年)
「さまざまな学習活動に取り組んでいる」区民の割合	50.7% (2025(令和7)年)	53.0%	57.0%
「身近な場所で学習活動ができる」と思う区民の割合	55.9% (2025(令和7)年)	57.0%	60.0%
すみだ生涯学習センター 利用人数	134,574 人 (2024(令和6)年)	140,000 人	145,000 人
電子書籍の貸出・閲覧点数	175,217 点 (2024(令和6)年)	250,000 点	290,000 点

関連するSDGs
のゴール



現状と課題

現状

- 国の「第4期教育振興基本計画」では、生涯学習を通じた自己実現や地域社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となることをめざすこととしています。
- すみだ生涯学習センターでは、講座やイベントの実施により学びや交流の機会を提供し、学習成果の発揮に必要な場を提供することで、世代を超えて区民が学び、学習活動を地域に活かす支援を行っています。
- 大学誘致を契機に、大学が有する医学・人文科学・工学等の様々な知見を地域に還元する取組として、区民向け公開講座やデザインスクール等を開催し、区民の生涯学習・リカレント教育としての機会を創出しています。
- 図書館では2025(令和7)年3月に「墨田区子ども読書活動推進計画(第5次)」を策定し、「子どもがみずから本に親しみ、本とともに豊かな人生を送っている」を基本方針として、学校や子育て関連施設、地域と連携したこどもの読書活動の推進に取り組んでいます。
- すみだ生涯学習センター及び緑・八広・立花図書館では指定管理者制度を導入し、区民サービスと利便性の向上を図ることによって、更なる生涯学習の機会の場の提供と教育、教養、文化等の発展に寄与しています。

課題

- 地域の課題を見つけ、解決のために必要な内容を学び、地域で共有・還元するなど、学習内容を地域で広く活用できる取り組みが求められています。
- 学習を通して地域活動へ参加するための支援や、その活動を継続していくための支援など、学習成果を基に地域で活躍できるしくみづくりを拡充していくことが重要になっています。
- 子どもたちが本に触れる機会(きっかけ)を増やしていくことや、家庭への啓発、地域との連携によりこどもの読書活動を支援していくことが大切です。また、多様化する区民ニーズに対応するため、図書館機能の更なる充実が求められています。
- 未来の地域活動の担い手となり得る若年層や新規利用者の取り込みを進めるため、施設に対する新しい利用者ニーズに対応していくことが求められています。

施策の目標達成のために区が取り組むこと

1 多世代のニーズに対応した学びの機会や場の確保

幅広い生涯学習講座を実施することで、幅広い世代の人々の多様な学習ニーズに応えるとともに、新たな自分の興味や関心に気づく機会をつくります。また、大学の知見や協定締結事業者等との連携・協力により学習機会の提供を図るなど、大学施設が地域住民の新たな学びの場となるよう環境整備を進めていきます。

2 図書館機能の充実

電子書籍(雑誌含む)の充実等、図書館のICT化を推進するとともに、こどもの読書活動を支援し、利用者が図書館資料を読みたい、知りたいと思ったときにいつでも応えられる環境の整備を進めます。

3 学習内容の地域への還元・共有

学習した内容を地域に還元するための場の提供や、継続的に地域活動を行う主体への支援、地域との協働による学習支援などを実施し、学習内容が地域活動に生かされるためのしくみをつくります。

区民、事業者、地域団体等が取り組むこと

■区民

積極的に自身で学び、それを地域に還元することで、地域課題の共有や解決に向けた取り組みを進めます。

■事業者

区民の学習活動を支援するため、講座の実施や教室の開放などを行います。

■地域団体等

サークルなどの団体は、グループの活動を通して学びあい、その内容を地域に還元します。

主な事業

すみだ生涯学習センター運営事業

生涯にわたる学びと交流の機会を提供するために、生涯学習活動、文化活動や地域活動を行うための場の提供や、学習情報の発信、学習相談の実施などを行います。また、地域課題や社会課題をテーマにした講座や、地域を支える人づくり、活動支援にかかる講座を実施します。

区立図書館運営事業

区民の情報ニーズを満たすため、多様な資料や学びの場を提供するほか、地域ボランティアの養成、ICT化の推進などに取り組み、地域における情報提供や課題解決を支援します。

また、墨田区議会図書室やすみだ郷土文化資料館、小・中学校の学校図書館等との連携や協力を図ります。

子ども読書活動推進事業

「子ども読書活動推進計画(第5次)」に基づき、図書館だけではなく、家庭や学校・子育て関連施設等を含む地域と協働して、こどもの読書活動を推進します。

関連計画

- ◆ 墨田区地域力育成・支援計画
- ◆ 墨田区子ども読書活動推進計画(第5次)

基本目標Ⅱ

あたたかいおせっかいがめぐる

—将来の姿—

あたたかいおせっかいがめぐる、時代が移り変わっても、人の温もりとやさしさを感じられるまち。困っているご近所さんを気にかけて、力になりたいと思う気持ちで、相手に寄り添って行動する、そんなおせっかいがまち全体に広がり、助けてもらった人がいつかは助ける側になる、そんなやさしさがめぐるまちになっています。

こどもたちは地域全体にあたたかく見守られながら、豊かな人間性と社会性を身につけ、健やかに成長しています。区民一人ひとりが自分の健康を意識して、楽しみながら、心とからだの健康づくりに取り組んでいます。自分らしくいられる場と、力を活かせる出番があることで、誰もが自分の居場所をすみだの中で見つけています。

政策4	つながりで地域のしあわせを育むまち
政策5	健やかに安心して暮らせるまち
政策6	こどもの可能性が広がるまち

政策4 つながりで地域のしあわせを育むまち

2035年のすみだ

- さまざまな生きづらさや困難を抱える人も分け隔てなく福祉サービスを受用でき、お互いに尊重しあいながら、住み慣れた地域で暮らしています。
- 住民同士の支えあい、助けあいや地域の多様な主体の連携・協力による地域共生社会が実現され、区民の誰もが安心して暮らしています。
- 高齢期を迎えた区民が、自分らしいセカンドライフを過ごしています。
- 障害のある人が、地域社会の一員としての役割を担い、生きがいを感じながらいきいきと暮らしています。

政策の体系

施策4-1 地域で支えあう福祉の充実と、サービスの向上を図る

- 1 包括的な支援体制の強化・充実
- 2 適切な福祉サービスの提供促進
- 3 地域福祉の担い手の育成・支援及び周知
- 4 生活に困った区民への相談支援・自立促進
- 5 消費者啓発と相談体制の強化

施策4-2 高齢者が生きがいを持って社会参加をし、住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるよう支援する

- 1 自立支援と支えあいの推進
- 2 高齢者の就労・地域活動の支援
- 3 介護保険制度の適切な運営
- 4 認知症施策の推進と医療・介護の連携強化

施策4-3 障害のある人が地域の中で輝いて生きるしくみをつくる

- 1 地域生活支援の充実
- 2 障害児支援の提供体制の整備
- 3 社会参加の促進
- 4 障害に対する理解の推進

区の現在の状況

- 地域住民によるボランティア活動と公的サービス等との協働により、地域福祉の増進が図られていますが、就労形態の多様化や地域とのつながりの希薄化などにより、地域福祉を担うボランティア人材等の確保が困難になってきています。
- 本区の保護率は微減状態が続いており、生活困窮者からの相談件数はコロナ禍以降横ばい傾向にあります。個々の相談における生活自立の実現に向けた課題は複雑化・複合化する傾向にあり、今後も同様の傾向が継続し、より困難性の高い相談が増えていくと予想されます。
- 核家族化や単身世帯の増加により、家族や親族間のつながりの希薄化や社会的孤立が進行しており、孤立死やひきこもりなど、複雑化・複合化した支援ニーズの増加に加え、既存の制度では対応困難な「制度の狭間」の課題も顕在化しています。
- 高齢者人口や要介護者の増加、障害のある人や親の高齢化、障害の重度化が進むなか、在宅支援や施設整備等の福祉サービスの充実が図られている一方で、介護・福祉人材は不足しています。
- 障害のある人もない人も、個性を尊重しあいながら、共に地域で生きる社会の実現のため、障害者差別解消法に基づく啓発活動が行われています。

解決すべき課題

- 区民一人ひとりが、支え手と受け手の側に分かれるのではなく、地域の中でそれぞれの役割を持ち、地域の福祉サービスと協働し、互いに支え、助けあいながら、自分らしく暮らすことのできるしくみが必要です。
- 区民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズや、制度の狭間にある課題に対して、有効な対策を行っていくためには、地域に存在する医療や福祉などの公的サービスを含む多様な社会資源が、相互に連携・協働した支援体制を強化していく必要があります。
- 高齢者や障害者、生活困窮者等、一人ひとりの課題に寄り添った適切な支援がされる必要があることから、介護・福祉人材を含めた福祉サービスの充実と質の確保が求められます。
- 住民同士が誤解や偏見を持たず互いに理解し、尊重しあいながら、共に地域で生きる社会を実現していく必要があります。

施策4-1 地域で支えあう福祉の充実と、サービスの向上を図る

2035年のすみだ

- 一人ひとりが必要な支援を自由に選択できる福祉サービスが、さまざまな主体から適切に提供されています。
- 複雑化・複合化したさまざまな生活課題を抱えて困っている区民一人ひとりに対して、個別の状況に応じた支援が適切に行われることで、すべての区民が自立し、安定した暮らしをしています。
- 地域住民や地域の多様な団体・機関が、支えあい・助けあいの意識をもって相互の連携・協力を図り、地域の誰もが安心して暮らしています。
- 地域福祉プラットフォーム等の地域の居場所や気軽に相談できる場所、多世代交流の場が増え、地域で支えあうしくみが確立されています。
- 消費生活に対する正しい知識に基づいた行動と充実した相談体制、地域での支えあいによって、安全・安心な消費生活を送っています。

施策の達成をはかる指標

指標名	現状値	中間目標 (2030(令和12)年)	最終目標 (2035(令和17)年)
「現在ボランティア活動・地域活動をしている」区民の割合	13.2% (2025(令和7)年)	17.0%	20.0%
「必要な福祉サービスが適切に提供されている」と思う区民の割合	68.1% (2025(令和7)年)	69.0%	70.0%
市民後見人受任者数累計	84人 (2024(令和6)年)	110人	135人
生活困窮者自立支援制度における就労支援対象者数に対する新規就労者数と増収者の割合	61.0% (2024(令和6)年)	75.0%	75.0%
「消費者被害に遭わないために必要な情報が適切に提供されている」と評価する区民の割合	44.5% (2025(令和7)年)	50.0%	55.0%

関連するSDGs
のゴール



現状と課題

現状

- 国は、公的支援制度の整備を進めて質・量の充実に努めるとともに、複雑化・複合化するニーズを踏まえ、生活困窮者自立支援制度や重層的支援体制整備事業などを通じた包括的支援の強化を図っています。
- 都は、区の取り組みを支援しているほか、自らも福祉・介護人材の確保をはじめとした地域福祉の地盤強化に取り組んでいます。
- 区では、各主体から提供される福祉サービスの質を確保・向上させるとともに、利用者が自らに適した福祉サービスを選択できる環境の整備を進めるため、区内の社会福祉法人や介護・障害福祉サービス事業者等に対する定期的な指導監査や第三者評価の受審支援を実施しています。
- 就労や住居喪失等の課題だけでなく、地域のつながりの希薄化に伴う孤独死やひきこもり、ヤングケアラー、8050問題など、さまざまな主体による分野別の支援体制では対応しきれない複雑化・複合化した支援ニーズや「制度の狭間」にある課題を抱えた人々が増加しています。
- 家族や親族間の支えあいが少しずつ弱くなるなかで、それらを補完する意味あいも持つ地域活動がある程度は展開されているものの、高齢者就業率の上昇や地域活動への対応の負担感などにより、ボランティアが足りていない分野や民生委員・児童委員の担い手の不足が生じています。
- すみだ消費者センターにおける相談件数は増加傾向にあり、内容の多様化・複雑化に伴って解決困難な案件も増えています。こうした状況に対応するため、相談員のスキルアップやさまざまな機関との連携を深めているほか、啓発も強化しています。

課題

- 区民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、一人ひとりの状況に応じた個別的支援や、地域の医療や福祉等の多様な関係機関と連携・協働した支援体制の強化をしていく必要があります。
- 公的な支援制度をはじめとした各種の福祉サービスにおける制度内容や取り巻く環境がめまぐるしく変化するなかにおいても、利用者が必要とする福祉サービスを適切に受けられる環境を整備する必要があります。
- 地域のつながりの希薄化からくる社会的孤立等の課題に対応するため、世代や属性を問わず気軽に立ち寄ることができる場所や相談できる場所を地域住民の身近な場所に増やしていく必要があります。
- 地縁・血縁が希薄化しているなか、本人が相談に来ない限り支援ニーズが表面化しにくいという性質があることから、アウトリーチ型支援の充実に努める必要があります。
- 区民の現状やニーズにあわせて、より多くの方が地域活動に参加しやすくなるしくみづくりや工夫によって、ボランティアなどの社会参加の機会を増やすとともに、互いにつながり、支えあうことで地域課題を解決していく力を養う必要があります。
- 多様化・複雑化する消費者被害の防止と救済のため、区民一人ひとりに正しい知識を身につけてもらうほか、被害に遭った方がいち早く相談につながり解決することができる体制を整備する必要があります。

施策の目標達成のために区が取り組むこと

1 包括的な支援体制の強化・充実

これまでの支援体制では対応しきれない、分野をまたがる「複雑化・複合化した課題」や「制度の狭間にある課題」に対応するため、地域福祉プラットフォームを拠点として相談支援や地域づくりに向けた支援、アウトリーチ等継続支援など包括的な支援体制の強化・充実を図ります。

2 適切な福祉サービスの提供促進

区内の社会福祉法人の運営及び介護・障害福祉サービス事業者等において提供される福祉サービスの質の確保・向上のため、必要な指導等を行うとともに、各事業者等が実施する取り組みを支援します。また、成年後見制度の利用促進を図ります。

3 地域福祉の担い手の育成・支援及び周知

市民後見人などの地域福祉の担い手の育成、区民のボランティア活動や民生委員・児童委員活動などの地域活動の支援を実施します。また、これらの担い手が十分に活用されるよう、支援を必要とする人への周知を図ります。

4 生活に困った区民への相談支援・自立促進

生活困窮者自立支援制度を通じた包括的・個別的・早期的・継続的な相談支援事業を実施するとともに、生活保護が必要な人に対しては、最後のセーフティネットとして、生活保護制度を適切に機能させます。

5 消費者啓発と相談体制の強化

正しい知識を普及するため啓発活動を強化するほか、一人でも多くの方の被害を迅速に救済できるよう、相談体制の更なる充実とさまざまな機関との連携強化を図ります。

区民、事業者、地域団体等が取り組むこと

■区民

区民は、近隣住民と積極的に交流を図って地域の課題に関心を持ち、多様な主体と連携・協力して解決に取り組めます。

■事業者

事業者は、自ら提供する福祉サービスの質の確保・向上に向けた取り組みを進めるとともに、地域の課題に関心を持って区民や区と連携・協力して解決に取り組めます。

■地域団体等

地域のNPOやボランティア団体は、それぞれの専門性を活かした支援活動を展開しつつ、他団体や各行政機関との連携を強化していきます。

主な事業

包括的支援体制整備事業(重層的支援体制整備事業)

区民の複雑化・複合化する支援ニーズに対応するため、各相談機関と連携した多機関協働事業を実施するとともに、地域の居場所や気軽に相談できる場所、多世代交流の場として地域福祉プラットフォームでの地域づくりなどを支援します。

地域福祉活動の支援事業

社会福祉協議会と連携を図りながら、ボランティア人材の育成、小地域福祉活動やふれあいサロン等の活動を支援します。

成年後見制度利用支援事業(市民後見推進事業)

成年後見人等の担い手となる市民後見人を育成・支援を実施するほか、広報や相談対応等によって成年後見制度の利用促進を図ります。

各事業者等に対する指導監査及び第三者評価の推進

区が所管する社会福祉法人及び区内の各事業者等の適正な運営や、提供される福祉サービスの質の確保を図るため、関係機関と連携した各法令に基づく指導監査、並びに第三者評価の制度周知及び受審支援を実施します。

亀沢二丁目公有地整備事業

PPP(行政と民間がパートナーシップを組んで事業を行う)手法を活用し、ボランティア活動など地域の区民活動拠点の整備を図ります。

生活困窮者自立支援事業

生活保護に至る前の段階で生活に困っている人を支え、自立を促すため、相談・助言、住居確保給付金の支給等を通じて、複雑化・複合化した生活課題を抱える相談に対応します。

生活保護法による給付・援護事業

さまざまな理由により生活に困窮している人に対して、生活保護制度に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、経済的な援助を含め、自立に向けて必要な支援を行います。

消費者相談・啓発事業

多様化・複雑化する消費者トラブルに的確に対応し、被害を迅速に回復できるよう、相談体制の充実を図るとともに、被害防止に向けて、関係機関とも連携しながら幅広い層に対する啓発を行います。

関連計画

◆ 墨田区地域福祉計画

施策4-2 高齢者が生きがいをもって社会参加をし、住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるよう支援する

2035年のすみだ

- 高齢者が、必要に応じて生活支援サービスなどを利用しつつ、地域活動や就労を通じて社会参加し、生きがいをもって地域で生活しています。
- 介護が必要な状態になっても、適切に介護サービスを利用することで、住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けることができます。
- 認知症の人も含め、切れ目のない円滑な医療・介護連携により必要な在宅療養を受け、その人らしく暮らしています。

施策の達成をはかる指標

指標名(単位)	現状値	中間目標 (2030(令和12)年)	最終目標 (2035(令和17)年)
要介護認定を受けていない65歳以上の区民の割合※	78.7% (2024(令和6)年)	77.6%	78.1%
「生きがいがある」65歳以上の区民の割合	56.6% (2023(令和5)年)	78.0%	80.0%
「高齢になっても墨田区内で暮らし続けることができる」と思う区民の割合	75.3% (2025(令和7)年)	82.0%	85.0%
認知症の症状のある人にとって住みやすい地域であると思う/やや思う区民の割合	34.1% (2023(令和5)年)	56.0%	58.0%

※今後、要介護認定を受けていない区民の割合が減少すると予測されるなかで、一定程度の減少幅に留めることを、目標として掲げています。

関連するSDGsのゴール



現状と課題

現状

- 国は、「第9期介護保険事業(支援)計画の基本指針」において、介護サービス基盤の計画的な整備、地域包括ケアシステムの深化・推進、介護人材確保及び介護現場の生産性の向上などを掲げています
- 認知症及び軽度認知障害(MCI)の高齢者数が今後増加していくことを踏まえ、「認知症施策推進基本計画」では、認知症の人とその家族等の声を尊重し、「新しい認知症観」の理解促進を基本的な方向性に位置づけています。
- 区の高齢者人口は2018(平成30)年度以降微減傾向にあるものの、75歳以上の後期高齢者数や高齢単身世帯数は増加傾向にあります。また、要介護認定率も同様に増加傾向にあります。
- 区は、要介護・要支援認定者が自立した生活を続けていくために必要な支援を受けることができるよう、介護保険制度の適切な運営とともに、地域密着型サービス等の整備の推進や介護サービス事業者に対する支援など、サービス提供体制の更なる充実を図っています。
- 区では、各機関が連携・協働し、住民が互いに支えあいながら、高齢者が地域で暮らし続けることができる環境を整備し、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援に関する取り組みを包括的かつ継続的に行うことで、地域包括ケアシステムの更なる深化を図っています。
- 高齢者がいつまでも健康で生きがいをもって地域で生活が送れるよう、介護予防や健康づくり、地域交流等の自主的な活動を支援しているほか、高齢者向けのICT講習会を実施しています。また、高齢者の就労の機会を広げるため、墨田区シルバー人材センターの運営支援を行っています。

課題

- 社会状況の変化、価値観の多様化により、地域活動の担い手等が減少傾向にあるなか、社会参加を促進するには、生活支援サービスや活動に関する認知度向上と利用促進の強化、区民と医療・介護関係者と行政が連携した「支えあいのしくみ」の構築が重要です。
- 高齢化率の上昇に伴い、今後も増加する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に供給するには、介護人材確保・定着及び介護現場の生産性の向上とともに、利用者に適正な介護サービスを確保するため、給付適正化を推進していくことが重要です。
- 高齢者が安心して在宅で暮らし続けるためには、医療・介護関係者の更なる連携推進が重要です。また、認知症の正しい知識と理解促進のための啓発活動の強化、認知症の人とその家族への支援体制の充実、地域での見守りネットワークの構築に取り組んでいくことが重要です。
- 老人クラブの会員減少と担い手不足を解消するためには、プレシニア世代(50歳から64歳)の加入促進が必要なため、参加意欲を促す既存の枠組みを超えた魅力的な発信を行うことが重要です。
- 地域の介護予防の取り組みの担い手となるボランティア(介護予防サポーター)や、通いの場の参加者の高齢化が進み、通いの場自体の運営が困難になっているケースがあります。そのため、介護予防サポーターや通いの場への新たな区民の参加に向けた更なる取り組みが必要で
- 働く高齢者の増加や一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、後期高齢者(75歳以上)の増加など、高齢者の生活環境が変化していることから、墨田区シルバー人材センターと連携して、状況に応じた健康づくりや生きがいづくりの取り組みを充実させる必要があります。

施策の目標達成のために区が取り組むこと

1 自立支援と支えあいの推進

地域包括ケアシステム※を深化・推進するため、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制を整備します。

※ 高齢になってもいつまでも元気に暮らし続けられ、たとえ障害があっても、介護が必要となっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支えていくしくみのこと。

2 高齢者の就労・地域活動の支援

生きがいにつながる機会の創出や、場の提供等を通じて、元気なシニアの就労やボランティア活動等の社会参加を促進し、高齢者が地域の貴重な支え手として活躍できるしくみづくりを推進していきます。

また、高齢者が継続して健康づくりや介護予防に向けた取り組みを行えるよう、体操教室等の各種プログラムを実施するとともに、高齢者の自主的な介護予防活動を支援していきます。

3 介護保険制度の適切な運営

要支援・要介護認定者の自立した生活を支えるため、介護保険制度を適切に運営します。また、介護サービスの更なる充実を図るため、ニーズに応じたサービスを安定的に提供できる体制を整備します。

4 認知症施策の推進と医療・介護の連携強化

認知症初期集中支援チームの活用、認知症サポーター養成講座の開催、地域での見守りネットワークの構築、医療・介護の連携強化など、認知症の人とその家族等を地域全体で支える体制づくりを推進します。

区民、事業者、地域団体等が取り組むこと

■区民

区民は、健康づくりや介護予防、福祉に対する認識を持ち、ライフステージに対応した生涯設計を立て、主体的に生活します。

■事業者

事業者は、必要な介護人材を確保・育成するとともに、各種サービスの質の向上に努め、適切な介護サービスを提供します。

■地域団体等

地域団体は、それぞれの特性を活かし、自主運営と活動強化、人材育成と定着、地域や多職種と連携します。

主な事業

高齢者支援総合センター運営事業

高齢者の総合相談窓口として認知症、介護予防、権利擁護、介護保険サービスの利用等の相談に応じるほか、高齢者の興味に応じた支援を行い、社会参加の促進を図ります。

在宅医療・介護連携推進事業

相談窓口設置、多職種連携研修、ハンドブック作成、情報共有ツール導入など、医療と介護の連携強化を通じて、切れ目のない在宅療養支援体制の構築を図ります。

公益社団法人墨田区シルバー人材センター運営支援事業

公益社団法人墨田区シルバー人材センターに対し、高齢者の就労拡大や、家事援助サービス事業の円滑な運営ができるよう支援します。

介護人材確保対策事業

介護人材不足対策として、介護職員の育成及び新規就労を促すとともに、介護職員の離職防止策を講じ、介護サービス提供事業者の職員の充足及び介護現場の生産性向上を図ります。

介護予防普及啓発事業

筋力向上や栄養改善、口腔ケアなどの各種プログラムを実施することで、介護予防の必要性を普及啓発するとともに、事業への参加をきっかけに通いの場で取り組みを継続できるよう支援します。

老人クラブ運営支援事業

それぞれの老人クラブや墨田区老人クラブ連合会への支援を通じて、健康づくり、生きがいづくり、地域の支えあい活動等を推進します。

認知症施策推進事業

認知症検診の実施や初期集中支援チームの設置、地域支援推進員の配置を行うほか、認知症サポーター養成講座の開催、認知症カフェの運営支援など、認知症の人とその家族等を地域全体で支える体制づくりを推進します。

高齢者入所施設整備支援事業

在宅での生活が困難となった要介護者のために、特別養護老人ホーム等の整備を支援します。また、認知症の方が、住み慣れた地域で暮らし続けられるように、認知症高齢者グループホームを支援します。

関連計画

- ◆ 墨田区地域福祉計画
- ◆ 墨田区高齢者福祉総合計画・第9期介護保険事業計画

施策4-3 障害のある人が地域の中で輝いて生きるしくみをつくる

2035年のすみだ

- すべての人がお互いに尊重しながら、住み慣れた「すみだ」で地域社会の一員として暮らしています。
- 障害の有無によって分け隔てられることなく、共に暮らし、学び、働く体制が整備され、生きがいを感じながら日常生活を送っています。

施策の目標達成をはかる指標

指標名(単位)	現状値	中間目標 (2030(令和12)年)	最終目標 (2035年)
自立支援給付支給決定者数	2,048人 (2024(令和6)年)	2,226人	2,386人
障害児通所支援受給決定件数	1,917件 (2024(令和6)年)	1,975件	2,025件
すみだ障害者就労支援センター登録者の新規就職者数	63人 (2024(令和6)年)	69人	74人

関連するSDGs
のゴール



現状と課題

現状

- 国が定める「第5次障害者基本計画」では、障害者がの意思で社会参加し、能力を発揮できるよう支援するとともに、社会的な障壁を取り除き、自己実現できる社会をめざすこととしています。
- すべての人が個性を尊重しあいながら、共に地域で生きる社会の実現のため、障害者総合支援法に基づく各種障害福祉サービスの提供や、障害者差別解消法に基づく啓発活動を行っています。
- 児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービスなどにより、療育や支援が必要な児童に集団生活への適応訓練、生活能力の向上のための訓練等を実施しています。
- 医療的ケア児(者)やその家族が、心身の状況に応じた適切な支援を受け、地域において安心して生活を送れるよう取り組んでいます。
- 法定雇用率の上昇もあり、一般企業等で働く障害のある方はすべての障害種別で増加しており、障害者総合支援法に基づく就労支援のほか、区市町村センター事業としての就労生活支援も実施しています。
- 2024(令和6)年1月から相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援事業所の育成支援等を行う、障害者基幹相談支援センターを開設しました。

課題

- 各種法令に基づく、啓発活動や情報保障の取り組みを推進していく必要があります。
- 強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を図るため、そのニーズを把握し、ニーズに基づく支援体制の整備が求められています。
- こどもの発達支援において、適切な療育や支援が受けられるよう、様々なケースに対応できる相談体制の整備が必要です。
- 医療的ケア児(者)及びその家族が心身の状況に応じた適切な支援が受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携体制を構築し、支援に関する施策を推進していくことが必要です。
- 働く障害のある方に対して、合理的配慮や障害特性を考慮した業務設計が十分なされず、離職につながるケースがあることから、障害のある方、企業双方への支援、ハローワーク等他機関との連携が必要です。
- 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等について、地域の実情に応じて協議できるよう、墨田区地域自立支援協議会の体制を整備することや、計画相談支援事業所の育成・支援を行うための体制の強化が求められています。

施策の目標達成のために区が取り組むこと

1 地域生活支援の充実

障害のある人が、本人の希望する地域で自立して暮らしていくことができるよう、本人と支援者を支えるサービスの充実や、地域での暮らしを支える場づくりなど、一人ひとりの状況に応じた支援を進めていきます。

2 障害児支援の提供体制の整備

乳幼児期の段階から、一人ひとりのニーズにあった適切な支援を行っていきます。また、児童発達支援センター「みつばち園」の移転・再整備にあわせて機能強化を図り、保健、医療、障害福祉、保育、教育等他分野で連携し、療育機能の充実を含めた体制の整備を進めていきます。

3 社会参加の促進

障害の有無にかかわらず、社会の一員としてさまざまな活動に参加し、生きがいのある生活を送ることができるよう支援します。また、障害のある人が希望する仕事に就き、安心して働き続けることができるよう支援していきます。

4 障害に対する理解の推進

障害のある人が、地域で安全・安心に暮らせるよう、障害に対する理解の促進と、合理的な配慮が進むよう、区民・事業者等への啓発に取り組めます。

区民、事業者、地域団体等が取り組むこと

■区民

障害に対する理解を深め、すべての人がお互いを理解し支えあえる地域づくりを推進します。

■事業者

障害者差別解消法に基づき、障害のある人もない人も分け隔てなく対応すると同時に、障害のある人への合理的配慮を行います。また、障害者雇用促進法に基づき、障害のある人の雇用に努めます。

■地域団体等

障害のある人の社会参加を進めるため、組織の活性化を図り、充実した支援を行います。

主な事業

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業

障害者総合支援法に基づく日中活動系サービス、居住系サービス等の提供により、障害のある人の日常生活と社会生活を総合的に支援します。

障害児に対する支援事業

児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービスなどにより、療育や支援が必要な児童に集団生活への適応訓練、生活能力の向上訓練等を実施します。また、医療的ケア児(者)及びその家族が適切な支援が受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等が連携し、施策を推進していきます。

障害者就労支援事業

就労に関する相談や作業訓練、実習等を通じ、就労意欲のある障害のある人を支援し、就労後も職場定着支援を行います。また、就労意欲の向上や経済的な自立を図るため、区内障害者通所施設等の工賃向上に向けた支援を行います。

障害に対する理解促進のための啓発事業

障害者差別解消法の周知や施設・環境整備、「心のバリアフリー」の普及啓発を行います。あわせて、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」や「手話施策推進法」に基づく障害のある人への情報保障に関する啓発を行います。

障害者グループホーム等整備支援事業

障害のある方が、住み慣れた地域で暮らし続けられるように、グループホーム等の整備を支援します。

関連計画

- ◆ 墨田区地域福祉計画
- ◆ 墨田区障害福祉総合計画

政策5 健やかに安心して暮らせるまち

2035年のすみだ

- 区民の健康な暮らしを支えるため、区や関係者、企業等の連携のもと、効果的な取り組みが行われています。
- 誰もが自分にあった方法で主体的に健康を維持・増進しています。
- 感染症や医療に関する情報を得て、区民一人ひとりが正しい選択ができています。
- 区民が必要な時に適切な医療や支援を受けることができます。

政策の体系

施策5-1 ライフコースにあわせた健やかな暮らしを支えるしくみをつくる

- 1 健診・健康づくりの推進
- 2 総合的ながん対策
- 3 自殺対策
- 4 親と子の健康づくり

施策5-2 安全・安心な保健・医療体制を確立する

- 1 感染症対策(予防接種含む)
- 2 生活衛生の向上
- 3 地域保健・医療体制の整備
- 4 健康危機管理体制の整備

区の現在の状況

- 本区では、「健康長寿日本一のまち」の実現をめざす「すみだ健康づくり総合計画」や「墨田区がん対策推進計画」の策定・改定を行い、生活習慣病やがん等の疾病について正しい知識を持ち健康づくりに取り組むことができるまちづくりを推進しています。
- すみだ保健子育て総合センターの機能を活かし、保健・子育て・教育の3つの機能を「つなぐ」、各部門の職員が「つながる」ことで、多様化・複雑化する様々な相談に応じ、保健・子育て・教育の3部門が一体となって個々の状況に応じた適切な支援を行っています。
- 区内病院の看護師等との連絡会や区内病院検査科との研修を通じた協力関係、災害発生時等の医療体制の整備など、平時から有事に備えて医療機関との連携強化に努めています。
- 区、関係機関、民間団体・企業、区民が自殺対策についての共通理解を深め、気づきを支援につなげられるよう、ネットワーク会議やゲートキーパー研修、リーフレットの配布等を通じて、相談対応能力向上および適切な相談先の紹介など知識や情報の共有に努めています。

解決すべき課題

- がんや心疾患、脳血管疾患は区民の主要な死亡原因となっており、がんの死亡率やメタボリックシンドローム該当者の割合を減少させていくため、がん対策の推進や生活習慣病の発症予防、重症化予防に向けたさらなる取り組みが必要です。
- 少子化が進むなかで、次世代を担う子どもたちが健やかに成長していけるよう、安心して子どもを産み、育てられる家庭や地域の環境づくりが求められています。そのため、妊娠前から心身の健康をサポートし、安心して子育てできる環境づくりを目指します。
- 感染症の拡大や新興感染症発生時においては、区民の命と健康を守るため、迅速で的確な対応が求められます。感染症の流行拡大防止や早期探知するための取り組みを強化するとともに、関係機関との連携のもと、体制づくりの強化が求められています。
- 自殺は複合的な要因により追い込まれた末に生じる、誰にでも起こり得る危機です。各種相談窓口や支援事業の効果的な周知・連携を強化すると同時に、これまでに築いてきた人と人、地域や行政、関係機関とのつながりが自殺対策のためのセーフティネットであるという認識を改めて社会全体で共有し、機能させていくことが求められています。

政策5 健やかに安心して暮らせるまち

施策5-1 ライフコースにあわせた健やかな暮らしを支えるしくみをつくる

2035年のすみだ

- 区民は生活習慣病等の発症予防、早期発見・早期治療、重症化の予防に努め、積極的に健康づくりに取り組んでいます。
- 区民の健康な暮らしを支える環境づくりやがん、自殺対策について、区や関係者、企業等の連携のもと、効果的な取り組みが行われています。
- 妊娠・出産から切れ目のない包括的な親と子の健康づくりの支援を受けることができ、安心して子どもを産み、親と子が健やかに過ごしています。

施策の達成をはかる指標

指標名(単位)	現状値	中間目標 (2030(令和12)年)	最終目標 (2035(令和17)年)
65歳健康寿命(東京保健所長会方式) ^{※1} (要介護2以上 男女別)	65歳健康寿命 男性 82.39 歳 女性 85.90 歳 65歳平均障害期間 ^{※2} 男性 1.65 年 女性 3.26 年 (2023(令和5)年)	65歳平均余命の増加分を上回る健康寿命の増加 (65歳平均障害期間の減少)	65歳平均余命の増加分を上回る65歳健康寿命の増加 (65歳平均障害期間の減少)
がんの75歳未満年齢調整死亡率(男女別) ^{※3}	男性 71.8% 女性 44.7% (2023(令和5)年)	男性 65.4%未満 女性 50.2%未満 (2028(令和10)年)	男性 65.4%未満 女性 50.2%未満
自殺死亡率 (人口10万対)	16.5 (2024(令和6)年)	15.2	13.8
こんにちは赤ちゃん訪問実施率	97.5% (2024(令和6)年)	98.0%	99.0%
産後、退院してから1か月程度の間、助産師や保健師等から指導・ケアを十分に受けられた割合	80.2% (2024(令和6)年)	83.0%	85.0%

※1 介護を必要とせず、健康で日常生活を支障なく送ることができる年齢のこと。65歳の方が、何らかの障害のために介護保険の認定を受けるまでの状態を健康と考え、要介護(支援)認定を受ける年齢を平均的に表すもの。本指標では、要介護2の認定を受けるまでの年齢を用いている。

※2 65歳の方が、平均してあと何年生きられるかの期待値である65歳平均余命と65歳健康寿命の差

※3 年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように、年齢構成を調整した死亡率を年齢調整死亡率という。一般にがんによる死亡率を算出する際には、高齢化の影響を除外するため、75歳以上の死亡を除いた75歳未満年齢調整死亡率が用いられる。

関連するSDGs
のゴール



現状と課題

現状

- 国は2024(令和6)年度から「21世紀における第3次国民健康づくり運動(健康日本 21(第3次))」を展開し、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、①健康寿命の延伸・健康格差の縮小、②個人の行動と健康状態の改善、③社会環境の質の向上、④ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりの4つの基本的な方向性を定め、健康づくりを推進しています。
- 「健康」に関する区民アンケート調査によると、主観的健康観について、「自分を健康だと思う」又は「まあ健康だと思う」という回答が7割程度にのびります。しかし、メタボリックシンドロームの割合や高血圧、糖尿病等に起因する疾患による死亡率は東京都の平均値と比べて高い状況にあります。
- 本区では、「すみだ健康づくり総合計画」に基づき、生活習慣病対策として、健診受診率の向上や健診結果に基づく特定保健指導等の実施、健康づくりに向けた普及啓発や身体活動量や野菜摂取向上の取り組みを推進しています。
- 2025(令和7)年3月に「第2期墨田区がん対策推進計画」を策定し、「がん予防」「がんと共生」「基盤の整備」の3つを柱とし、総合的ながん対策に取り組んでいます。
- 2019(平成31)年に「墨田区自殺対策計画」を策定し、2026(令和8)年までに自殺死亡률을2015(平成27)年と比べて30%減少させることを目標に、全庁的な連携による生きることへの包括的な支援として取り組み、2024(令和6)年の自殺死亡率は2015(平成27)年に比べて減少しました。
- 妊娠期からの母子保健と児童福祉の一体的な支援として、各種の伴走支援を行うとともに、乳幼児健診などを通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進や虐待の未然防止に包括的に取り組んでいます。

課題

- 今後一層高齢化が進行していくなか、人生100年時代にあつて、自分らしくいきいきと暮らしを続けていくために、心身の健康づくりへの取り組みが重要となります。また、データを活用した健康づくり(データヘルス)を進めることや、ICTの利活用により、より効果的な健康づくりに向けた働きかけを進めていく必要があります。
- 本区の国民健康保険特定健診受診率は23区内でも上位にありますが、特定保健指導を受ける人の割合は1割程度に留まっています。生活習慣病等の健康リスクが高い人への健康づくりに向けた取組を進めていく必要があります。
- がんの75歳未満年齢調整死亡率は男女ともに減少傾向にありますが、がんは区民の死因の第1位であり、約4人に1人はがんで亡くなっている状況のため、引き続き取り組みが求められます。
- 自殺死亡率が2022(令和4)年以降緩やかな上昇傾向にあるとともに、自殺者の年齢構成(割合)では40歳未満および70~79歳において国や都と比較して高くなっています。自殺対策基本法の改正を踏まえ、こども・若者の自殺対策を更に推進していく必要があります。
- こども家庭センター機能を整備し、妊娠期からの一体的支援を開始しましたが、より専門的な対策の実施など、支援内容の一層の充実を図るため、関係部門の連携に向けた更なる体制整備が必要となっています。

政策5 健やかに安心して暮らせるまち

施策の目標達成のために区が取り組むこと

1 健診・健康づくりの推進

健康診査や歯科健康診査の実施、健診結果に基づく特定保健指導の実施を引き続き進めていくほか、データやICTを活用した身体活動量向上、健康づくりに関する普及啓発等の健康寿命延伸に向けた取り組み、すみだらしい食育の推進を図っていくなど、区と関係者、企業等が連携して区民の健康な暮らしを支えるしくみづくりに取り組んでいきます。

2 総合的ながん対策

「がんによる死亡の減少」と「がん患者の療養生活の質の向上」に向け、がんのリスクとなる要因に対する科学的根拠に基づくがん予防や、がん検診受診率の向上、相談支援・情報提供の充実や在宅緩和ケアの推進などの取り組みを行っていきます。

3 自殺対策

「ひと・まちつながり いきるを支える 墨田区自殺対策計画(第2次)」に基づき、人や地域のつながりが自殺のセーフティネットとして機能し、生きることを支える力になるよう、行政をはじめ関係機関等の連携・協働により自殺対策を推進します。

4 親と子の健康づくり

部門間の連携による妊娠期から切れ目のない支援の充実を図り、妊娠届出時等の早期から母子保健と児童福祉の一体的な支援を行います。

区民、事業者、地域団体等が取り組むこと

■区民

区民は、自分の健康に関心を持ち、生活習慣病等の予防や病気の早期治療に努めるほか、身体的・精神的な不調や不安、子育ての悩みなどを抱え込まずに相談します。

■事業者

健康診断の受診の推進等、働く人の健康づくりやワークライフバランス等への取り組みによる妊娠、育児への支援に取り組めます。

■地域団体等

地域全体で、妊娠・出産・育児のサポートや、がんなどの疾病やこころの悩みなどを抱えた際のお互いの支えあいを行います。

政策5 健やかに安心して暮らせるまち

主な事業

健康診査事業・歯科健康診査事業

生活習慣病の予防と早期発見、口腔と全身の健康保持のため、特定健康診査や若年区民健康診査、75歳以上の健康診査、生活習慣病予防健康診査、ライフコースに合わせた歯科健康診査等を実施します。

がん対策事業

がんの予防や早期発見、療養生活の質の向上を図るため、「第2期墨田区がん対策推進計画」に基づき、がんのリスクの減少や科学的根拠に基づくがん検診、がんに関わる相談支援や情報提供の充実等の取り組みを実施します。

食育推進事業

食育推進計画に基づき、区民、地域団体、NPO、事業者、企業、大学等と区の協働で、すみだらしい食育を推進します。

自殺対策事業

ネットワーク会議やゲートキーパー研修、自殺対策強化月間啓発事業による区民への啓発と周知、自殺未遂者支援やかかりつけ医と精神科医の連携事業のほか、小・中学生へのSOSの出し方に関する授業の実施支援等に取り組みます。

産後ケア事業

産後1年未満の母子等を対象に宿泊型、外来型、訪問型、日帰り型の産後ケア等を実施し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進します。

乳幼児健康診査・相談事業

各種健康診査を実施し、乳幼児の成長発達の支援や疾病等の早期発見・早期治療につなげます。また、保護者や乳幼児に適切な支援を行うとともに、発達段階の情報が将来の支援に生きるよう、関係機関との連携のしくみづくりを行います。

5歳児健康相談の充実

5歳児健康診査の実施に向け、発達・発育チェック機能の充実を図り、早期対応につなげます。

関連計画

- ◆ すみだ健康づくり総合計画
- ◆ 第2期墨田区がん対策推進計画
- ◆ ひと・まちつながり いきるを支える 墨田区自殺対策計画(第2次)
- ◆ 墨田区食育推進計画

施策5-2 安全・安心な保健・医療体制を確立する

2035年のすみだ

- 健康危機管理体制が整備されており、医療関係者や区民一人ひとりが感染症を拡大させない適切な行動をとっています。
- 適切な情報が共有されていることにより、食品や医薬品等に起因する健康被害にあうことなく、すべての区民が安全な生活環境で暮らしています。
- 医療と介護の適切な連携により、さまざまな健康課題に対して切れ目のない支援が行われ、すべての区民が住み慣れた地域で質の高い医療・保健サービスを受けることができます。
- 大規模災害や感染症等が発生した場合においても、すべての区民が健康と生命を守る正確な情報を得ることができ、適切な行動をとることができます。

施策の達成をはかる指標

指標名(単位)	現状値	中間目標 (2030(令和12)年)	最終目標 (2035(令和17)年)
帰宅時と食事前のどちら も手を洗っている割合	56.3% (2024(令和6)年)	60.0%	70.0%
区内飲食店等で発生した 食中毒発生件数	2件 (2024(令和6)年)	0件	0件
災害対応訓練参加者数	202人 (2024(令和6)年)	250人	300人
在宅療養を希望する人の うち、実現可能だと思う 65歳以上の区民の割合	30.6% (2022(令和4)年)	32.0%	35.0%

関連するSDGs
のゴール



現状と課題

現状

- 改正感染症法により、保健所設置市等は都道府県の計画を踏まえて、予防計画を策定することとされ、「墨田区感染症予防計画」を策定したほか、東京都の計画の見直しを踏まえ、「墨田区新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定するなど、感染症対策の一層の充実を図っています。
- 本区では、感染症の予防・まん延防止のため、予防接種の着実な推進、感染症に対する知識の普及啓発・相談事業を実施してきました。また、区職員や医療機関の協力・連携により、感染症対応訓練の実施など、地域連携体制を整備してきました。
- 区内公衆浴場等の施設や医薬品、動物等に由来する重大な健康被害は発生していませんが、食中毒事故は時々発生しています。
- 区内の住宅宿泊事業、旅館業の施設が急増し、その不適切な管理による区民の生活環境への悪影響を防止するため、「墨田区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例」の制定、「旅館業法施行条例」を改正し、それぞれ2026(令和8)年4月から施行されています。
- 医師・歯科医師・薬剤師・訪問看護師・医療ソーシャルワーカー等の医療関係者とともに会議体を設置し、医療体制の構築等、課題解決に向けた様々な検討を進めています。
- 災害発生時に備え、災害時医療活動マニュアルを更新しながら、緊急医療救護所設置訓練を重ね、医療機関との連携を密にしています。また、災害時に必要となる医薬品や医療資器材を整備しています。

課題

- 平時においては、サーベイランス※の実施や手洗いの励行などの感染予防方法の啓発等により感染症対策を引き続き行っていくとともに、新興感染症発生時における関係機関との連携や保健所体制の強化等を行う必要があります。また、年々、種類が増加している定期予防接種及び任意予防接種の費用助成に関する、区民への制度等の周知徹底と区の体制強化を図る必要があります。
- (※)感染症の発生状況を継続的に監視すること。
- 海外との人の交流や動物、食品、モノの出入りがより活発となっており、国内発生の少ない感染症や食中毒、新たな病原体が持ち込まれる可能性も高まるため、より一層の感染症対策や食品衛生対策が必要です。
 - 住宅宿泊事業、旅館業の事業者が法令を遵守し、区民の生活環境への悪影響を防止するために適正な管理をしていく必要があります。
 - 後期高齢者の人口が増加するなか、誰もが安心して住み慣れた地域で質の高い医療・保健サービスを24時間受けることができる医療体制の構築と人材を確保する必要があります。
 - 発災直後から超急性期(72時間以内)のマニュアルは整備されていますが、72時間以降の保健活動や受援計画について整備が必要です。また、医療関係機関等との役割分担や情報共有、区民への周知にも力を入れる必要があります。

政策5 健やかに安心して暮らせるまち

施策の目標達成のために区が取り組むこと

1 感染症対策(予防接種含む)

サーベイランスの実施や手洗いの励行などに関する普及啓発等による感染症の発生とまん延防止及び新興感染症発生時における危機管理体制や医療体制を強化し、区民の安全と安心を確保します。

2 生活衛生の向上

区民が利用する施設や日常生活において、食品、ペット、各種サービスなどによる健康被害の発生を防ぐため、食生活の安全確保や衛生的な環境の確保ができるよう、区民への普及啓発や生活衛生関係営業施設等の事業者指導に取り組めます。

3 地域保健・医療体制の整備

高齢化に伴う労働力不足を見据え、住み慣れた地域で必要な医療が受けられる在宅療養体制を構築するとともに、医療関係者の人材不足に備えた取り組みを推進していきます。

4 健康危機管理体制の整備

大規模災害や感染症等に対し、健康危機の発生を未然に防止する体制づくりを行うとともに、健康危機管理事象が発生した場合には、その規模を把握し、健康被害の拡大防止、患者の医療の確保を行うなど、危機管理体制を充実していきます。

区民、事業者、地域団体等が取り組むこと

■区民

日頃から保健や医療等への関心や健康危機管理の意識をもち、必要な情報の収集や共有に務め、適切な選択ができるように準備します。

■事業者

区民が安心して保健医療福祉サービスを受けられることができるよう、社会的な責務を果たします。

■地域団体等

日頃から行政情報を共有し、健康危機に対して迅速に連携する体制を整備します。

主な事業

感染症発生時のまん延防止対策

感染症発生時は、法令等に基づき、速やかに患者に対して調査等を行うとともに、関係機関と連携し、拡大防止を図ります。また、学校欠席者・感染症情報システムや高齢者施設感染症情報収集システムを活用することで集団発生を早期に探知し、感染拡大を防止します。

予防接種事業

平時においては、定期予防接種の個別勧奨や任意予防接種の公費負担を通じて予防接種率の向上を図ります。新興感染症発生時には、迅速に臨時接種の対応を行います。

生活衛生営業施設の監視指導

飲食店などの食品取扱施設や、理・美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場などの生活衛生営業施設の立入検査を実施し、食中毒や利用者の健康被害の発生を防止するための指導や検査を行います。

また、増加する民泊施設等について、違法民泊の取締りや事業の適正な運営を確保するため、監視指導の強化を行います。

感染症等についての普及啓発

感染症や食中毒の予防についての正しい知識や最新情報、予防方法等について、区報や区ホームページ等の情報媒体を活用して区民に情報提供するとともに、日頃から身近なところで健康管理ができるよう、かかりつけ医等を持つことを促進します。

医療連携推進事業

区民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療連携のしくみを構築・推進するため、墨田区医師会をはじめとする区内の医療関係者等との協働により、医療連携推進事業を実施するとともに、医療関係者の人材確保の検討を進めます。

災害時医療救護活動の体制整備事業

医師会をはじめとした医療関係機関との協議を踏まえ、災害時医療活動マニュアルを更新し、災害時に必要や医薬品や医療資器材を整備するとともに、災害対応訓練を実施し、体制強化を図ります。

関連計画

- ◆ すみだ健康づくり総合計画
- ◆ 墨田区感染症予防計画
- ◆ 墨田区新型インフルエンザ等対策行動計画

政策6 こどもの可能性が広がるまち

2035年のすみだ

- 常にこどもをまんなかに捉え、こどもや子育て家庭の意見・視点を意識しながら、笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまち「こどもまんなかすみだ」が実現しています。
- 妊娠・出産、子育てまで切れ目ない支援の中で、家庭や地域社会がこどもの権利を大切にしながらこどもやこどもの育ちを見守り、支えることで、すべてのこどもが希望にあふれ健やかに育っています。
- こどもたち一人ひとりが、未来に向かって夢と希望を持つことができ、具体的に社会で活躍する自分の将来像を思い描くことができる環境の中で育ち、自ら目標を立てて挑戦することができるようになっていきます。

政策の体系

施策6-1 必要な子育て支援サービスを適切に利用でき、こどもの健やかな育ちを支える環境をつくる

- 1 こどもまんなかすみだの推進
- 2 こどもの居場所づくり
- 3 教育・保育環境の整備と多様なニーズに対応した保育の充実
- 4 子育てにかかる負担の軽減、不安解消

施策6-2 こどもと親がともに安心して暮らせるまちをつくる

- 1 切れ目のない一体的支援体制の構築
- 2 児童虐待防止と要保護児童支援の体制強化
- 3 こどもの食支援等に取り組む区内団体の支援
- 4 貧困の連鎖防止の支援
- 5 若者の健全育成支援と社会的自立への支援

施策6-3 意欲をもって学び、協働的に課題解決できる確かな学力を育む

- 1 学習環境の整備、教員の資質・能力及び学校教育力の向上
- 2 児童・生徒の心と体の健全育成及び社会的自立の支援
- 3 良好な教育環境づくり
- 4 学校と地域との連携、家庭教育の推進

区の現在の状況

- 本区における合計特殊出生率は、2018(平成30)年から減少傾向にあり、2023(令和5)年度時点で0.98と、全国平均の1.20、東京都全体平均の0.99に比べ低くなっており、少子化に歯止めがかかっていません。そうした中、区では2025(令和7)年3月に「墨田区こども条例」を制定し、こどもの大切な権利を守るとともに、こどもの権利等に関する考え方を区全体で共有することで、地域社会全体でこどもの健やかな成長を支えていくこととしています。
- 区内の保育施設の待機児童が概ね解消する中で、安全で安心な教育・保育環境の重要性が高まっています。また、共働き世帯の増加等の社会情勢の変化に伴い、保護者のニーズは多様化しています。
- こども・子育て・教育を取り巻く環境は複雑・多様化し、核家族化や共働き世帯の増加による地域コミュニティの希薄化、こどもの居場所づくり、児童虐待、こどもの貧困やヤングケアラーの問題のほか、いじめ・不登校の増加、SNSの普及によるネットリテラシーや体力低下など、さまざまな課題への対応が求められています。
- 児童・生徒の夢と希望の実現に向けて確かな学力の定着と向上を図るために、「すみだ教育指針」及び「墨田区学力向上新3か年計画」に基づき、基礎・基本の定着、発展的な学習の展開、読解力向上等の取り組みを推進しています。
- 学校施設の老朽化が進んでいることに加え、バリアフリー化、安全対策など、学校施設に求められる機能も変化してきています。

解決すべき課題

- 誰もが安心して出産・子育てができるよう、妊娠・出産期からの切れ目ない子育て支援サービスの充実を図るとともに、情報発信の強化、DXによるサービスの向上など、すべての子育て家庭にとって子育てしやすい環境づくりが必要です。
- こどもの権利を尊重し、地域全体でこどもの健やかな成長を支える取り組みの推進が求められています。
- 人員の適正配置や環境の整備により、より質の高い安全安心な保育を実施する必要があります。また、安心して子育てできる環境として、多様なニーズに対応した保育の充実が求められています。
- こどもが自分らしく心豊かに育つことができるため、こどもが安心して過ごせる居場所づくりや体験機会の充実が必要です。また、配慮が必要なこどもや家庭への適切な支援体制の構築や地域全体で見守るしくみづくりが求められます。
- 確かな学力の定着と向上を図るため、学習意欲、コミュニケーション能力や当事者意識など、非認知能力の育成も重要です。学校教育はもちろん、地域との交流や家庭での習慣など、学校、地域、家庭が連携して取り組んでいくことが重要です。
- GIGAスクール構想に基づき、こどもたちの主体的・対話的で深い学びを実現していくために、ICT環境の整備と、教員のICT活用能力向上、効果的な授業方法のさらなる改善が必要です。
- 学校施設の計画的な改築・改修、バリアフリー化、安全対策の強化など、安全で安心できる教育環境の整備が求められます。

政策6 こどもの可能性が広がるまち

施策6-1 必要な子育て支援サービスを適切に利用でき、こどもの健やかな育ちを支える環境をつくる

2035年のすみだ

- すべての子育て家庭が子育て支援サービスを安心して利用でき、孤立することなく地域全体で支えられながら、笑顔で楽しく子育てしています。
- 乳幼児期における教育・保育の質とサービスが向上し、こどもの権利が尊重され、安全で健やかに成長できる保育環境が実現しています。
- すべてのこどもが安心して過ごせる居場所が充実し、さまざまな体験を通じて自分らしく心豊かに成長できる環境が整っています。
- こどもの権利に対する理解が地域全体で深まり、すべての家庭で子育てをしやすい環境が実現しています。

施策の達成をはかる指標

指標名(単位)	現状値	中間目標 (2030(令和12)年)	最終目標 (2035(令和17)年)
区の仕事の満足度(保育サービスなどの子育て支援)	0.23点 (2024(令和6)年)	0.3点	0.35点
『『こどもの権利』がしっかりと守られている』と感じる「小学生の保護者」の割合	46.0% (2023(令和5)年)	50.0%	55.0%
「こどもの豊かな育ちを育む場・機会が充実している」と感じる保護者の割合	66.1% (2023(令和5)年)	80.0%	85.0%

関連するSDGsのゴール



現状と課題

現状

- 2023(令和5)年4月にこども基本法が施行され、同年、国はこども大綱を策定、都においても2023(令和5)年1月に「こども未来アクション」を策定し、以降、毎年更新するなど、こどもまんなか社会の実現に向け動き出しています。
- 本区では、2023(令和5)年10月に「すみだ子ども・子育て応援プログラム」を作成し、「こどもまんなかすみだ」の実現を掲げました。さらに、「墨田区こども条例」の制定や「墨田区こども計画」の策定を通じて、こどもの権利を守り、こどもの体験機会の確保等を含め、地域社会全体でこどもの健やかな成長を支える体制づくりを進めています。
- 共働き世帯の増加などに伴い多様化する子育て世帯のニーズに対応するため、交流の場や相談窓口の開設、家事・育児支援等のさまざまな子育て支援サービスを実施しています。
- 墨田区子ども・子育て会議において、乳幼児に対する教育・保育の重要性が議論されており、特に教育・保育の質の向上が重要な課題として答申に示されています。
2025(令和7)年3月に「墨田区不適切保育防止のためのガイドライン」を策定し、誰にとっても安全で、より豊かな保育環境づくりに取り組んでいます。
- 区内に12館の児童館と69室の学童クラブを設置し、こどもの居場所としての役割を果たしています。児童館は、年間延べ約65万人(2024(令和6)年度実績)が利用しており、これらの施設を通じて、こどもたちが安心して過ごし、こどもを健全に育成できる環境づくりを推進しています。

課題

- 「墨田区こども条例」の理念の浸透を図り、こどもの人権意識向上のための啓発活動を進めるとともに、配慮が必要なこどもの声を聴き、対話を重視した施策展開が必要です。「墨田区こども計画」に基づく取り組みの着実な実施と、多様化するニーズへの対応が求められています。
- 必要な世帯に必要なサービスを提供するため、妊娠期からの切れ目のない支援体制の強化と、オンライン申請の拡充や相談窓口の充実など、よりアクセスしやすい環境整備が求められます。
- 保育現場の安定的な運営に向けて、教育・保育の環境づくりとあわせて、保育士等の人材確保・育成・定着を図っていく必要があります。また、多様な就労形態やニーズに対応したサービスの充実も求められています。
- 老朽化した児童館については、計画的な更新や改修が必要です。また、学童クラブでは、利用を希望しているものの入室できない児童が生じており、受入れ体制の拡充が求められています。

政策6 こどもの可能性が広がるまち

施策の目標達成のために区が取り組むこと

1 こどもまんなかすみだの推進

「墨田区こども条例」の浸透と定着を図るとともに、こどもや子育て家庭等の意見・視点を意識し、こどもに対して誠実な説明と対話をしながら、「墨田区こども計画」に定められた各取り組みを着実に推進します。

2 こどもの居場所づくり

老朽化した児童館の計画的な更新や改修を進めるとともに、児童館や公共施設の改築等に合わせた学童クラブ室の設置や、民間学童クラブへの支援等を進めることで、待機児童の解消を図ります。

3 教育・保育環境の整備と多様なニーズに対応した保育の充実

人材・施設整備・施設運営のそれぞれの面からこどもへの質の高い安全安心な保育環境の確保を図るとともに、保育と療育を一体的に行うインクルーシブ保育など、さまざまなニーズにあわせ、どんなときも安心して利用できる保育環境の充実を図ります。

4 子育てにかかる負担の軽減、不安解消

各種子育て支援サービスの充実やオンライン申請を拡充してサービスを利用しやすくするとともに、乳幼児と親の交流の場の提供や子育て相談事業を実施するなど、子育てにかかる負担の軽減や不安の解消を図ります。

区民、事業者、地域団体等が取り組むこと

■区民

保護者はこどもを大切な存在として受け入れ、こどもが愛されて育つことができるようにします。また、区民等は、地域社会全体でこどもの育ちを支え、見守り、こどもの権利を守るよう協力します。

■事業者、地域団体等

こどもが育ち学び、活動するために利用する「育ち学ぶ施設」の関係者は、こどもが安全で安心して過ごすことができる居場所となり、学び、遊び、活動する機会を作ります。

政策6 こどもの可能性が広がるまち

主な事業

「こどもまんなかすみだ」推進事業

「墨田区こども条例」の理念を地域に浸透させるとともに、こどもや子育て家庭の声を積極的に聴き、その意見を反映させる取り組みを推進します。

東駒形保育園等複合施設整備事業

東駒形保育園をはじめ、学童クラブや児童発達支援センター(みつばち園)が複合化された施設を整備し、保育と療育の連携を図るなど、発達支援機能の強化を含め、一人ひとりのニーズにあった最適な支援を提供できる、こどもを中心とした福祉施設を整備します。

公立保育園改築・改修事業

公共施設(建物)長期修繕計画等に基づき、計画的に公立保育園の修繕工事を行います。

文花児童館等整備事業

旧文花小学校跡地を活用し、文花児童館を文花テニスコート管理棟と複合化して再整備し、すべてのこどもが安心して楽しく利用できる施設とするとともに、学童クラブ室も設置します。

児童館魅力アップ事業

老朽化した児童館の更新や改修を計画的に進めるとともに、地域に根ざし、地域に開かれた、切れ目のないこども・子育て拠点としての機能を維持していきます。

保育における安全・安心な環境づくり事業

こどもの安全が守られ、教育・保育施設等が適正に運営され、すべての利用者が安心して利用できるよう、子ども・子育て支援法に基づく指導検査や巡回支援等を実施し、質の高い保育環境の確保を図ります。

子育て支援サービスの充実

妊娠期から子育て初期の家庭に対する家事・育児サポートや、乳幼児親子の交流・相談の場を提供し、子育ての負担軽減と不安解消を図り、安心して子育てできる環境を整備します。

関連計画

- ◆ 墨田区こども計画
- ◆ 墨田区児童館の在り方
- ◆ 墨田区公設保育所整備計画

施策6-2 こどもと親がともに安心して暮らせるまちをつくる

2035年のすみだ

- 困難を抱えたこどもや家庭が、個々の状況に応じた適切な支援を受けられる体制が整い、未来を担うこども・若者たちが、安心して健やかに成長しています。
- 虐待の発生を予防するための支援の強化、関係機関による支援体制の確立など、地域全体での虐待防止の環境が整っています。
- 生活困窮世帯等に属するこどもたちが貧困の連鎖から脱し、社会的自立や自己実現を支援する体制が充実しています。
- 地域全体で若者の育ちを支え、豊かな人間性や社会性を身につけています。

施策の達成をはかる指標

指標名(単位)	現状値	中間目標 (2030(令和12)年)	最終目標 (2035(令和17)年)
「こどもに必要な支援が行き届いている」と思う区民の割合	62.4% (2025(令和7)年)	65.0%	70.0%
『こどもの権利』がしっかりと守られていると感じる「中学生・高校生」の割合	44.5% (2023(令和5)年)	50.0%	55.0%
虐待通告及び養育相談を受けた児童のうち、養育環境が改善した児童の割合(終結率)	62.5% (2025(令和7)年)	63.0%	65.0%

関連するSDGsのゴール



現状と課題

現状

- 国では「こども未来戦略」に基づく「地域こどもの生活支援強化事業」が開始され、地域の実情を踏まえ、さまざまな場所の活用を促し、安全安心で気軽に立ち寄ることができるこども食堂等を通じて、支援が必要なこども等を早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげるしくみの整備が進められています。
- 2022(令和4)年に児童福祉法等の一部が改正され、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対する母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置が義務となり、本区においても、2024(令和6)年に「こども家庭センター」を機能設置しました。
- 子育て支援総合センター内には、東京都児童相談所職員が定期的に業務を行う「都区共同サテライトオフィス」を設置し、児童相談体制を強化しているほか、「墨田区要保護児童対策地域協議会」を設置し、子育て機関と地域のネットワークの構築により、虐待を受けているこどもを早期に発見し適切な支援につなげています。また、都立児童相談所の誘致に向けた取り組みを進めています。
- 2022(令和4)年度に実施された「東京都こどもの生活実態調査」において、墨田区の小学5年生、中学2年生、16～17歳のこどもがいる世帯では、約5人に1人が生活困窮・周辺層であることや、生活困窮・周辺層ではひとり親世帯の比率が高いことが分かっています。
- 地域で若者の健全育成・非行防止活動に取り組む各種団体に対し、行政が連携・支援を行い、青少年の成長を支えています。

課題

- 物価高騰の影響により、支援が必要なこども等に食と居場所を提供し、地域交流の場となるこども食堂等の取り組みが継続できないおそれがあります。運営補助等の支援の推進や、必要な家庭に情報を届けるため、周知・広報を図っていく必要があります。
- 妊娠期からの切れ目のない支援の充実のため、地域で子育て支援活動を行う団体などの社会資源を育成するとともに、より密接な連携を図り、「こども家庭センター」の機能を強化していくことが求められています。
- 「墨田区要保護児童対策地域協議会」を中心とした地域のネットワークを強化し、要保護児童、ヤングケアラー等の早期発見、事態の深刻化防止と、早期の解決に向けた取り組みを進めるとともに、その実施体制を充実させる必要があります。
- 生活困窮世帯ほど、こどもが塾や習い事に通えておらず、「大学進学を希望しない」こどもも相対的に多い傾向があります。生まれ育った環境に左右されない支援体制を整備し、こどもの貧困対策を総合的に推進する必要があります。
- 若者を取り巻く環境や社会情勢の変化に応じた取り組みを進めていく必要があります。また、地域人材の確保と育成が課題となっています。

政策6 こどもの可能性が広がるまち

施策の目標達成のために区が取り組むこと

1 切れ目のない一体的支援体制の構築

児童福祉、保健、心理などの多職種が連携した支援体制と地域の社会資源のネットワークを強化し、こども家庭センターを中心とした切れ目のない一体的支援体制を構築します。

2 児童虐待防止と要保護児童支援の体制強化

地域の社会資源や関係機関との連携を強化して、地域全体で児童虐待の未然防止に取り組むとともに、要保護児童等への適切な支援と啓発活動を推進します。

3 こどもの食支援等に取り組む区内団体の支援

支援が必要なこどもたちに食と居場所を提供する取り組みを行っている民間団体等が持続的に活動できるよう、運営補助等の支援を行います。

4 貧困の連鎖防止の支援

生活困窮世帯等のこどもを対象に、学習支援、体験格差の是正や生活支援などを行う事業を実施し、貧困の連鎖を防止します。

5 若者の健全育成と社会的自立への支援

地域と行政が連携した青少年健全育成事業を推進していくため、地域で取り組む団体等の活動を支援していきます。また、すべての若者の社会的自立をめざすため、居場所づくりを含めた多様な体験や交流、活動できる場と機会の充実などに取り組んでいきます。

区民、事業者、地域団体等が取り組むこと

■区民

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、通告義務に従い児童相談所、子育て支援総合センター及び警察へ通告するほか、地域での見守りを行います。

■事業者、地域団体等

「墨田区要保護児童対策地域協議会」の関係機関や若者の健全育成に取り組む団体との連携をより強化し、積極的に連携・協働を進めます。

政策6 こどもの可能性が広がるまち

主な事業

こども家庭センター—体的支援事業

児童福祉部門と母子保健部門の—体的支援体制による積極的な支援を行うとともに、地域の社会資源と連携した適切なサポート体制を整備し、児童虐待の未然防止を徹底する予防的支援を推進します。

児童虐待防止推進事業

「墨田区要保護児童対策地域協議会」の機能を強化し、支援が必要な家庭の情報を収集して、早期に必要な支援につなげる取り組みを行います。

子どもの未来応援事業

こどもたちへの食の提供や、適切な支援機関へつなぐ取り組みを実施している区内のこども食堂や地域食堂、フードパントリー等に対して支援を行うことで、食支援団体の利用促進を図ります。

こどもの学習・生活支援事業

「貧困の連鎖」を防止するための取り組みとして、生活困窮世帯等のこどもに対し学習支援を中心としながら、日常生活の支援、保護者への養育支援等を行い、こどもの将来の自立に向けたきめ細やかで包括的な支援を実施します。

青少年委員・青少年育成委員会活動支援事業

青少年委員と青少年育成委員会の活動を支援し、地域団体の育成、青少年の健全育成・非行防止事業の推進を図ります。

関連計画

- ◆ 墨田区こども計画

政策6 こどもの可能性が広がるまち

施策6-3 意欲をもって学び、協働的に課題解決できる確かな学力を育む

2035年のすみだ

- 学習環境が整備され、児童・生徒が意欲的に学習し、確かな学力を身につけています。
- 一人ひとりのこどもが、自分の個性をのびのびと発揮し、心身ともに健全な状態で生活を送っています。
- 区立学校が、こどもたちにとって安全であり、安心していきいきと学ぶことができる集団生活の場であるとともに、地域住民にとってもさまざまな交流の拠点となっています。
- 家庭、地域、学校が協働でこどもの育ちを支えており、こどもも地域社会の中で健やかに育っています。
- ICTを活用し、自ら興味・関心を高め、楽しく学ぶための環境が整っています。

施策の達成をはかる指標

指標名(単位)	現状値	中間目標 (2030(令和12)年)	最終目標 (2035(令和17)年)
学習状況調査で「いつも、こつこつ学習している」と回答している小学校6年生(上段)及び中学校3年生(下段)の割合	64.1% 62.9% (2024(令和6)年)	66.0% 66.0%	70.0% 70.0%
「区立小中学校が地域と十分に連携している」と評価する区民の割合	61.2% (2025(令和7)年)	70.0%	75.0%
「学校施設の快適さ」に対する児童・生徒・教職員の総合満足度	73.7% (2025(令和7)年)	77.0%	80.0%

関連するSDGs
のゴール



現状と課題

現状

- 「墨田区学力向上新3か年計画」等に基づき、児童・生徒の非認知能力を向上させ、確かな学力を身につけさせるための取り組みを進めています。学習状況調査の結果から、児童・生徒の学力は着実に定着しています。
- タブレット端末を活用した授業、学習状況、課題等について、実態に基づく指導・助言を行うとともに、ジグソー学習の手法など、効果的な実践についての研究開発を推進しています。
- 心身の健やかな成長、社会的自立への支援や、長期欠席となっている児童・生徒への復帰を支援するための教育相談や教育支援を行っています。
- 2020(令和2)年度に策定した「墨田区学校施設長寿命化計画」に基づき、長寿命化を図るとともに、バリアフリー化の取り組みも進めています。
- 幅広く地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う取り組みを推進しています。
- 家族のふれあいを通じ、こどもの基本的な生活習慣や生活能力等を身につけていく家庭教育の支援を行っています。

課題

- 児童・生徒が夢や希望の実現に向けて進んでいくため、非認知能力の向上とともに、確かな学力の定着、向上を図っていく必要があります。
- タブレット端末を活用して、授業と家庭教育を連動させ、児童・生徒に「分かる・できる」をより実感させる学習のあり方について、研究を進めていく必要があります。
- 特別な支援を要する幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた対応が求められています。いじめや不登校の要因には、友人関係だけでなく、集団不適應など心の健康や学業の不振等、複数の要因が関係しており、学校や家庭、関係機関と連携していく必要があります。
- 今後、学校施設の老朽化による改築の需要が高まることから、計画的な改築を進める必要があることに加え、既存の施設についても、改修等による環境改善が必要になっています。
- 学校と地域が連携し、未来を担う子どもたちの成長を地域全体で支える社会の実現のため、地域が当事者として学校運営に参画できるしくみとして、コミュニティスクールの全校導入を進めていく必要があります。
- 家庭、子どもを取り巻く環境は常に変化し、多様化・複雑化していることから、状況に応じた情報発信や活動支援をする必要があります。

政策6 こどもの可能性が広がるまち

施策の目標達成のために区が取り組むこと

1 学習環境の整備、教員の資質・能力及び学校教育力の向上

「墨田区学力向上新3か年計画」等に基づき、児童・生徒の確かな学力向上のため、学習意欲、コミュニケーション能力や当事者意識などの非認知能力の向上を図るとともに、学習環境の整備及び教員の資質・能力向上を図ります。

また、児童・生徒の学習に関する関心・意欲を高め、一人ひとりの児童・生徒に応じた教育を組織的に推進することにより、学校教育力の向上を実現するとともに、ICTを活用し、自らが興味・関心を高め、楽しく学べる環境を整えます。

2 児童・生徒の心と体の健全育成及び社会的自立の支援

区立学校では、学習指導、生活指導、保健事業・給食事業などを通じて、児童・生徒の心と体の健全育成を進めるとともに、教育センターや福祉、保健部門等と連携しながら、社会的自立の支援に向けて、自分の個性を發揮できる環境を整えます。

3 良好な教育環境づくり

児童・生徒が、安全に、安心していきいきと学ぶことができるよう、学校の施設整備・管理運営などを適正に行い、良好な教育環境をつくります。

4 学校と地域との連携、家庭教育の推進

コミュニティスクールを導入し、学校運営協議会を通して保護者及び地域住民と学校の運営にかかる情報を共有し、学校のさまざまな課題に対して連携・協力して取り組むとともに、家庭教育に関する講座の開催や家庭の教育力向上を目的とした保護者等による活動を支援します。

区民、事業者、地域団体等が取り組むこと

■区民

学校運営連絡協議会等を通じて学校運営に参加・協力するほか、地域におけるこどもの教育や見守りに貢献するとともに、学校を拠点とした多様な交流活動に積極的に参加します。

■事業者、地域団体等

キャリア教育や体験活動などの機会を通じて、それぞれが有する教育力、教育資源を積極的に提供し、児童・生徒の確かな学力の向上に向けた支援を行います。

政策6 こどもの可能性が広がるまち

主な事業

学力向上推進事業

探究的な学習やジグソー学習の取り組み等、「目に見える学力」と関連の強い非認知能力の育成を通じて、児童・生徒の学力向上を図ります。

教職員の研修では、各教員の職層や教育課題に対応した研修を実施し、教員の指導力や資質・能力の向上を図ります。

学校保健・給食事業

学校における健康診断や感染症対策を実施し、児童・生徒の健康保持増進を図ります。また、栄養バランスが取れた給食の提供や食育を通じて、児童・生徒が健全な発達のための栄養を補給するとともに、食への正しい理解を深め、望ましい食習慣を養います。

教育相談推進事業

児童・生徒の多様化する健全育成上の課題に対応するため、関係部門と連携して対応していきます。長期欠席における対策については、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、SNSなどによる相談事業を実施するとともに、教育支援センター、中学校内に設置しているスモールステップルーム、児童館やフリースクール等との連携を行い、学校復帰、社会的自立を支えていきます。

学校改築・改修事業

校舎の老朽化等への対応として、「墨田区学校改築基本計画」に基づく取り組みを着実に進めます。また、学校施設を安心して長く使い続けることができるよう、計画的な改修を行うとともに、エレベーターの整備を含めたバリアフリー化の推進を図ります。

放課後子ども教室推進事業

放課後のこどもの居場所を小学校内に設け、こどもの活動の見守りや勉強・スポーツ・文化芸術活動等の機会を提供します。未実施校では新規開設を、既実施校では実施内容の拡充を図ります。

関連計画

- ◆ 墨田区教育施策大綱
- ◆ すみだ教育指針
- ◆ 墨田区学力向上新3か年計画(第4次)
- ◆ 墨田区幼保小中一貫教育推進計画
- ◆ 墨田区学校施設長寿命化計画
- ◆ 墨田区学校改築基本計画
- ◆ 墨田区こども計画

基本目標Ⅲ

安全で心地よい暮らしがある

—将来の姿—

安全で心地よい暮らしがある、災害などの危険に備えつつ、楽しく暮らせる利便性の高いまち。愛着を感じられる個性あるまちなみの中で、あいさつを交わす声が聞こえ、何かがあった時には声を掛けあえる、安心感を抱きながら、穏やかな日々が流れる、居心地の良いまちになっています。

心にやすらぎを感じられる風景づくりが進み、水辺を散策しながら、みどりや花に触れるなど、誰もがまち歩きを楽しんでいます。災害や犯罪など、いざという時にも、ともに助けあい、いのちが守られる環境が整い、区民は安心して暮らしています。多彩なコミュニティの重なりが、すみだの地域力をさらに高めています。

政策7	多彩なつながりが地域の力を生み出すまち
政策8	日常に心地よさを感じられるまち
政策9	安全と楽しさが両立するまち

政策7 多彩なつながりが地域の力を生み出すまち

2035年のすみだ

- 人と人とのつながりが深まり、地域の力が発揮され、課題の解決ができるまちづくりが進んでいます。
- 防災・防犯への理解が深まり、多様な地域の主体が連携する安全で安心なまちとなっています。
- 人々が互いの違いを認め、尊重しあい、共に安心して暮らせるまちになっています。

政策の体系

施策7-1 地域の多様なコミュニティを支え育む

- 1 地域活動への支援
- 2 活動拠点の整備
- 3 協働のネットワークづくり

施策7-2 防災力・防犯力の高い安全・安心なまちをつくる

- 1 地域の防災行動力の向上
- 2 要配慮者支援体制の強化
- 3 区の防災対策実行力の強化
- 4 犯罪に強いまちづくり

施策7-3 多様性を認めあい、平和で人権が尊重される共生社会をつくる

- 1 多文化共生社会の実現
- 2 平和意識の普及啓発
- 3 姉妹都市・友好都市等との交流促進
- 4 人権が尊重されるインクルーシブ社会の実現
- 5 男女共同参画及び女性の活躍推進
- 6 DV対策支援
- 7 犯罪被害者等支援

区の現在の状況

- 人口の流入、価値観の多様化、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化等、すみだのまち、人々の行動は大きく変わってきており、人と人とのつながりにおいてもさまざまな変化が生じています。
- 過去の震災の教訓を踏まえ「墨田区地域防災計画」を見直し、災害医療、帰宅困難者対策、高齢者、障害者及び女性等に配慮した防災対策を講じています。また、地域防災組織の強化と避難所運営における情報通信の活用を推進しています。
- 2006(平成18)年に「墨田区安全で安心なまちづくり推進条例」を施行し、区民の生活安全に関する意識高揚と自主的な活動の推進を図ってきました。これにより2005(平成17)年に約5,000件あった区内の刑法犯認知件数は、2024(令和6)年に2,100件まで減少しています。
- 1989(平成元)年1月に「墨田区平和福祉都市づくり宣言」を行い、東京大空襲のあった3月には、毎年平和祈念行事を開催するとともに、国際理解に資するため、海外友好都市等との交流や多文化共生社会の実現に向けた取り組みを進めています。
- 21世紀は「人権の世紀」といわれていますが、女性、子ども、高齢者、障害のある方、性的少数者や外国人等に関わる人権問題、部落差別(同和問題)など、さまざまな差別や偏見等はいまだに生じており、社会経済情勢の変化を受けて、多様化・複雑化しています。
- 区は、性の多様性を包摂する男女共同参画という概念に立つ、新たな「すみだの男女共同参画社会」の実現をめざす「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」を、2023(令和5)年4月に施行しました。

解決すべき課題

- さまざまな考え方を持った人々の交流の輪が重なり、広がっていくことで、地域の課題が協働のもと解決できるまちづくりを進めるため、引き続き地域コミュニティの活性化へ向けた多様な支援を展開していく必要があります。
- さまざまな災害に備えて、行政・関係機関の防災機能を強化するほか、地域での共助や家庭等での自助による防災対策の重要性を区民が自分ごととして意識できるよう促し、自助・共助・公助が連携する体制を整え、地域の防災行動力を高める必要があります。
- 区内の刑法犯認知件数は長期的にみると減少傾向にありますが、特殊詐欺については手口が年々巧妙化しており、被害も高止まりしていることから、引き続き、被害防止に向けた取り組みを推進していく必要があります。
- 本区の戦災体験を語り継ぎ、平和を希求する心を育むとともに、さまざまな機会を通して外国人と積極的に交流することにより、さらなる国際交流や多文化共生社会の実現を進めていくことが必要です。
- 誰もがお互いの人権を尊重し、多様性を認めあって暮らしていくためには、区民一人ひとりが正しく人権問題を理解し、人権意識を高めるとともに、区、区民、事業者、関係団体等が連携しながら、社会経済情勢の変化等により生ずる新たな課題を含めたさまざまな人権課題に協働して取り組む必要があります。
- すべての人があらゆる分野で平等に参画できる男女共同参画社会を実現するためには、家庭、職場、学校、地域社会などでの性別による固定的な役割分担意識、それに基づく社会制度や慣行を解消していく必要があります。

施策7-1 地域の多様なコミュニティを支え育む

2035年のすみだ

- さまざまな分野の交流の輪が重なり広がることで、多くの区民等が地域課題の解決へ向け主体的に取り組み、つながっています。
- 区民や団体・企業などさまざまな主体が区と協働する持続可能な地域社会が形成され、地域の力が発揮できるまちになっています。
- コミュニティを育む協働の場や機会が充実し、区民の交流が盛んになっています。

施策の達成をはかる指標

指標名(単位)	現状値	中間目標 (2030(令和12)年)	最終目標 (2035(令和17)年)
「過去1年間に地域の行事や社会活動に参加した」区民の割合	40.2% (2025(令和7)年)	42.0%	45.0%
町会・自治会加入世帯数及び加入世帯率	99,246 世帯 58.0% (2025(令和7)年)	104,000 世帯 58.0%	106,000 世帯 58.0%
「地域の交流やさまざまな活動をする場や機会が提供されている」と思う区民の割合	76.8% (2025(令和7)年)	78.0%	80.0%
コミュニティ施設の利用者数	416,207 人 (2024(令和6)年)	418,000 人	420,000 人

関連するSDGs
のゴール



現状と課題

現状

- 少子高齢化、デジタル化の進行、新型コロナウイルス感染症の影響などによる生活スタイルの変化等、地域社会には大きな構造変化が生じており、地域における個人や団体の活動に大きな影響を与えています。また、都では「2050未来の東京戦略」において、東京特有の住宅事情も踏まえながら、地域コミュニティの重要性に光をあて、改めて人と人とのつながりを実感できる社会をつくりあげていくとしているなど、地域活性化に向けた取り組みの重要性は更に増えています。
- 2011(平成23)年に策定した「墨田区協治(ガバナンス)推進条例」に基づき、区では多様な主体が地域の課題解決やさまざまな地域活動に取り組めるよう、協治(ガバナンス)まちづくり推進基金事業を始めとした支援を展開しています。
- 地域コミュニティの中心的な役割を担う町会・自治会の活動や、さまざまな団体が協働して実施する事業活動等がコロナ禍を経て再開し、地域に活気が戻ってきています。地域の力により運営される地域プラザを始め、コミュニティ施設は、それぞれ機能を活かした施設として、コミュニティを育む協働の場や機会を提供し、地域活動の拠点となっています。
- 大学誘致をきっかけに、大学が有するデザイン・予防医学・ICT等の知見による地域課題の解決に向けた共同事業を実施しています。また、区・大学・民間事業者等で構成する公民学連携プラットフォーム「UDCすみだ」を通じて、学生主体の地域イベント等、地域と大学の交流を促すさまざまな取り組みが行われています。

課題

- 地域住民同士で顔をあわせる機会が減り、地域全体の連帯感や協働意識の希薄化が進んでいることから、地域の課題解決へ向けてさまざまな主体が協働し、取り組むことが難しくなっています。このため、地域コミュニティの意義や必要性を伝え、区民の地域活動への関心を高める必要があります。
- 地域コミュニティの中心的な役割を担い、さまざまな活動を行っている町会・自治会においては、加入率の低下や担い手不足等から運営・活動に困難な面が生じてきているところがあります。また、分野別、機能別の地域課題解決に取り組む新たな団体の発掘、育成、支援を行う必要があります。
- こどもから高齢者までの幅広い世代にわたる区民やさまざまな団体が交流し、コミュニティを形成・醸成していくための「場」や「しくみ」を更に提供していく必要があります。また、デジタルを活用した居場所やつながりも必要となっています。

施策の目標達成のために区が取り組むこと

1 地域活動への支援

協働による地域社会の実現に向けた機運を高めることで、幅広い世代の多くの区民等が協働の担い手としてさまざまなコミュニティ活動に参加し、つながりを深め地域の力を発揮することができるよう、町会・自治会等活動主体への支援、活動の担い手の育成等の支援を行います。

2 活動拠点の整備

地域コミュニティの形成・醸成の場や機会として活用される公共施設や町会・自治会会館が、活動の拠点としてその機能を十分に発揮することができるよう、整備や支援を行います。

3 協働のネットワークづくり

さまざまな地域コミュニティの核となるよう地域住民同士のつながりづくりや交流の場の拡大を図るほか、区が実施する交流事業等について、多様な人材が参画する実行委員会形式で開催するなど、協働のネットワークを広げます。

区民、事業者、地域団体等が取り組むこと

■区民

地域の一員として、自主的、主体的に地域課題の解決のための活動に参加し、良好なコミュニティの形成、地域の連帯感の醸成に努めます。

■事業者

事業者としての専門的な知識や技術を活かし、他者と協働して地域課題の解決に取り組みます。

■地域団体等

それぞれの団体が活動分野における強みを活かし、地域課題の解決に向けたさまざまな活動等に主体的に参加します。

主な事業

地域力育成・支援事業

墨田区地域力育成・支援計画の重要事業である「地域力人材育成・活用事業」をはじめとする事業を推進し、多様な主体が協働して地域の課題解決やさまざまな地域活動に取り組めるよう支援します。

町会・自治会活動支援事業

地域コミュニティの基盤となる町会・自治会への活動支援を進めるとともに、新規会員の獲得や役員の担い手不足、デジタル化等のさまざまな課題の解決に取り組み、地域活性化につなげていきます。

協治(ガバナンス)まちづくり推進基金事業

区民等からの寄付金を協治(ガバナンス)まちづくり推進基金として積み立て、当該基金を原資として、地域の課題解決や活性化につながる活動への助成を行います。

タウンミーティング事業

区民と区長の直接対話の場として、タウンミーティングを実施します。参加者からの意見を区政運営の参考にするるとともに、企画運営を区民等が担うことで、区政参画の機会を広げます。

地域プラザ等管理運営事業

地域プラザ、コミュニティセンター、地域集会所等について、地域住民の協力のもと指定管理者制度を導入するなど、区民サービスの向上と効率的な運営のため、適切な維持管理を行います。

すみだまつり・こどもまつり事業

地域の連携と区民相互の交流の輪を広げ、ふるさとすみだの意識づくりを醸成する場としてさまざまな催しを行います。

関連計画

- ◆ 墨田区地域力育成・支援計画

施策7-2 防災力・防犯力の高い安全・安心なまちをつくる

2035年のすみだ

- 自助・共助・公助が連携し、平時からの備えや訓練により地域の防災行動力が高まっています。
- 高齢者や障害者を含むすべての人が、互いに助けあい、生命や身体が守られる社会になっています。
- 区が総合的な災害対策を推進し、情報通信技術と官民協定、受援体制が連動し、迅速かつ的確に機能しています。
- 区民及び地域の多様な主体が連携して、防犯行動力を発揮することで、多くの区民が安全に、安心して暮らしています。

施策の達成をはかる指標

指標名(単位)	現状値	中間目標 (2030(令和12)年)	最終目標 (2035(令和17)年)
「家庭で災害時の備えが できている」区民の割合	66.7% (2024(令和6)年)	75.0%	80.0%
住民防災組織等を担う防 災関係団体の人数	7,328人 (2024(令和6)年)	7,500人	7,700人
刑法犯の認知件数	2,089件 (2024(令和6)年)	1,950件	1,900件
体感治安について肯定 的評価をした区民の割合	29.2% (2024(令和6)年)	33.0%	35.0%

関連するSDGs
のゴール



現状と課題

現状

- 首都直下地震の被害想定では震度6強が想定されており、行政と区民は防災訓練や備蓄の拡充を通じて連携し、町会・自治会の住民防災組織は活発な活動により防災意識を高めています。また、高齢者や女性への対応も踏まえた備蓄品の整備を進めるなど避難所環境の向上に努めています。
- 気候変動による異常気象により、荒川氾濫のリスクが高まっています。広域避難の体制整備については国・都・江東5区で連携して進めていますが、避難が必要とされる人数分の避難先を行政が用意することは困難であり、区民一人ひとりの主体的な避難行動の重要性が高まっています。
- 高齢者や障害者等の要配慮者に対する個別避難計画の作成や避難所での受入体制の改善に着手しています。関係部署間の協力や地域団体との連携も進み、訓練などを通じて要配慮者への支援体制の基盤を段階的に整えています。
- 情報通信技術の活用が進み、災害情報の収集・発信や備蓄物資管理の効率化に取り組んでいます。さらに、官民連携協定の拡充にも取り組んでおり、平時から訓練や検証を通じた体制整備を進め、総合的な災害対応力の基盤を形成しています。
- 青色防犯パトロールカーを毎日運行しているほか、地域安全指導員の巡回等による防犯対策を行っています。こうした取り組み等により、区内における刑法犯の認知件数は長期的にみると減少傾向にあります。
- 錦糸町駅周辺の重点地区を中心とした客引き行為等防止パトロールを実施しており、「墨田区客引き行為等の防止に関する条例」施行以降、錦糸町駅周辺の客引きをしている店は減少しています。
- オレオレ詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺は依然として多いため、高齢者向けに自動通話録音機の無料貸出等の対策を行っています。

課題

- 防災活動への取り組みには地域差があり、高齢化による担い手不足も課題です。防災訓練への参加や家庭備蓄をより多くの区民に促し、公助との連携で地域全体の防災行動力を高めるとともに、誰もが安心して避難生活を送れるよう、さまざまな視点から避難所環境の充実を図る必要があります。
- 大規模水害時には、各自の避難先を自らで確保して適切に避難行動を開始できるよう、区民の自助意識の醸成が必要です。特に健常者については行政の支援に依存することなく、気象情報や避難情報を踏まえて自ら判断し行動できるよう、行動変容を促していくことが求められます。
- 高齢者や障害者等の要配慮者に対する個別避難計画の策定には、地域住民との共助体制の構築と、行政の支援体制の強化が求められています。そのうえで、官民連携の支援体制を最大限活かすため、役割分担を明確にする必要があります。
- 情報通信技術の導入や協定締結による体制整備は進んでいますが、災害時の運用や情報発信に課題が残ります。また、受援体制の整備が十分ではなく、他自治体や関係機関との連携や役割分担の明確化を含め、実効性向上が求められています。
- 区内における刑法犯の認知件数は長期的に減少傾向にあるものの、近年は、横ばいの状態になっており、引き続き警察機関や地域と連携した防犯対策を推進するほか、犯罪被害者に寄り添った支援に取り組んでいく必要があります。
- 条例施行以降、客引きの数は減少していますが、未だ一部店舗では、違反行為を行っている状況にあり、継続した対策が求められています。
- 特殊詐欺被害の認知件数が依然として高い水準にあり、手口も巧妙化しているため、警察機関と連携し、被害防止に向けた取り組みを推進する必要があります。

施策の目標達成のために区が取り組むこと

1 地域の防災行動力の向上

町会・自治会の住民防災組織や墨田区防災士ネットワーク協議会などを通じて地域住民が連携し、学校、企業と協働して、訓練の充実、備蓄の確保、情報共有の環境整備に取り組めます。また、自助・共助を基盤に、地域の防災行動力を高める取り組みを継続的に推進していきます。

2 要配慮者支援体制の強化

災害時に自ら避難することが困難な高齢者及び障害者等を把握し、避難の支援、安否確認や、生命・身体を保護するために必要な措置を講じます。地域や関係機関と連携し、平時から訓練を重ね、誰一人取り残さない安全・安心な地域づくりを推進します。

3 区の防災対策実行力の強化

区民の生命・財産を守るため、区職員が適切かつ的確な対応ができるよう、日ごろの訓練体制を強化します。また、情報通信技術を活用した情報の収集、判断、発信体制を強化するとともに、官民の協定の実効性を担保する訓練及び避難所環境の整備に取り組めます。水害対策については、ハザードマップの作成や江東5区の広域避難推進協議会の開催などを通じて、水害に関する理解の促進と意識醸成を図るとともに、広域避難の実効性向上に向けた取り組みを推進します。

4 犯罪に強いまちづくり

区民を犯罪から守るため、警察や自主防犯組織と連携して各種防犯対策を実施するほか、地域防犯力の強化支援や防犯知識の普及啓発を推進します。

区民、事業者、地域団体等が取り組むこと

■区民

防災訓練や地域活動に参加し、自助・共助の意識を高め、個々の経験を活かしながら、防災・防犯の知識と行動力を向上させます。

■事業者、地域団体等

事業者がそれぞれの強みを生かし、住民や地域を守るためにできることを考え、あらかじめ区と協定を締結するなど心構えができています。

主な事業

住民防災組織等育成事業

町会・自治会等の住民防災組織に対し防災訓練はもとより、防災資機材や備蓄物資の購入及び管理、防災意識の強化等の防災活動に要する費用を助成することにより、組織の円滑な運営と活動の充実を図ります。

要配慮者支援事業

自ら避難することが難しい高齢者や障害者を支援するため、避難行動要支援者名簿を作成し、警察・消防、民生委員等に平常時から共有します。また、誰が支援し、どこに避難するかをあらかじめ決めておく個別計画を作成します。

避難所環境の充実

誰もが安心して避難生活を送れるよう、過去の大規模災害の教訓を踏まえた備蓄品の充実やローリングストック等による計画的な更新を一層進め、適切な保管場所の確保を図るとともに、高齢者、女性、こどもの視点を踏まえた避難所環境の充実を図ります。

防災情報システム運用事業

災害時及び平常時の情報収集及び伝達のための防災情報システムを整備し運用します。

地域連携治安改善サポート事業

町会・自治会に対して、防犯カメラの設置補助と管理運営をサポートすることによって、防犯上効果的な治安対策を行います。

特殊詐欺対策

高齢者向けに自動通話録音機の貸出を行うほか、本所警察署・向島警察署と連携した出前講座の実施、区のお知らせやすみだ安全・安心メール等を用いた各種啓発活動を行い、特殊詐欺被害の防止を図ります。

関連計画

- ◆ 墨田区地域防災計画
- ◆ 墨田区災害時受援・応援計画
- ◆ 墨田区事業継続計画(BCP)〈地震・風水害編〉
- ◆ 墨田区国土強靱化地域計画

施策7-3 多様性を認めあい、平和で人権が尊重される共生社会をつくる

2035年のすみだ

- 文化や生活習慣などの違いを認めあい、だれもが安心して暮らせる多文化共生のまちになっています。
- すべての区民が世界平和の大切さを理解し、国際交流の重要性を認識しています。
- 姉妹都市、国内・海外友好都市等との交流を通じて、住民や地域団体等の相互理解を深め、幅広い分野での連携強化がされています。
- 区民や事業者等が人権問題を理解し、年齢、性別、障害の有無、国籍等に関係なく、お互いの人権を尊重する社会となっています。
- 性別にかかわらず、すべての人が仕事、家庭、地域のあらゆる分野に参画し、個性と能力を發揮できています。

施策の達成をはかる指標

指標名(単位)	現状値	中間目標 (2030(令和12)年)	最終目標 (2035年)
通訳翻訳ボランティア登録者数	50人 (2024(令和6)年)	80人	100人
「地域で平和の重要性や戦争体験を語り継ぐことが重要だ」と思う区民の割合	92.7% (2025(令和7)年)	95.0%	96.0%
姉妹・国内友好都市との交流事業実施回数	16回 (2024(令和6)年)	20回	25回
「人権が尊重されている社会である」と思う区民の割合	50.9% (2024(令和6)年)	53.5%	56.0%
「男女共同参画が進んでいる」と思う区民の割合	61.8% (2025(令和7)年)	64.0%	66.5%

関連するSDGsのゴール



現状と課題

現状

- 本区の外国人人口は 2026(令和8)年1月1日時点で、総人口の約6%を占めるなど、過去10年間で約1.6倍に増加しており、多文化共生社会の実現に向けた取り組みは、より一層重要となっています。
- 1989 年(平成元年)に世界の平和と人々の福祉の向上の実現に向け、「墨田区平和福祉都市づくり宣言」を行いました。この宣言に基づき、毎年、平和メッセージ事業を行っています。
- 長野県小布施町の都市農村交流やソウル特別市西大門区とのサッカー交流をはじめ、姉妹都市、国内・海外友好都市の住民同士が、文化、スポーツ等の幅広い分野の交流を通じて、お互いのまちの魅力を発見しあえる交流事業を実施しています。
- 多様性を尊重しあう社会の実現に向け、区はさまざまな人権啓発事業を展開しています。研修や講演会の開催、啓発冊子の発行、広報紙やホームページ、SNS を活用した情報発信を行うとともに、人権擁護委員会や人権啓発センターなどの団体と連携し、人権教育・啓発に取り組んでいます。
- 区は、「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」を基に策定した「墨田区男女共同参画推進プラン(第6次)」に基づき、すべての人がともに活躍する男女共同参画社会の実現に向けて、取り組みを行っています。2025(令和7)年度に実施した区民アンケート調査では「男女共同参画社会が進んでいる」と思う区民の割合が61.8%で、2020(令和2)年度の49.3%から増加しています。

課題

- 外国人住民の増加に伴い、日本語学習ニーズへの対応のほか、生活に必要な情報の提供など、外国人も安心して暮らせる環境づくりが求められています。
- 戦災を経験された方々が高齢化しており、体験の記録をどのように収集し、継承していくかが課題となっています。
- 平和メッセージ事業においては、関心を高めるため、町会自治会等の地域コミュニティと連携を図り、地域への周知を高めていく必要があります。
- 姉妹都市、国内・海外友好都市との更なる相互理解や連携を深めていくため、交流の内容や成果を積極的に発信し、区民の関心を高めていく必要があります。
- 現代社会では、さまざまな属性や状況に関連する多様な人権問題が依然として存在しており、インターネット・SNSの普及に伴う新たな課題も生じています。区民一人ひとりの理解と人権意識向上が重要であり、区、区民、事業者、関連団体が連携して、人権教育・啓発に取り組む必要があります。
- 性別役割分担意識や慣行が女性の参画を妨げ、DV被害の潜在化も懸念されています。性の多様性を尊重し、あらゆる場面で平等な参画と人権尊重を実現する取り組みが求められています。

施策の目標達成のために区が取り組むこと

1 多文化共生社会の実現

外国人人口が増える中、日本語ボランティア教室と連携した日本語学習の提供や、やさしい日本語の普及や多言語による生活に必要な情報の発信など、多文化共生社会の実現に向けて取り組みます。

2 平和意識の普及啓発

より多くの人々に「墨田区平和福祉都市づくり宣言」の趣旨を伝え、平和を祈念する事業を推進するなど、国内外の平和実現に向けた努力を継続します。

3 姉妹都市・友好都市等との交流促進

姉妹都市、国内・海外友好都市との相互理解を促進し、お互いのまちの魅力を発見しあう機会となるよう、文化交流事業を展開するとともに、住民同士の交流を支援していきます。

4 人権が尊重されるインクルーシブ社会の実現

人権尊重の考えが浸透した社会の実現をめざし、区民一人ひとりが正しく人権問題を理解し、人権意識が高まるよう、国、都、啓発に取り組む団体等の関係機関と連携し、人権教育・啓発活動に取り組みます。

5 男女共同参画及び女性の活躍推進

すべての人が輝き活躍できるよう、男女共同参画及び多様な性の尊重に関する今日的テーマの講座等の開催や、情報誌等さまざまな媒体による情報提供を行うなど、さまざまな事業を展開し、区民等との協働により意識の向上に取り組みます。

6 DV対策支援

DV相談窓口等の周知や講座等により、DV予防について周知啓発を図るとともに、関係機関と連携しDV被害者支援に取り組みます。

7 犯罪被害者等支援

犯罪被害者等の心に寄り添い、その権利や利益の保護を図り、安全で安心して暮らせる地域社会の実現をめざし、支援実施に向けた検討を進めます。

区民、事業者、地域団体等が取り組むこと

■区民

多様性を尊重し、人権に配慮した行動を心がけます。国際交流や平和の理解を深め、性別にとらわれない社会参画を推進します。

■事業者

国際交流と平和意識を支援し、人権研修を実施します。女性活躍と誰もが働きやすい環境づくりを推進し、あらゆるハラスメント防止に努めます。

■地域団体等

固定的な性別役割分担意識や制度、慣行等を見直し、すべての人が個性と能力を発揮できるよう男女共同参画の推進と性の多様性の尊重に取り組みます。

主な事業

日本語ボランティア教室等との協働

日本語ボランティア教室をはじめとする各主体と連携し、外国人が日本語を身につける場の確保に努めます。

平和メッセージ事業

平和を祈念する事業を推進することにより、未来にわたって国内外に平和が実現するよう区からメッセージを発信します。

姉妹都市・友好都市等との交流促進事業

姉妹都市、国内・海外友好都市との交流などを通して、住民同士が他都市の歴史や文化、自然に触れあう機会を創出します。

人権普及啓発事業

講演会や研修の開催、ホームページやSNSによる広報、人権擁護委員会等との連携、人権尊重教育推進校における取り組みの周知等を通じて、身近な人権課題について考える機会を創出し、区民、事業者、職員等の人権意識を高める啓発活動を行います。

男女共同参画・多様な性の理解の推進、普及啓発事業

男女共同参画や多様な性の尊重に関するさまざまなテーマの講座や講演会の開催、情報誌やSNS等による情報提供を行い、区民等との協働により、男女共同参画及び多様な性の尊重を推進する意識の向上に努めます。

DV対策支援事業

DV予防啓発ステッカーによる相談窓口の周知やDV予防啓発講座、デートDV予防啓発講座等により、DV予防について周知啓発に努めます。また、DVIに関する相談窓口を設置し、内容に応じて関係機関と連携しながら、適切な支援につなぎます。

関連計画

- ◆ 墨田区人権啓発基本計画
- ◆ 墨田区男女共同参画推進プラン(第6次)

政策8 日常に心地よさを感じられるまち

2035年のすみだ

- 区民や来街者が、公園や水辺でさまざまな世代との交流を通して、にぎわいや憩いを感じられる、居心地のよい調和のとれたまちとなっています。
- 区民・事業者・区が協働し、温室効果ガス削減と気候変動適応を進め、自然と共生する持続可能なまちとなっています。
- ごみの減量と資源の有効活用により、環境負荷の少ない循環型社会が実現し、持続可能な暮らしが根づいたまちとなっています。

政策の体系

施策8-1 魅力的で緑豊かな公園や水辺など、さまざまな世代が交流できるにぎわいや憩いの空間をつくる

- 1 魅力ある公園づくり
- 2 にぎわいを生み出す公園づくり
- 3 防災に寄与する公園づくり
- 4 水辺の憩い空間づくり

施策8-2 ゼロカーボンシティすみだの実現をめざし、環境にやさしいまちをつくる

- 1 ゼロカーボンシティすみだの実現
- 2 安全・安心・快適な生活環境の確保
- 3 自然共生社会の実現
- 4 緑化の推進
- 5 循環型社会の実現
- 6 環境活動を実践するまちの実現

区の現在の状況

- 公園や水辺空間に求められるニーズは多様化しており、これらのニーズに応えるために、身近な公園や児童遊園の維持管理、隅田公園や大横川親水公園の再整備、横十間川の親水テラスの修景整備等、人々が親しめる空間づくりを推進しています。
- 地球温暖化が進み、かつて経験したことのないような気候変動のリスクが高まるなか、「第三次すみだ環境の共創プラン」を策定し、区民一人ひとりが当事者意識をもって環境配慮行動ができるよう施策を進めるなど、区民・事業者・区が協働して2050年ゼロカーボンシティ実現に向けたまちづくりを推進しています。
- 循環型社会の実現に向けて、区民・事業者との協働を基盤に、3R推進・清掃事業を積極的に展開しています。特に2R(リデュース・リユース)の取り組みを重点的に推進し、資源の効率的な利用と廃棄物の削減に努めています。2024(令和6)年度から区内全域でプラスチック分別回収を開始するなど、循環型社会の実現に向けた取り組みを推進しています。

解決すべき課題

- 2024(令和6)年4月に改定した「墨田区公園マスタープラン」に基づき、公園利用者に親しまれ、時代にあった多様なニーズに応えた、誰もが楽しく利用できる魅力的な公園づくりを、引き続き進める必要があります。
- 東京都と連携を図りながら、親水性の高い河川テラスを整備し、憩い空間の創出を進めていく必要があります。
- 地球温暖化の影響による気候変動等の環境問題は、世界的に喫緊の課題です。2050年ゼロカーボンシティ実現を見据え「第三次すみだ環境の共創プラン」に基づき、より一層、脱炭素型社会、循環型社会に向けた取り組みを加速していく必要があります。
- ごみの最終処分場の容量逼迫が課題となるなか、食品ロスや海洋汚染を引き起こす廃プラスチック等の新たな社会的課題に対応するためには、更なるごみの減量が求められます。3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進していくとともに、優先度の高い2R(リデュース・リユース)に重点的に取り組んでいく必要があります。

施策8-1 魅力的で緑豊かな公園や水辺など、さまざまな世代が交流できるにぎわいや憩いの空間をつくる

2035年のすみだ

- さまざまな世代が多様な活動ができる公園がある、居心地の良いまちになっています。
- 区の特徴である水辺に親しめ、憩いを感じるまちになっています。
- 公園や水辺で地域住民が交流し、コミュニティが育つ、にぎわいのあるまちになっています。
- 緑豊かで多くの生きものが生息する、環境にやさしいまちになっています。
- 公園や水辺のオープンスペースや施設等を活かした、安全・安心なまちになっています。

施策の達成をはかる指標

指標名	現状値	中間目標 (2030(令和12)年)	最終目標 (2035(令和17)年)
「墨田区の公園・遊び場を良い・やや良いと思っている」区民の割合	51.1% (2024(令和6)年)	60.0%	64.0%
「墨田区の緑の豊かさを良い・やや良いと思っている」区民の割合	33.0% (2024(令和6)年)	41.2%	48.4%

関連するSDGs
のゴール



現状と課題

現状

- 国土交通省の「都市公園新時代～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる～」に関する提言や、「墨田区公園マスタープラン」に基づき、多様な利活用ニーズに応えた魅力的な公園づくりを進めています。
- 地域の親睦行事や、地元ボランティア団体である公園愛護委員会による公園の美化活動が多くの公園等で実施されるなど、公園はコミュニティ形成の場として利活用されています。
- 公園は、延焼防止効果や災害時の一時集合場所などとして活用されており、一部の公園では防災機能を有する設備を設置しています。
- 水辺には、旧中川水辺公園、おしなり公園に加え、豎川緑道公園、横十間川水辺公園が新たに整備され、散策や自然観察など、水辺を親しむ多くの人々に利用されています。
- 都市部である本区において、公園や水辺は、自然や生きものにふれあえる貴重な空間となっています。

課題

- 多様な利活用ニーズに対応するため、画一的な公園整備ではなく、利用者や地域住民の意向を踏まえながら、都市部の公園として適切な施設配置や公園の利活用ルールなどを検討していく必要があります。
- 公園におけるにぎわいや多世代の交流を創出するためには、新たな担い手が公園づくりに関わる機会を設ける必要があります。
- 災害リスクに対応するため、災害時の避難場所や復旧・復興時の活動拠点として必要な防災機能の向上に努め、より災害に強い安全・安心なまちづくりに寄与する公園づくりを進める必要があります。
- 水辺の河川テラスを連続化し、憩いの場として区民に活用してもらうためには、河川管理者である東京都と協働して、河川整備を進める必要があります。
- 自然環境を保全・創出していくため、生物多様性の保全や良好な景観の形成など、持続可能で魅力的なまちづくりを意識した公園や水辺空間づくりを進める必要があります。

施策の目標達成のために区が取り組むこと

1 魅力ある公園づくり

公園利用者の多様なニーズに対応することにより、快適で居心地がよく、利活用するすべての人の心や体を健やかにして、まち全体を輝かせる公園づくりを進めます。

2 にぎわいを生み出す公園づくり

公園ボランティアとの協働やワークショップ等、新たに公園づくりに参加する機会を設けることで、公園がさまざまな世代が活発に交流するコミュニティの場として活用されるよう取り組みます。

3 防災に寄与する公園づくり

災害に強いまちづくりの一環として、一時集合場所や避難場所などに指定される公園において、延焼防止効果や避難場所として機能するオープンスペースの確保や、防災機能を有する設備の設置などを行います。

4 水辺の憩い空間づくり

河川管理者である東京都と協働して河川テラスの連続化や公園化などを進めることで、親水性や安全性の向上や、生物多様性の保全、良好な景観形成を図ります。

区民、事業者、地域団体等が取り組むこと

■区民

区民は、ワークショップ等に積極的に参加することで、地域の特色を活かした、にぎわいや憩いの空間づくりの担い手となります。

■事業者

事業者は、公園のイベント等で積極的に多くの世代と関わることで、まちのにぎわいの創出や、公園の特色を活かし、魅力の向上に取り組みます。

■地域団体等

公園が魅力的で自然豊かな地域住民の交流の場となるように、公園愛護団体等は、清掃や花壇管理の美化活動を担います。

主な事業

まちが輝く公園づくり事業

アンケートやワークショップ等で利用者や地域住民の意向を確認し、多世代の多様なニーズに対応することで、特色ある公園、自然環境の保全や創出に資する公園など、魅力的な公園の整備を進めます。

隅田公園再整備事業

まちの魅力を高めるため、第1期・第2期再整備で生まれた人の流れやにぎわいを言問橋以北へ波及させるとともに、公園を核として地域への回遊が生まれるよう、隅田公園の再整備を進めます。

東向島北公園再整備事業

旧向島中学校跡地は、地域コミュニティの中心となり、さまざまな世代がつながり、安心して過ごせる公園として整備します。

江東内部河川憩い空間創出事業

河川テラスの公園化、江東内部河川整備、観光回遊路整備を一体的に推進し、回遊性に優れ、水辺に親しめる河川テラスを区民の憩いの空間として整備します。

公園等公衆トイレ整備事業

「公園等公衆トイレの改築方針」に基づき、老朽化したトイレのバリアフリー化を進め、誰もが利用しやすいよう整備します。

関連計画

- ◆ 墨田区公園マスタープラン
- ◆ 第二次墨田区緑の基本計画

施策8-2 ゼロカーボンシティすみだの実現をめざし、環境にやさしいまちをつくる

2035年のすみだ

- 区民・事業者・区の協働により、再生可能エネルギーの導入など、2050年ゼロカーボンシティすみだの実現に向けたまちづくりが進むとともに、花や緑が充実した自然と共生する社会になっています。
- 気候変動に適應するまちづくりや大気汚染、水質汚濁、騒音等の改善が進み、安全・安心・快適な生活環境が確保されています。
- 魅力的な水辺空間や緑豊かな公園が、区民や来街者にうるおいとやすらぎをもたらすとともに、水と緑のネットワークを形成し、まちのいたるところに緑が増え、生物多様性の保全が図られます。
- 循環経済(サーキュラーエコノミー)の考え方にに基づき、資源の効率的利用及び廃棄物発生を最小化をめざし、持続可能な循環型社会の形成に取り組んでいます。
- こどもから大人まで幅広い世代の区民や事業者が環境について学べる環境教育と学んだ成果を実践する環境活動の場の充実を図っています。

施策の達成をはかる指標

指標名	現状値	中間目標 (2030(令和12)年)	最終目標 (2035(令和17)年)
区域におけるエネルギー消費量	11,401TJ (2022(令和4)年)	8,593TJ	6,641TJ
区域における温室効果ガス排出量	1,124千t-CO ₂ eq (2022(令和4)年)	632千t-CO ₂ eq	506千t-CO ₂ eq
区民1人1日あたりのごみ総量	594g (2024(令和6)年)	551g	529g

関連するSDGs
のゴール



現状と課題

現状

- 国は2024(令和6)年に「第六次環境基本計画」を策定し、気候変動、生物多様性の損失、汚染の3つの環境危機に対し、経済社会システムを脱炭素かつ循環型で自然を豊かなものに転換するための政策が展開されています。
- 記録的な猛暑や集中豪雨の増加など、地球温暖化の影響と考えられる気象現象が生じています。また、大気汚染、水質汚濁、騒音等について、環境測定で現状を把握するとともに、公害対策として事業者指導を実施し、良好な生活環境の確保に努めています。
- 自然観察会など多数のイベントを実施し、生物多様性の保全のために、区民一人ひとりが、緑の大切な役割と生物多様性の恵みについて理解を深められるように啓発を行っています。
- 2022(令和4)年に策定した「第二次墨田区緑の基本計画」を踏まえ、都市緑地法に基づく「市民緑地認定制度」を開始・認定し、着実に緑化を推進しています。既成市街地であるため、みどり率の大幅な向上は困難ですが、開発時の緑化指導等、区民・事業者・区の協働による取り組みを進めています。
- 区民1人1日あたりのごみ総量は、廃プラスチック分別収集の開始や食品ロス削減の取り組み等により、「第四次墨田区一般廃棄物処理基本計画」策定時の2030(令和12)年度目標(606g/人・日)を、2024(令和6)年度時点(594g/人・日)で前倒しで達成しました。これらの取り組みを通じて、更なる持続可能な循環型社会の形成に取り組んでいます。
- 環境フェアなどのイベントや多様な講座を通じ、家庭や学校、職場をはじめ、さまざまな場面で子どもから大人まで、幅広い世代の区民や事業者が、環境についての正しい知識を学べる環境教育と環境学習の機会の充実を図っています。

課題

- 本区におけるエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量は減少傾向ではあるものの、2030(令和12)年カーボンハーフの達成には、更なる再エネ・省エネ設備の普及拡大や、消費者等の意識・行動変革が必要です。また、公共施設では再エネ由来の電力調達や庁有車のZEV化を計画的に推進する必要があります。
- 将来の気候変動による影響を考慮し、省エネルギー等の緩和策や熱中症対策、雨水利用等の適応策を強化することが必要です。また、継続した環境測定により経年変化を把握するとともに、公害対策を継続し、良好な生活環境を維持していく必要があります。
- 区民の「生物多様性」への理解を深めるため、効果的な周知方法の工夫が必要です。また、「生物多様性増進活動促進法」など、民有地の緑地確保に関する新たな法制度の活用も視野に入れた生物多様性保全の推進が重要です。
- 開発・建築行為に対する緑化指導や、公共施設の新築・改築時の緑化等に、引き続き取り組んでいく必要があります。区民の緑化や自然に関する意識向上をめざし、緑と花の学習園の機能を見直し、大学と連携して学ぶ機能の強化を図ります。
- 2R(発生抑制・再使用)によるごみ減量の啓発とプラスチック資源の正しい分別周知を継続することに加え、事業者による資源自主回収ルートの確立、食品ロス対策、資源循環に付加価値を与えるビジネスモデルの転換等を通じ、循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行を推進する必要があります。
- 学校教育やイベントを通じ、若年層や転入者を含む幅広い層への働きかけを強化するとともに、参加しやすいプログラムの創出や地域主体の活動支援の充実が必要です。

施策の目標達成のために区が取り組むこと

1 ゼロカーボンシティすみだの実現

省エネと再エネ転換を軸に、エネルギー使用量・温室効果ガス排出量を削減していきます。2035(令和17)年までに「ゼロカーボンシティすみだ」の基盤構築をめざし、区民・事業者と共に脱炭素社会の実現に取り組んでいきます。

2 安全・安心・快適な生活環境の確保

気候変動による災害や健康被害を防ぐため、インフラ整備と区民の行動変容により弾力性や柔軟性のあるまちづくりを推進します。また、大気汚染、水質汚濁、騒音等の環境調査を継続するとともに、公害対策として事業者指導を実施し、良好な生活環境を確保します。

3 自然共生社会の実現

水辺に囲まれた本区は、江戸時代から育む自然を楽しむ文化を継承しています。区内の緑化を進め、うるおいとやすらぎを創出します。生物多様性保全のため生態系ネットワークを形成し、区民・事業者と連携して自然と共生する社会をめざします。

4 緑化の推進

公共施設の緑化や開発事業等に伴う緑化指導、区民や事業者による緑化や自然環境の保全活動を促進することで、身近な緑の豊かさを感じられるまちづくりを推進します。

5 循環型社会の実現

2Rを中心とした事業の推進により、ごみの減量化・再資源化を進めるほか、循環経済の考え方を取り入れ、資源の効率的利用と廃棄物発生を最小化をめざし、持続可能な循環型社会の形成を推進します。

6 環境活動を実践するまちの実現

こどもから大人まで、区民や事業者が環境について学べる教育・学習の機会を充実させます。さらに、学んだ知識を実践する環境活動の場を拡充し、幅広い世代の参加を促進します。

区民、事業者、地域団体等が取り組むこと

■区民

環境に関する普及啓発事業や教育・体験学習事業等に積極的に参加し、日常生活において環境に配慮した行動を実践します。また、地域の緑化や自然環境の保全活動に関わり、うるおいとやすらぎのあるまちづくりの担い手となります。

■事業者、地域団体等

エネルギー利用の効率化等環境への配慮、運用改善に努めることで、持続可能な経営を実践します。また、敷地内に持続可能なまとまった緑の空間を創出し、魅力づくりや情報発信を担います。

主な事業

再生可能エネルギーの導入促進

区民や事業者に適切な情報提供を行うことで再エネ由来の電力選択を促し、区内電力の脱炭素化を進めます。また、区の公共施設では再エネ設備の導入と再エネ由来電力契約を推進し、使用電力の再エネ比率向上を図ります。

気温上昇に適応するまちづくりの推進

地球温暖化の進行やヒートアイランド現象等の影響により、熱中症の発症リスクが高まっていることから、区民に向けて予防に関する情報提供、普及啓発を行うほか、熱中症特別警戒アラートやクーリングシェルターの周知広報に取り組みます。また、気候変動に伴う水害への対策として、雨水の貯留・浸透の拡大を図ります。

自然・水辺環境の保全・活用

大横川親水公園などの水辺と周辺の自然を、区民が親しめるよう保全・活用します。また、イベントや講座を充実させることで、区民が自然とふれあえる機会を増やし、身近な自然環境への親しみを深める取り組みを推進します。

緑と花のまちづくりの推進

緑と花があふれるうるおいとやすらぎのあるまちを創出するとともに、区民の緑化に対する意識向上を図るため、地域の緑化活動を行う団体に対し、緑化資材等の支援を行います。また、緑と花の学習園の機能を見直し、大学や地域と連携して学ぶ機能の強化を図ります。

3R+Renewable(再生資源の活用)の推進

2R(発生抑制・再使用)を最優先とし、家庭や事業所からのごみの発生抑制と削減を図ります。また、廃棄物の再資源化と再生可能な資源の活用を推進し、資源の効率的な利用と環境負荷の低減を図ります。

環境保全活動の推進

多様な媒体や環境フェア、各講座で区内の環境活動をわかりやすく発信し、区民・事業者の行動変容を促します。区民、事業者とともに実践的な環境活動を検討し、協働による環境保全の取り組みを推進します。

関連計画

- ◆ すみだ環境の共創プラン
- ◆ 墨田区地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
- ◆ 墨田区緑の基本計画
- ◆ 墨田区一般廃棄物処理基本計画
- ◆ 墨田区食品ロス削減推進計画

政策9 安全と楽しさが両立するまち

2035年のすみだ

- 地域ごとの特色に応じて調和のとれた景観まちづくりが進み、個性や魅力あるまちなみが広がっています。
- 多様な都市機能の適切な配置と相互連携により利便性などが向上し、住工商が調和したまちで誰もが快適に暮らしています。
- それぞれの世帯の状況やニーズに適した住宅で安全・快適な暮らしが実現しています。
- 建物の不燃化・耐震化、木造密集地域の改善や空き家の解消が進み、災害に強い安全なまちになっています。
- 安全で快適な交通環境の整備や交通ネットワークの適正化により、区民や来街者にとって交通利便性の高いまちとなっています。
- 駅周辺はさまざまな交通に乗り継ぎができ、地域にふさわしい拠点として整備され、魅力的でにぎわいのあるまちになっています。

政策の体系

施策9-1 地域ごとの特色を活かした魅力あるまちを形成する

- 1 協治(ガバナンス)によるまちづくりの推進
- 2 計画的かつ地域特性を活かしたまちづくりの推進
- 3 協働による魅力的な景観づくりの推進

施策9-2 災害に強い安全なまちづくりを進める

- 1 燃えない・壊れないまちづくりの推進
- 2 道路拡幅・広場等の整備
- 3 細街路の拡幅整備及び私道整備の助成
- 4 地籍調査の推進
- 5 空き家等対策の推進

施策9-3 多様な世帯が自分らしくいきいきと暮らせる住環境を形成する

- 1 多様な居住ニーズに応じた住宅確保
- 2 循環型の住環境整備の推進
- 3 継続的な居住支援体制の構築
- 4 マンションの適正な維持管理の推進

施策9-4 誰もが安全・快適に楽しく移動でき、めぐりたくなるまちづくりを進める

- 1 安全・快適な移動環境の整備
- 2 道路・橋梁の適切な管理
- 3 交通安全意識の醸成

区の現在の状況

●古くからのまちなみを残しつつ、歴史や文化を継承しながら、新たな魅力ある拠点が形成されています。また、2009(平成 21)年には景観行政団体となり、区民や事業者と協力しながら良好な景観形成のさらなる実現をめざしています。

●住宅、商業、工業が混在する本区では、住まいと産業の共存が求められています。そのため、区民・事業者・区の協働による多様な都市機能と居住機能が調和したまちづくりを進めています。

●2025(令和7)年3月に踏切を除却した押上・とうきょうスカイツリー駅周辺は、事業完了に向け東武伊勢崎線高架化工事を進めるとともに、高架下活用を含むまちのにぎわいの創出を検討しています。錦糸町駅周辺は地域から提出されたまちづくりビジョンを実現する取り組み、両国駅周辺は隅田川を活かしたまちづくりを進めています。

●住宅確保要配慮者の居住安定化や子育て世帯、若年層の定住促進に向け、セーフティネット住宅の確保や良質な集合住宅の認定、既存住宅の改修支援等に取り組んでいます。また、良質な住宅が住み継がれるように、維持管理の重要性や利活用の情報を発信しています。

●2030年代半ばの開業をめざし、地下鉄8号線(有楽町線)豊洲～住吉間延伸工事が2024(令和6)年11月に着工され、本区の交通網が更に充実します。区は、2025(令和7)年に「墨田区地域公共交通計画」を策定し、「誰にでもやさしく快適に移動できるまち」をめざしています。

●震災等によって壊滅的な被害を受けた本区は、不燃化促進事業、主要生活道路の整備等により、木造密集地域の改善を図ってきました。今後も不燃化・耐震化の促進、主要生活道路の整備、細街路拡幅整備、老朽危険家屋(空き家含む)対策及び地籍調査等の施策を総合的・計画的に実施し、災害に強いまちづくりを進めていきます。

●墨田区バリアフリー基本構想等の各種計画を定め、これまでに道路バリアフリー整備や橋梁の架替などを進めています。また、公共交通事業者等と連携し、一体的なバリアフリー化や、「墨田区地域公共交通計画」に基づく公共交通の維持、改善等に努めています。

解決すべき課題

●すみだの歴史や文化、風情を継承しつつ、地域の特性に応じた景観の形成を図っていく必要があります。そのためには、区民・事業者が主体性をもち協働による景観まちづくりに取り組む必要があります。

●多様な都市機能と居住機能が調和した複合的な土地利用を進め、安全・安心に住み続けられる居住環境の整備と利便性の高い魅力的なまちづくりが必要です。また、まちづくり条例に基づき、区民等が相互協力のもとまちづくりを進めていくことが重要です。

●駅周辺にふさわしい合理的な土地利用を図るとともに、交通結節点としての機能を拡充していく必要があります。地域特性に応じて、安全で快適な交通空間の確保とバリアフリー化を推進し、地域と連携したにぎわいの創出が求められています。

●多様な世帯が安心・安全に暮らし続けられるよう入居後の継続的な支援が求められています。また、既存住宅の活用や老朽住宅の除却・建替え、空き家の利活用を促すことで、住宅が循環していくシステムの構築を図ります。

●地下鉄8・11号線延伸の推進等、交通資源の効率的な活用の検討が必要となっています。また、公共交通を引き続き維持していくためには、区民の積極的な利用を促進するほか、自動運転等の新技術や新しい移動サービスの導入検討が求められています。

●首都直下地震等の震災に備え、燃えない壊れないまちづくりの実現が喫緊の課題です。特に木造密集地域においては、更なる不燃化、耐震化のほか、主要生活道路の整備等が急務となっています。これまでの取り組みを着実に進めるとともに、さまざまな課題に対応した取り組みが求められています。

●鉄道の高架化やバリアフリー化、無電柱化等の推進、老朽化が進んでいる橋梁等の補修・改修により、継続して安全で快適な道路環境を整備していく必要があります。また、交通安全意識の向上のため、安全対策教育や広報・啓発活動を引き続き行う必要があります。

施策9-1 地域ごとの特色を活かした魅力あるまちを形成する

2035年のすみだ

- 多様な都市機能の整備や計画的な土地利用により、地域の特性に応じたまちづくりが進み、誰もが安心して快適に過ごしています。
- 駅周辺は、拠点にふさわしい便利でにぎわいのあるまちになり、多くの来街者が訪れています。
- 区民が地域への愛着と誇りを持ち、地域ごとに個性や魅力あるまちなみが広がっています。

施策の達成をはかる指標

指標名	現状値	中間目標 (2030(令和12)年)	最終目標 (2035(令和17)年)
地区整備計画区域面積	93 ha (2024(令和6)年)	97 ha	99 ha
区内各駅乗客数の合計	155,942,405 人 (2024(令和6)年)	164,000,000 人	173,000,000 人
自宅周辺の生活環境(景観・まちなみ)が良い・やや良いと感じている区民の割合	37.4% (2024(令和6)年)	38.3%	39%

関連するSDGs
のゴール



現状と課題

現状

- 東京都はめざすべき東京の都市の姿と、その実現に向けた都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示す「都市づくりのランドデザイン」を策定しています。また、2021年(令和3)年3月に都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を改定しています。
- 区では2019(平成31)年3月に改定した「墨田区都市計画マスタープラン」に基づき、すみだの魅力と価値を高めるまちづくりを進めています。また、区民の主体的なまちづくり活動を支援するため、2004(平成16)年に「墨田区まちづくり条例」を制定しました。現在では10地区で地区計画制度を活用し、地域特性を活かしたまちづくりを推進しています。
- 押上・とうきょうスカイツリー駅周辺では鉄道の高架化を契機としたまちづくりを進めています。さらに、錦糸町駅周辺では地下鉄8号線延伸を契機としたまちづくり、両国駅周辺では隅田川を活かしたまちづくりを検討しています。
- 屋外広告物に関する条例等の規制により、良好な都市景観の創出を進めています。また、「墨田区景観計画」に基づき、江戸文化の伝統や下町情緒、豊かな水辺空間など、特徴ある景観資源を活かした地域ごとに特色のある景観形成に取り組んでいます。

課題

- 居住環境と産業が調和した複合的な土地利用を前提に、地域ごとの特色ある市街地形成が求められています。また、区民が自ら地域の課題や将来像について考え、解決する力を育む必要があります。
- 区民が地域への愛着と誇りを持てるまちづくりを進めるためには、区民の参加と理解が必要です。引き続き、地域との合意形成やまちづくりの機運醸成に向けた取り組みを進めるとともに、地域特性にあわせたまちづくりを推進していく必要があります。
- 色彩が周辺から突出した建築物や、屋外広告物、電線類等、まちの美観が引き続き課題となっています。「墨田区景観計画」の適切な運用により、建築物等の形態や意匠を地域と調和させる必要があります。

施策の目標達成のために区が取り組むこと

1 協治(ガバナンス)によるまちづくりの推進

区民の自発的なまちづくりを支援するとともに、居住環境と産業が調和した複合的な土地利用を前提とした良好な都市環境の形成に向けて、健全で合理的な土地の利用が図られるよう、規制誘導を検討・実施していきます。

2 計画的かつ地域特性を活かしたまちづくりの推進

地域の特性に応じたまちづくりの機運醸成を図り、関係機関や事業者と連携しながら、計画的にまちづくりを推進していきます。

3 協働による魅力的な景観づくりの推進

景観に配慮した建築計画の誘導と普及啓発を行い、区民の景観に対する意識を向上させます。また、道路の無電柱化を進め、防災機能の強化とともに良好な景観形成をめざします。これらの取り組みにより、魅力的で調和のとれた景観まちづくりを推進していきます。

区民、事業者、地域団体等が取り組むこと

■区民

区民は、まちづくりへの参画や地域にふさわしいまちなみづくりに努めます。

■事業者、地域団体等

事業者は、区民等及び区と協働し、利便性の高い拠点形成や活気ある住みよいまちの実現に取り組めます。

政策9 安全と楽しさが両立するまち

主な事業

民間開発・大規模建築物の開発計画指導事務

地域の課題を事業者と共有し、持続的に成長するまちづくりをめざし、地区計画制度・開発許可制度・集合住宅条例・開発指導要綱等により、地域にふさわしい建築物の建設を指導・誘導します。

東武伊勢崎線(とうきょうスカイツリー駅付近)立体化事業

東武伊勢崎線(とうきょうスカイツリー駅付近)を高架化することで、桜橋通りの踏切による交通事故の危険性や渋滞を解消し、安全で円滑な交通機能を確保します。また、鉄道高架下の空間を整備し、南北に分断されているまちの一体化を図ります。

押上・とうきょうスカイツリー駅周辺整備事業

駅周辺道路整備を推進し、交通の安全性、利便性及びまちの回遊性の向上を図ります。また、鉄道高架化を契機として、商業・業務・文化・居住機能の集積を推進し、周辺開発とあわせた、快適な生活環境や高い防災性を備えた魅力あふれる拠点の形成を図ります。加えて、地下鉄8号線(有楽町線)の延伸を見据えたまちづくりを検討しています。

曳舟駅周辺まちづくり事業

駅前交通広場や道路・公園の整備を推進し、安全で快適に過ごせる都市空間を確保します。また、駅周辺では、まちづくり方針の実現に向けた市街地再開発事業の実施等により、駅とまちの一体性を高めるとともに、区民等の多様なニーズに応えられる拠点の形成を図ります。

錦糸町駅周辺まちづくり事業

地下鉄8号線(有楽町線)の延伸を契機に、地域主体のまちづくりを推進し、駅前交通の安全性、利便性及びまちの回遊性の向上を図るとともに、商業・業務機能の適正な集積など地域の活力を高め、区の魅力とにぎわいをけん引する拠点の形成を図ります。

隅田川沿川地区まちづくり推進事業

大規模開発に伴い整備されるスーパー堤防と緑道公園により、隅田川沿川の親水性を高めます。また、開発地のデッキや広場等の公開空地の活用ルールを定め、地域のにぎわいの創出を図ります。

景観まちづくり推進事業

一定規模以上の建築物を建築する事業主等と協議を行い、良好な景観形成に向けた誘導を行います。また、区民が自主的に行う景観まちづくりに関する活動を支援します。

関連計画

- ◆ 墨田区都市計画マスタープラン
- ◆ 墨田区景観計画
- ◆ 墨田区地域公共交通計画

施策9-2 災害に強い安全なまちづくりを進める

2035年のすみだ

- 建築物の不燃化・耐震化や空き家の解消が進み、燃えない壊れないまちが形成されています。
- 道路拡幅・広場等の整備が進み、災害時には避難等に活用できる都市基盤が形成されています。

施策の達成をはかる指標

指標名	現状値	中間目標 (2030(令和12)年)	最終目標 (2035(令和17)年)
不燃領域率 70%を達成した町丁目数(区北部)	24 町丁目 (2025(令和7)年)	33 町丁目	42 町丁目
鐘ヶ淵地区の不燃領域率	59.4% (2025(令和7)年)	65.0%	70.0%
京島地区の不燃領域率	59.2% (2025(令和7)年)	65.0%	70.0%

関連するSDGs
のゴール



現状と課題

現状

- 国や都は法令整備や計画の策定等、事業の方針を自治体に示すとともに、補助金制度等を通じて、不燃化・耐震化、主要生活道路の整備や細街路拡幅整備などの事業推進を支援しています。
- 不燃化特区制度や都市防災総合推進事業などによる不燃化助成や建物の共同化、さまざまなニーズに対応した耐震化助成などにより、災害に強いまちづくりを推進しています。
- 木造密集市街地がある区北部では、災害時の避難通路確保や円滑な消防活動を行うための道路拡幅・広場等の整備やコミュニティ住宅の建設などにより、防災性の向上を図っています。鐘ヶ淵地区においては、2022(令和4)年9月に鐘ヶ淵駅付近が事業候補区間へと位置づけられ、鉄道立体化を見据えた災害に強いまちづくりを推進しています。
- 安全で災害に強いまちづくりや居住環境の改善を推進するため、幅員4メートル未満の道(細街路)の拡幅整備を進めており、2024(令和6)年度末時点で細街路全体延長の約30%を整備したほか、私道については、区の助成により舗装や排水設備の整備を行っています。
- 地籍調査では、災害発生後において、まちの骨格となる道路等の早期復旧を図るため、道路・河川と民有地等の境界を確認しています。
- 2023(令和5)年12月に施行された改正空家法を踏まえ、これまでの倒壊等の危険がある空き家等への対応に加え、空き家等の発生の抑制、活用の拡大、適切な管理の確保といった、より早い段階からの取り組みを推進しています。
- 災害時における潜在リスクとなる老朽危険家屋(空き家含む)については、本区ではその数を大きく減らしていますが、既存案件への対応を進めている間にも、新たに老朽化が進行し、危険性が顕在化したものが発生しています。

課題

- 災害から区民の生命・財産を守ることできる、災害に強い安全なまちを実現するため、今後も建築物の不燃化・耐震化、主要生活道路の整備や細街路の拡幅整備など、着実な推進が求められています。
- 区北部は、老朽建物が多いことから、国・都の補助を活用し、不燃化・耐震化助成や防災街区整備事業等、さまざまな手法に取り組むとともに、さらなる普及啓発を図る必要があります。
- 木造密集市街地の防災性は着実に向上していますが、2022(令和4)年度に東京都が発表した地震に関する地域危険度測定調査(第9回)では依然として、地震時に危険性が高い地域が多数存在していることから、引き続き道路拡幅等の整備を推進する必要があります。
- 水害の危険に備えて、高層建築物への垂直避難や広域避難などの啓発や周知活動を行うとともに、水害への対応を考慮したまちづくりの検討を行う必要があります。
- 私道の舗装や排水設備の老朽化が進んでいることから、改修費用の一部を助成するなど、私道の適正な維持管理を促していく必要があります。
- 地籍調査開始から約30年が経過し、特に北部地域では経年による基準点の亡失などにより、災害発生後における早期の道路復旧等が困難になることが予想されるため、基準点の再整備等が必要です。
- 今後、老朽危険家屋(空き家含む)がもたらす問題が一層深刻化することが懸念されることから、空き家等の発生の抑制、活用の拡大、適切な管理の確保及び除却等の促進にかかる取り組みを推進することが求められています。

政策9 安全と楽しさが両立するまち

施策の目標達成のために区が取り組むこと

1 燃えない・壊れないまちづくりの推進

建物の建替えや耐震改修等を促進するため、各種助成制度の周知を図るとともに、防災街区整備事業等、共同化の手法も用いて、災害に強いまちづくりを進めていきます。

2 道路拡幅・広場等の整備

災害時の避難通路確保や円滑な消防活動等を行うため、主要生活道路(優先整備路線)の拡幅整備を進めるとともに、地域の憩いの場として利用でき、災害時には一時避難場所となる広場等を整備していきます。

3 細街路の拡幅整備及び私道整備の助成

細街路の拡幅整備を進めることや私道の適正な維持管理を促進することで、安全・安心なまちづくりを進めます。

4 地籍調査の推進

災害発生後における早期の道路復旧や、防災対策にかかる区の各種事業に活用するため、地籍調査を着実に推進していきます。

5 空き家等対策の推進

老朽危険家屋(空き家含む)の所有者に対して、必要な措置を講じるように促し、これを行わないものには、法令に基づき指導等を行い、周辺の安全性や住環境を向上させ、安全・安心なまちづくりを進めます。また、発生した空き家を長期化させないように、除却や利活用等、所有者自身の主体的な取り組みを促進させる事業を実施します。

区民、事業者、地域団体等が取り組むこと

■区民

建物の不燃化や耐震化の向上や主要生活道路の拡幅整備などの防災まちづくりに協力します。

■事業者

電気・ガス等の事業者にあっては、災害に強いライフラインの整備に努めます。

■地域団体等

区と連携を図りながら、地域に根差したまちづくり活動に取り組めます。

主な事業

不燃化促進事業

建物の建替えにおける各種助成事業の実施や建物の共同化等により、建物の不燃化を進めます。

耐震化促進事業

無料耐震相談の実施や耐震診断、耐震改修費用の一部助成及びアクションプログラムによる普及啓発活動により、建物の耐震化を進めます。

鐘ヶ淵地区まちづくり事業

鐘ヶ淵駅付近の鉄道立体化を見据え、主要生活道路の拡幅や広場等の整備、建替え促進、事業協力者のための住宅整備等に取り組みます。あわせて、安全・安心な住みよいまちに向けて、不燃化や耐震化を図るとともに、高台まちづくりを含めた水害対策の手法のあり方を検討します。

京島地区・北部中央地区まちづくり事業

京島地区では「京島地区まちづくり計画(大枠)」に基づき、北部中央地区では防災街区整備事業を中心として、主要生活道路の拡幅整備や広場等の整備、建替え促進に取り組みます。

細街路拡幅整備事業

安全で災害に強いまちづくりや居住環境の改善に資するため、土地所有者等からの申請に基づき、細街路を拡幅整備します。

地籍調査事業

道路・河川と民有地等の境界確認を引き続き進めていくとともに、北部地域においては亡失等した基準点の再整備等を行い、災害発生後における早期の道路復旧等に向け、データの蓄積を進めます。

空き家等対策事業

管理不全のため危険な状態にある老朽建物等(空き家含む)について、除却費の助成等により、所有者等による対応を促し、区民の安全で安心な暮らしを確保します。また、危険な空き家の除却だけでなく、空き家ワンストップ相談窓口の設置等「予防的な施策」についても注力し、空き家の発生・危険化の抑制を図ります。

関連計画

- ◆ 墨田区都市計画マスタープラン
- ◆ 墨田区地域防災計画
- ◆ 墨田区国土強靱化地域計画
- ◆ 墨田区耐震改修促進計画
- ◆ 墨田区空家等対策計画
- ◆ 京島地区まちづくり計画(大枠)
- ◆ 鐘ヶ淵地区まちづくり計画

施策9-3 多様な世帯が自分らしくいきいきと暮らせる住環境を形成する

2035年のすみだ

- それぞれの世帯が人数や家族構成、ライフスタイルなどに応じた規模や性能を持った住宅を選んで暮らしています。
- 多様な世帯に対して、適切な居住支援が行われ、すべての区民が自分らしく、いきいきと暮らしています。

施策の達成をはかる指標

指標名	現状値	中間目標 (2030(令和12)年)	最終目標 (2035(令和17)年)
墨田区に「住み続けたい」と思う区民の割合	87.5% (2024(令和6)年)	90%	92%
墨田区が「住みよい」と思う区民の割合	94.6% (2024(令和6)年)	95%	96%

関連するSDGs
のゴール



現状と課題

現状

- 国は、賃貸住宅への入居が難しい住宅確保要配慮者が増加していることを踏まえ、「住宅セーフティネット法」を改正し、誰もが安心して利用できる市場環境の整備を進めることとしています。
- 区では、「住宅セーフティネット法」に基づき、住宅確保要配慮者のみが入居できるセーフティネット住宅の確保に努めているほか、居住支援法人などの関係団体と連携して、居住支援協議会を運営しています。
- 転出超過の傾向がある子育て世帯や若年層の定住を促進するため、既存住宅の改修や住宅取得等の支援に取り組んでいます。
- 個々の状況に応じて適正な住宅を選ぶことができるよう、良質な住宅の認定や、既存住宅の改修支援等を行っています。また、良質な住宅が住み継がれていくよう、住宅の維持管理の重要性や利活用に関する情報を発信しています。
- 区営住宅などの公的住宅の適正な維持管理を行い、「墨田区営住宅等長寿命化計画」に基づき、住宅の長寿命化を図っています。また、東京都に対して、都営住宅の移管協議や墨田区割当等の要望を行っています。
- 高経年化した分譲マンションが増加する一方、所有者の高齢化が進み、建替えなどの合意形成が難しくなっています。また、既存不適格マンションが一定数あり、築40年以上のマンションが増加しています。そのため、建替えや修繕に向けた計画に不備のあるマンションに、専門家を派遣する等、適正な維持管理に向けた支援を行っています。

課題

- 高齢者等に住宅を貸し出すことに対する大家の不安を軽減するため、見守りや死亡時の家財整理など、入居後の継続的な支援体制を強化することが必要となっています。
- セーフティネット住宅の供給を進める一方、家賃低廉化補助が終了した後の住宅確保も課題となっています。また、居住支援協議会では、住宅確保要配慮者の複雑化・複合化した生活課題に対応するため、多様な支援団体との連携を強化していくことが求められています。
- 社会環境の変化に応じた新しい住まい方がみられるなか、子育て世帯をはじめとした多様なニーズに対応できる住宅確保が課題となっています。
- 市場に良質な住宅が循環する住環境を形成するため、適切な維持管理がされていない住宅や空き家の所有者へ働きかけるなど、適切な管理・活用につながるような支援が必要です。
- 公的住宅では、住宅の高経年化や耐用年数が迫っている等の課題があり、今後のあり方について検討する必要があります。
- マンションの管理不全化を防ぐため、維持管理の重要性などの認識を高める必要があります。合意形成や修繕積立金等の確保に課題のあるマンションに対して、支援制度の活用をさらに促し、維持管理の重要性など、意識の醸成を図る必要があります。また、マンションの再生にかかる相談体制や支援体制の更なる充実を図る必要があります。

施策の目標達成のために区が取り組むこと

1 多様な居住ニーズに応じた住宅確保

公的住宅の適切な維持管理を図るため、「墨田区営住宅等長寿命化計画」に基づき計画的な修繕を進め、耐用年数が迫る等の住宅について、あり方を検討します。また、高齢者等の入居者に対するオーナーの不安軽減を図る取り組みを行い、民間賃貸住宅を活用したセーフティネット住宅や、高齢者や子育て世帯などが安心・安全に暮らし続けられる住宅の確保を推進します。

2 循環型の住環境整備の推進

良質な住宅の供給誘導や既存住宅の長寿命化を進め、ライフスタイルにあわせた住替えがしやすいような住宅ストックの形成を図るとともに、老朽住宅の除却や建替え、空き家の利活用を促すことで、住宅循環システムの構築をめざします。

3 継続的な居住支援体制の構築

居住支援法人などの関係団体と連携して、居住支援協議会の活動を推進し、住宅確保要配慮者に対する支援体制を構築します。多様な世帯が安心安全に暮らし続けられるよう、関係団体が連携し、入居時から入居後まで、継続的な居住支援を行っていきます。

4 マンションの適正な維持管理の推進

マンションの適正な維持管理を推進するため、定期的なセミナーを開催するなど所有者への意識啓発を行うとともに、個々の状況に応じた適切な支援が行われるよう、マンション管理士などの専門家派遣制度の活用促進に努めます。また、マンション再生にかかる相談体制や支援体制の更なる充実を図ります。

区民、事業者、地域団体等が取り組むこと

■区民

自らの住宅に関する意識を高め、良質な住宅及び良好な住環境の維持や改善に努めます。

■事業者

区の実施する住宅施策を理解し、良質な住宅建設及び良好な住環境の形成に努めます。

■地域団体等

各種団体や地域とつながり、支えあい、良好な住環境の維持や改善に努めます。

主な事業

新住宅マスタープラン推進事業

「墨田区住宅マスタープラン」に基づき、多様な世帯に向けた居住支援体制の構築や、空き家等の既存住宅の有効活用を図り、住宅確保要配慮者に向けたセーフティネット住宅の提供を行う等、総合的な住宅施策を展開します。

子育て世帯等定住促進事業

社会情勢の変化に応じた多様な働き方や住まい方の変化を踏まえつつ、子育て世帯や若年層の定住を促進します。

すみだ良質な集合住宅認定事業

子育てや防災に配慮した集合住宅を認定し、事業内容を検証しながら、更に良質な集合住宅の確保・供給を促進させるための効果的な取り組みを行います。

区営住宅・高齢者向け住宅の維持管理事業

住宅に困窮する低所得者の住生活の安定を図るため、適正な維持管理に取り組みます。また、耐用年数が迫る住宅等のあり方について検討します。

すみだすまい安心ネットワーク事業

居住支援協議会の運営を充実させることで、「すみだすまい安心ネットワーク事業」の実効性を向上させていきます。さらに、セーフティネット住宅の確保に努め、「高齢者等住宅あっせん事業」等の活用促進を図ることで、より多くの住宅困窮者の居住の安定をめざします。

マンションの適正管理推進事業

区及び東京都の条例に基づく分譲マンションの管理状況に関する届け出を促進し、適正な維持管理等に関する意識啓発を積極的に行うとともに、それぞれのマンションの管理状況に応じた支援を行い、良好な分譲マンションの住環境の保全を図ります。

関連計画

- ◆ 墨田区住宅マスタープラン
- ◆ 墨田区営住宅等長寿命化計画

施策9-4 誰もが安全・快適に楽しく移動でき、めぐりたくなるまちづくりを進める

2035年のすみだ

- 道路のバリアフリー化等により、安全で快適な移動環境が整備されています。
- 交通マナーの啓発等により、多様な移動手段に応じた安全で快適に移動できる意識が醸成されています。

施策の達成をはかる指標

指標名	現状値	中間目標 (2030(令和12)年)	最終目標 (2035(令和17)年)
バリアフリー整備率	25.4% (2024(令和6)年)	29.6%	33.2%
「墨田区の交通の便を良い・やや良いと思っている」区民の割合	83.3% (2024(令和6)年)	87.0%	90.0%
「墨田区の交通の安全性を良い・やや良いと思っている」区民の割合	34.8% (2024(令和6)年)	37.5%	40.0%

関連するSDGs
のゴール



現状と課題

現状

- 国や都は、補助金等による自治体への支援を行い、道路等の一体的なバリアフリー整備等を推進しています。また、自治体に対し、公共交通事業者等と連携しながら公共交通の活性化及び再生に努めるよう求めています。
- 区では、2004(平成16)年6月に策定した「墨田区交通バリアフリー基本構想」等の各種計画に基づき、道路バリアフリー整備や橋梁の架替等を継続的に進めています。
- 2025(令和7)年3月に「墨田区地域公共交通計画」を策定し、事業者等と連携して、一体的なバリアフリー化や区内循環バスの運行など、公共交通の維持、改善等に努めています。また、グリーンスローモビリティの実証運行などを行い、本計画の掲げる「誰もがやさしく快適に移動できるまち」の実現に取り組んでいます。
- 道路交通法の改正に伴い、2026(令和8)年4月から、自転車の信号無視等危険な違反に対して厳格化が図られています。
- 年齢層に応じた交通安全教育・運動により、自転車や電動キックボード等の利用ルール・マナーの周知・啓発を推進するほか、児童の通学時における交通事故防止対策経費の助成などにより、安全意識の醸成を図っています。

課題

- 道路のバリアフリー化や無電柱化等の推進、老朽化が進んでいる橋梁の架替・補修により、継続して安全で快適な道路環境を整備していく必要があります。
- 公共交通については、運転士人材不足等に起因する持続可能性に課題が生じています。交通を取り巻く環境の変化なども踏まえ、今後、自動運転をはじめとした新技術の活用についても検討する必要があります。
- 交通ルール・マナー遵守と交通安全意識の向上のため、多様な移動手段に応じた安全対策教育や広報・啓発活動を引き続き行う必要があります。

施策の目標達成のために区が取り組むこと

1 安全・快適な移動環境の整備

歩道の段差解消等による道路のバリアフリー化、災害時の安全性向上等を図る電線類の地中化、放置自転車対策のための駐輪場整備支援等のほか、公共交通の補完的役割を担う区内循環バス事業の推進などにより、安全で快適な移動環境を整備します。

2 道路・橋梁の適切な管理

計画的な維持管理に取り組み、誰もが安全に利用できる道路環境を整備します。

3 交通安全意識の醸成

学校や地域と連携した年齢層別の交通安全教室のほか、VR技術を活用した体験型イベントや実践的な交通ルール・マナーの啓発活動を展開し、歩行者や自転車等利用者の安全意識の醸成を図ります。

区民、事業者、地域団体等が取り組むこと

■区民

区民は、バリアフリー化等の必要性を理解し、多様な移動手段の交通ルール・マナー遵守のうえで、適切に利用します。また、公共交通を維持するために、区民の積極的な利用が望まれます。

■事業者

交通事業者等は、高齢者や障害者等の意見を尊重し、区や他の事業者と連携して、交通空間の安全性・快適性の確保や移動制約者に配慮したバリアフリー化等に向けた取り組みを行います。

■地域団体等

PTA等の団体や墨田区交通安全対策協議会は、区と連携して、交通ルール・マナーの啓発活動を行い、安全なまちづくりを推進します。

政策9 安全と楽しさが両立するまち

主な事業

道路バリアフリー等整備事業

高齢者や障害者などを含め、誰もが安全で快適に移動できる通行環境構築のため、道路のバリアフリー化を図ります。あわせて、安全・快適な自転車走行空間の整備を進めます。

無電柱化整備事業

区道の無電柱化により、道路のバリアフリー化や景観整備を計画的・効率的に実施し、都市景観の向上に配慮した安全で快適な道路空間を整備します。

橋梁の架替・撤去事業

老朽化が著しく、耐用年数の目標である架橋100年に近づく橋梁の架替えや撤去・道路整備を行います。また、架橋後の経過年数が短い橋梁は、必要に応じて予防保全による長寿命化を図ります。

道路ストック総点検・補修事業

道路、橋梁等の道路施設を5年ごとに点検し、点検結果に基づくPDCAサイクルによる維持管理を行い、誰もが安全に利用できる道路環境を整備します。

地域公共交通計画推進事業(区内循環バス運行事業を含む)

「墨田区地域公共交通計画」に基づき、「誰にでもやさしく快適に移動できるまち」の実現に向け、区内循環バスの運行をはじめ、新しい移動サービスの導入検討や公共交通に対する意識の醸成など、各種施策に取り組みます。

交通安全普及啓発事業

自転車等利用者における交通マナー等の啓発活動を行うことで、交通事故を減らし、安全なまちづくりを推進します。

関連計画

- ◆ 墨田区移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想
- ◆ 墨田区交通バリアフリー道路特定事業計画
- ◆ 墨田区無電柱化基本方針
- ◆ 墨田区橋梁長寿命化修繕計画
- ◆ 墨田区地域公共交通計画
- ◆ 墨田区自転車活用推進計画

第 4 部

計画推進に向けた区政運営

I 持続可能な行財政運営

基本計画に掲げる政策・施策を着実に推進していくためには、社会の変化に柔軟に対応できる行政運営と、安定した財政基盤の確立が不可欠です。限られた行政資源を効果的・効率的に活用し、質の高い区民サービスを将来にわたり持続的に提供していくことをめざします。

1 現状を取り巻く区政運営の課題

- 本区の総人口は転入超過によって増加傾向が続いていますが、2035(令和17)年頃から減少に転じると推計しています。推計では2025(令和7)年以降、年少人口は減少が続き、生産年齢人口は一時的に増加しますが、長期的には減少する見込みであり、他方で高齢者人口は増加していく見込みとなっています。人口減少社会では、労働力不足や経済の衰退、社会保障費の増加といった問題が深刻化し、社会生活に大きな影響を及ぼすことが想定され、本区においても税収の減少や職員の人材確保といった問題が生じる可能性があることから、これらの変化を見据えた持続可能な行財政運営が求められます。
- 景気は雇用・所得環境の改善や政策効果により回復が期待される一方、物価上昇などが下振れ要因となり、依然として予断を許さない状況です。景気変動が区の歳入歳出環境に与える影響を慎重に見極めながら、中長期的な視点に立った安定的な行財政運営を進めていくことが求められています。
- 公共施設(建物)やインフラ施設にかかる「老朽化と更新時期の集中」、「管理にかかる財源の不足」、「区民ニーズの変化」といった諸課題について、区の限られた財源を有効に活用し、真に必要な行政サービスを将来にわたり区民に提供し続けるため、長期的・経営的な視点に立ち、最適かつ持続可能な管理を実現していく必要があります。
- 社会構造の変化や価値観の多様化、技術革新を背景として行政ニーズは多岐にわたり、これまで以上に柔軟で効率的な対応が求められています。また、行政のみでは対応が難しい課題も増加しており、地域団体、企業、大学、NPOなど多様な主体との連携・協働を通じた新たな対応力の強化が必要となっています。
- 自然災害や感染症などの不測の事態に対しても、行政には迅速かつ的確に対応することが求められます。そのため、非常時に即応できる強固な財政基盤の確立や、平時から機動的に動ける組織体制の整備など、行政として継続的に安全・安心を確保できる体制づくりが必要です。
- 生成AIの普及をはじめ、デジタル技術の革新が急速に進むなか、行政にも業務効率化やサービス向上に向けた活用が求められています。データ利活用の強化、業務プロセスの見直し、職員のデジタルスキル向上など、技術革新の流れを行政運営に的確に取り入れるための体制整備が課題となっています。

2 持続可能な行財政運営に向けた取り組み

(1) 安定的な行財政基盤の構築

■ 財政の健全性確保

歳入確保の徹底により、安定した歳入基盤の整備を進めます。また、原則すべての事務事業に対し行政評価を行い、徹底した再編整理を行うとともに、「選択と集中」の考え方にに基づき、必要性や効果が高い施策に予算を集中させることで予算配分の適正化を図ります。さらに、持続可能性及び公共サービスの公平性確保の観点から受益者負担の適正化を進め、財政の健全性確保に努めます。

■ ファシリティマネジメントの推進

「墨田区公共施設等総合管理計画」をはじめとした公共施設等にかかる各種計画を着実に進め、「人」、「施設」、「コスト」の観点から総合的にマネジメントすることで、安心・快適に利用できる公共施設(建物)やインフラ施設を将来にわたって実現していきます。

■ デジタル基盤の整備・適正化

各分野におけるデジタル化を持続的に推進していくため、適正なシステム評価の実施やセキュリティポリシーの策定等により、ICTガバナンスの体制を確立します。また、システムの共通化や標準化、クラウド移行に対応し、庁内共通基盤の強化を進めることで、安全・安心なシステムによる職員の業務効率化と区民サービスの質の向上に向けて、持続可能なデジタル基盤の構築を図ります。

(2) 多様な連携による地域力の強化

■ 多様な主体との連携

行政ニーズの多様化・複雑化に対応するため、大学や民間団体など多様な主体との連携を深め、専門的知見や技術を活用して地域課題の解決に向けて一体となって取り組んでいきます。各主体が持つ知見やアイデアを活用することで、多様な視点からの政策形成を行うとともに、職員や地域の担い手を育成します。さらに、新たな地域資源の発掘・創出を通じて、幅広い分野で持続可能な連携体制を構築していきます。

■ 区民等との協働

行政だけでは対応が難しい地域課題に向きあうため、「人と人がつながり、多様な主体が地域で課題を解決していく力」である「すみだの地域力」を高めていきます。「墨田区地域力育成・支援計画」を推進し、区民が主体的に行動し協力しながら課題解決に取り組む文化を育むとともに、地域活動の担い手が活躍できる環境を整えます。また、交流や協働の場やしぐみを充実させ、地域力の向上をめざします。

■ シティプロモーションの推進

区民等や区の情報受発信の活発化を通じ、シビックプライドとスタッフプライドを育み、地域全体のコミュニケーション基盤を強化することで、まちの魅力の伝えあいやつながりを創出し、すみだの地域力向上とさまざまな地域課題の解決を図ります。

(3) 行財政運営を支える職員力の強化

■ 職員の確保・育成・活躍の推進

「墨田区総合的人事戦略」を推進し、人材の確保・育成・活躍・維持の循環を生み出すことで、「自ら挑戦し続け、仲間とともにすみだの未来を創る職員」を育成し、持続的で質の高い行政サービスを提供できる体制を構築します。人材確保、研修や民間派遣による人材育成、柔軟な働き方や仕事と生活の両立支援、健康管理の戦略的な実施と福利厚生充実等により、職員が能力を最大限発揮できる環境を整えます。

■ 機動的・効率的な組織体制の整備

業務量に応じた適切な職員配置を行い、限られた人的資源を最大限に活用するとともに、一人ひとりの職員が能力を存分に発揮し、課題解決に邁進できるよう、効率的・効果的な組織体制を整備します。さらに、組織の枠を超えた横断的な連携を図り、複雑化する行政課題に的確に対応していきます。

■ DX推進体制の構築

「墨田区総合的人事戦略」に基づき、全庁職員のデジタルリテラシー向上を図り、職層や役割に応じた段階的な人材育成体系を整え、区の業務改革を推進していきます。全職員が日常業務でデジタルツールを適切に活用するとともに、デジタル人材を中心に現場主導の業務プロセス改革等に取り組みます。

(4) 行政資源活用の最適化

■ 区民が主役の窓口の推進

国の「自治体フロントヤード改革」を踏まえ、マイナンバー制度やデジタルツールを活用した「新しい窓口サービスのあり方」を推進します。自宅から手続きできる“来なくていい窓口”と、“書かなくていい・待たなくていい窓口”を実現し、区民・職員の身体的・時間的な負担を軽減します。また、オンライン手続の拡大や事前予約の定着、手続きのワンスオンリー化を進めるとともに、対面では区民一人ひとりの事情にきめ細やかに対応する、「区民が主役の窓口」への転換を図ります。

■ 業務改革の推進

行政が実施すべき業務と民間委託や指定管理者制度などを活用すべき業務を整理し、区民サービスを持続的に向上する体制を整えます。条例・規則・要綱等のアナログ規制の見直しを通じ、AI・RPAなどのデジタルツール活用を進めることで、全庁的に業務を継続的に改善するしくみを定着させ、デジタル原則を推進していきます。こうした業務プロセス改革により、区民ニーズに迅速・的確に応えるとともに、職員の負担軽減と働きやすい環境づくりにつなげていきます。

■ データ利活用

限られた行政資源を効率的に活用し、求められる成果を達成するため、データ活用を推進します。エビデンスに基づく政策形成(EBPM)を進め、政策立案から評価までAIやBIツールを活用した高度な分析を推進していきます。また、主要な公共データの標準化と部署間で円滑な連携・活用ができる環境を整えるとともに、保有データの公開と更新を進めていきます。

II 公共施設等整備の考え方

1 公共施設等マネジメントの推進

「墨田区公共施設等総合管理計画」に基づき、区の限られた財源を有効に活用し、真に必要な行政サービスを将来にわたり提供し続けるため、区民の貴重な資産である公共施設等を効果的・効率的に活用し、その費用対効果の最大化を図るなど、公共施設等マネジメントの取り組みを着実に進めていきます。

◆公共施設等の総合的・計画的な管理にかかる基本的な方針

今後、区は、以下の柱となる3つの基本方針に基づき、公共施設等の適正な維持管理を図っていきます。

<基本方針1> 「人」
誰もが安心して快適に利用できる質の高い施設サービスの実現
【目指す将来像】

多様な区民ニーズに対応した機能や規模を確保し、誰もが安心して快適に利用できる施設環境が整備されています。さらに、データの活用や官民連携による効率的な管理運営が推進され、質の高いサービスを安定的に提供しています。

<基本方針2> 「施設」
計画的な施設保全による環境にやさしく安全性の高い施設運営の実現
【目指す将来像】

定期的な点検・診断や予防保全型の修繕を実施し、施設の長寿命化と維持管理の効率化が図られています。併せて、環境性能の向上や防災機能の強化が進み、人と環境にやさしく安全性の高い施設運営を実現しています。

<基本方針3> 「コスト」
民間活力等を活用した持続可能な行財政運営の実現
【目指す将来像】

施設コストの見える化や施設データの一元化が進められるとともに、民間活力の活用による整備・運営の効率化や未利用施設、基金等の有効活用が推進され、持続可能な行財政運営を実現しています。

◆統合・廃止等の推進方針

施設の老朽化状況や利用実態、維持管理コスト、将来人口や行政需要の見通しなどを総合的に勘案し、機能の重複が見られる施設や、利用率の低下が著しい施設については、統合・集約化を検討します。また、役割を終えた施設や将来需要が低下している施設については、廃止や機能転換を検討するなど、施設保有総量の適正化と財政負担の平準化を図り、持続可能な施設運営の実現に努めます。

◆更新等の実施方針

〈公共施設(建物)〉

新たな行政需要への対応や施設の更新(建替え)の検討にあたっては、「施設機能の優先度」、「建物の性能・劣化状況」、「民間活力の活用可能性」等の観点から、総合的に判断します。その際、用途としての役割を終えた既存施設の有効活用や民間建物等の活用も含め、既存ストックの活用を基本とします。

これらの検討を踏まえ、施設の更新(建替え)や新設が必要であると判断した場合には、求められる機能やコンセプトを明確化したうえで、民間活力の活用可能性を含めた整備手法の比較検証を行います。さらに、こうした機会を捉え、複合化・多機能化をはじめ、近隣施設等の再編にも取り組みます。

また、将来の行政需要や社会情勢の変化に柔軟に対応できる、可変性の高い持続可能な施設整備を推進します。

なお、施設整備にあたっては、地域特性や地域コミュニティへの影響を十分に考慮するとともに、区民や利用者への丁寧な情報提供と意見交換を行いながら、段階的かつ計画的に進めます。

〈インフラ〉

インフラについては、その性質上、公共施設のような再編等は困難であり、将来にわたり継続的な機能維持が求められます。このため、区民生活や都市活動を支える基盤としての役割を踏まえ、今後の区民ニーズや社会情勢の変化、財政状況等を総合的に勘案しながら、計画的な維持管理及び必要な整備を行っていくことが重要です。

また、長期的な視点に立ち、ライフ・サイクル・コストを意識した維持管理や更新を行うことで、修繕費・更新費の平準化を図り、将来的な財政負担の軽減につなげていきます。あわせて、限られた財源を有効に活用するため、効率的かつ合理的な維持管理手法についても検討し、持続可能なインフラの維持・運営をめざしていきます。

2 学校跡地等の活用方針と活用策

(1)活用方針

学校等の区施設跡地は、区内に残された貴重な空間であることから、以下の主要な課題解決のために活用します。

《主要な課題》

- ① まちづくり事業の推進
- ② 防災対策の推進
- ③ 子育て支援策の推進(待機児童解消、緑豊かな公園等の住環境づくり等)
- ④ 高齢者、障害者施策の充実(入所施設整備の支援等)と地域医療連携の推進
- ⑤ 生涯学習、スポーツ、レクリエーション活動の充実
- ⑥ 区民ボランティアの活動促進等
- ⑦ 産業振興の推進

現時点で活用予定のない区施設跡地や、今後移転や廃止等により用途廃止される区施設等で、区として有効な活用策がないものは、売却や貸付等についても検討します。ただし、売却・貸付にあたっては、主要な課題解決につながる活用、かつ、当該跡地が地域のまちづくりに寄与するものに限定します。

都有地や都施設跡地についても、地域の活性化や区政の課題解決のための活用が求められていることから、区として当該用地の具体的な活用策を検討し、東京都の活用用途を確認しながら、用地の譲渡や地域要望に沿った活用を働きかけていきます。

また、公共施設等の大規模修繕や建替えに伴う一時移転のための敷地として、敷地面積や道路状況などの周辺環境を考慮したうえで、一定数の敷地を確保する必要があることから、区有地以外の都有地等の活用も含めて検討していきます。なお、当該敷地については、一時移転先として使用していない期間の活用についても併せて検討していきます。

(2)主な区有地(施設)の活用策

■ 主な区有地(施設)の活用策一覧

区有地(施設)の名称	活用策
旧隅田小学校	鉄道立体化及び鐘ヶ淵地区まちづくり事業用地
旧文花小学校	文花テニスコート、文花児童館移転用地
旧立花中学校	特別養護老人ホーム、病院用地
旧向島中学校	体育館(既存建物)、公園整備用地
亀沢二丁目公有地(亀沢二丁目暫定広場、外手児童館学童クラブ分室)	区民活動(ボランティアなど)に資する用地
旧ひきふね保育園	重度障害者(身体)グループホーム、医師会館用地
旧八広児童館	知的障害者の通所事業所用地
旧本所保健センター	東駒形保育園等複合施設用地
旧木下川小学校(南側)	利活用検討用地
旧すみだ清掃事務所亀沢事業所	
旧向島保健センター	
特別養護老人ホーム(たちばなホーム、はなみずきホーム) ※1	
文花保育園 ※2	

※1 旧立花中学校跡地に整備中の特別養護老人ホームに機能移転後、施設を廃止予定

※2 公私連携制度導入により保育園を移転後、施設を廃止予定

3 主要な公共施設等整備事業

本計画の期間中に実現をめざす施設整備や都市基盤整備事業のうち、複数年度にわたり多額の財源が必要となるものを「主要な公共施設等整備事業」として事業指定しています。

なお、民間事業者による高齢者入所施設等の整備に対する補助事業やPPPを活用する事業についても、本事業に位置づけています。

■ 主要な公共施設等整備事業

(単位:百万円)

基本目標	政策名	事業名	金額		
			前期	後期	合計
豊かな感性が磨かれる	多彩な魅力が豊かな心と地域の活力を育むまち	すみだトリフォニーホール大規模改修事業	8,988	105	9,093
		第二体育館整備事業	9	6,375	6,384
	小計	2事業	8,997	6,480	15,477
あたたかいおせっかいがめぐる	つながりで地域のしあわせを育むまち	亀沢二丁目公有地再整備事業	0	0	0
		高齢者入所施設整備支援事業※	1,906	2,167	4,073
		障害者グループホーム等整備支援事業	113	410	523
	こどもの可能性が広がるまち	東駒形保育園等複合施設整備事業	3,168	0	3,168
		公立保育園改築・改修事業	1,390	0	1,390
		文花児童館等再整備事業	1,513	0	1,513
		児童館魅力アップ事業	2,242	3,294	5,536
		学校改築・改修事業	16,282	28,511	44,793
小計	8事業	26,614	34,382	60,996	
安全で心地よい暮らしがある	日常に心地よさを感じられるまち	まちが輝く公園づくり事業	2,409	874	3,283
		隅田公園再整備事業	590	0	590
		東向島北公園再整備事業	829	0	829
		江東内部河川憩い空間創出事業	738	233	971
		公園等公衆トイレ整備事業	342	340	682
	安全と楽しさが両立するまち	東武伊勢崎線(とうきょうスカイツリー駅付近)立体化事業	18,264	0	18,264
		押上・とうきょうスカイツリー駅周辺まちづくり事業	6,455	8,245	14,700
		曳舟駅周辺まちづくり事業	9,543	11,654	21,197

(単位:百万円)

基本目標	政策名	事業名	金額		
			前期	後期	合計
安全で心地よい暮らしがある	安全と楽しさが両立するまち	錦糸町駅周辺まちづくり事業	408	3,714	4,122
		隅田川沿川地区まちづくり推進事業	2,544	0	2,544
		鐘ヶ淵地区まちづくり事業	2,126	1,105	3,231
		京島地区・北部中央地区まちづくり事業	1,208	883	2,091
		道路バリアフリー等整備事業	1,255	540	1,795
		無電柱化整備事業	655	1,002	1,657
		橋梁の架替・撤去事業	3,838	2,370	6,208
	小計	15 事業	51,204	30,960	82,164
合計	25 事業	86,815	71,822	158,637	

※ 特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム

Ⅲ 財政計画

1 財政計画の基本的な考え方

財政計画は、基本計画の目標達成に向けて、各種施策を着実に推進するため、中長期的な展望に基づく財政面の羅針盤となるものです。

区財政は、納税義務者数の増加などにより、基幹的収入である特別区民税や特別区交付金の増収傾向が続き、歳入状況は堅調に推移しています。

しかし、わが国の景気の先行きは、物価上昇などが下振れ要因となり、依然として不透明な状況です。さらに、特別区においては、税源偏在是正として国が進める税制改正の影響も懸念されるなど、区財政を取り巻く環境の見通しは予断を許さない状況です。

こうした状況下においても、多様な行政需要に的確に対応していくためには、財政基盤をより強化し、一層の財政健全化を推進していくことが重要です。

本計画では、区財政の健全性を確保しつつ、各種施策の財政面における裏づけとなるよう、次の点を踏まえ、基本計画期間中(2026(令和8)年度～2035(令和17)年度)の財政収支を推計しました。

2 財政収支の推計

本計画の人口推計に基づく変動要因と、制度改正や特殊要因による歳入・歳出の一時的な増減を除き、過去の実績をもとにその推移を勘案し推計しています。

なお、社会状況の変化等に伴い、推計値と実績に乖離が生じる可能性があるため、基本計画の見直しにあわせて、本計画の分析を行い、改めて財政収支を推計することとします。

歳入	
特別区税	人口推計に基づく納税義務者数の増や区民所得の変動、ふるさと納税による寄附金税額控除や税制改正の影響、過去の実績に基づき推計。
特別区交付金	現行の特別区への配分割合を前提として、過去の実績に基づき推計。
国・都支出金	現行制度を前提として過去の実績に基づき推計。主要な公共施設等整備事業については、その実施により見込まれる収入をもとに推計。
特別区債	主要な公共施設等整備事業を中心に「基金、特別区債の活用等」(P170参照)の考え方を基本として、将来の区財政における公債費負担を考慮しつつ、後年度にわたる区民の負担の公平性と財源確保の観点から活用。
繰入金	「基金、特別区債の活用等」(P170参照)の考え方を基本として、過去の実績に基づき活用。
その他	科目ごとに過去の実績に基づき推計。

歳 出	
人件費	「墨田区定員管理計画」に基づく職員数や定年退職予定者数を見込みつつ、過去の実績に基づき推計。
扶助費	過去の実績に基づき推計。
公債費	特別区債の既発行分、主要な公共施設等整備事業の実施による新規発行分の元利償還額、満期一括償還方式に対応した減債基金への積立分などを見込んで推計。
投資的経費	主要な公共施設等整備事業のほか、公共施設(建物)や道路整備等の経常的に実施する投資的事業、「墨田区公共施設等総合管理計画」における予防保全にかかる経費等を見込んで推計。
一般行政経費等	内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(令和8年1月)等を踏まえた物価上昇率、計画期間中における新たな行政需要の増大等を見込みつつ、過去の実績に基づき推計。

■ 財政収支の想定

(単位:百万円)

		前期 (令和8年度~12年度)		後期 (令和13年度~17年度)		合計		
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
歳 入	一般財源	499,675	60.0%	557,510	64.3%	1,057,185	62.2%	
	内 訳	特別区税	177,667	21.3%	196,868	22.7%	374,535	22.0%
		特別区交付金	258,036	31.0%	296,244	34.2%	554,280	32.6%
		その他	63,972	7.7%	64,398	7.4%	128,370	7.6%
	特定財源	333,462	40.0%	309,181	35.7%	642,643	37.8%	
	内 訳	国・都支出金	231,690	27.8%	215,544	24.9%	447,234	26.3%
		特別区債	26,324	3.2%	34,880	4.0%	61,204	3.6%
		その他	75,448	9.0%	58,757	6.8%	134,205	7.9%
	合計	833,137	100%	866,691	100%	1,699,828	100%	
歳 出	義務的経費	376,303	45.2%	413,212	47.7%	789,515	46.4%	
	内 訳	人件費	120,269	14.4%	140,566	16.2%	260,835	15.3%
		扶助費	237,905	28.6%	250,040	28.9%	487,945	28.7%
		公債費	18,129	2.2%	22,606	2.6%	40,735	2.4%
	投資的経費	138,018	16.6%	108,629	12.5%	246,647	14.5%	
		主要な公共施設等整備事業	86,815	10.4%	71,822	8.3%	158,637	9.3%
	一般行政経費等	318,816	38.2%	344,850	39.8%	663,666	39.1%	
	合計	833,137	100%	866,691	100%	1,699,828	100%	

※端数処理により数値の合計があわない場合があります。

◆ 基金、特別区債の活用等

1 基金

(1) 財政調整基金

財政調整基金は、大規模災害等への緊急的対応や、経済事情の変動により財源不足が生じた場合に備える必要があるため、原則、計画期間の各会計年度の財政調整基金残高として、本区の標準財政規模*の30%程度を維持しながら活用します。

なお、地方財政法に基づき、各会計年度における決算剰余金の2分の1以上の金額は、財政調整基金又は減債基金に積み立てることとします。

※ 標準財政規模とは

各自治体の標準的な状態で収入されるであろう經常的一般財源(特別区税、特別区交付金、地方譲与税等)の規模を示すもの

(2) 公共施設等整備基金

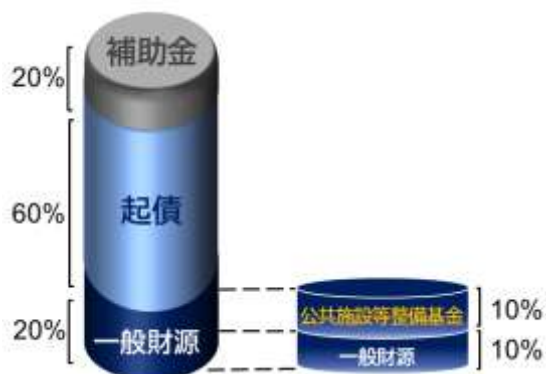
公共施設等整備基金は、主要な公共施設等整備事業(都市計画交付金対象事業を除く。)について、原則、図1の財源充当モデルで定める割合に応じて活用します。

なお、計画期間以降の将来的な公共施設の更新等に備える必要があるため、原則、「墨田区公共施設等総合管理計画」において試算した今後40年間の修繕費及び更新費の将来経費のうち、10年分に相当する約1,600億円の10%程度を最低限度として確保できるよう積み立てることとします。

2 特別区債

特別区債は、原則、主要な公共施設等整備事業(都市計画交付金対象事業を除く。)については図1、都市計画交付金対象事業については図2の財源充当モデルで定める割合に応じて、計画期間の各年度の公債費負担比率5%を上限として活用します。

【図1】



【図2】



IV 基本計画とSDGs

1 持続可能な開発目標SDGsとは

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、2015(平成27)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016(平成28)年から2030(令和12)年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲット、これらの目標達成に向けた進捗状況を測るインディケーターで構成されています。地球上の誰一人取り残さない(leave no one behind)社会の実現をめざし、全世界共通の目標として、経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決することの重要性が示されています。



2 基本計画とSDGs

SDGsは世界規模で達成をめざす目標ですが、その達成に向けた取り組みは、区民、事業者、区それぞれの行動の積み重ねが重要です。

本区は2021(令和3)年度に、SDGsの達成に向けて優れた取り組みを行う都市として「SDGs未来都市」に選定され、「墨田区SDGs未来都市計画」に基づき、目標達成に向けた取り組みを推進しています。

基本計画においても、施策とSDGsの関連を明らかにし、SDGsの目標を踏まえて区政を推進することで、SDGsの達成につなげていきます。

■ 墨田区基本計画における施策とSDGsのゴールとの関係

施策名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
1-1 企業の社会経済環境への対応力の向上を支援し、区内産業の持続可能な成長を促進する								●	●								
1-2 伝統と革新、魅力ある商業空間が共存する未来へ続く産業のまちをつくる								●	●			●					●
2-1 区内の観光資源やさまざまな活動を連携させ、受容性に富んだまちをつくる								●	●								●
2-2 すみだの魅力を広げ発信し、訪れたいまちをつくる								●	●								●
3-1 郷土の歴史・文化を継承し、文化芸術の力で地域をつなぎ、未来をつくる				●								●					●
3-2 誰もがスポーツに親しむための環境を整備する			●	●						●							
3-3 生涯にわたり学びができる場を提供し、学習の成果を活かすしくみをつくる				●													●
4-1 地域で支えあう福祉の充実と、サービスの向上を図る	●		●							●							
4-2 高齢者が生きがいを持って社会参加をし、住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるよう支援する			●					●		●	●					●	●
4-3 障害のある人が地域の中で輝いて生きるしくみをつくる	●		●	●				●		●	●					●	
5-1 ライフコースにあわせた健やかな暮らしを支えるしくみをつくる		●	●														
5-2 安全・安心な保健・医療体制を確立する	●		●		●					●		●					
6-1 必要な子育て支援サービスを適切に利用でき、こどもの健やかな育ちを支える環境をつくる			●	●							●					●	
6-2 こどもと親がともに安心して暮らせるまちをつくる	●	●	●								●					●	
6-3 意欲をもって学び、協働的に課題解決ができる確かな学力を育む				●							●						
7-1 地域の多様なコミュニティを支え育む				●							●						●
7-2 防災力・防犯力の高い安全・安心なまちをつくる											●		●				
7-3 多様性を認めあい、平和で人権が尊重される共生社会をつくる	●			●	●			●		●						●	●
8-1 魅力的で緑豊かな公園や水辺など、さまざまな世代が交流できるにぎわいや憩いの空間をつくる					●			●		●	●						
8-2 ゼロカーボンティすみだの実現をめざし、環境にやさしいまちをつくる				●	●	●				●	●	●	●	●			●
9-1 地域ごとの特色を活かした魅力あるまちを形成する									●		●						●
9-2 災害に強い安全なまちづくりを進める										●	●		●				●
9-3 多様な世帯が自分らしくいきいきと暮らせる住環境を形成する	●								●		●	●					
9-4 誰もが安全・快適に楽しく移動でき、めぐりたくなるまちづくりを進める			●								●						